

第2編 震災対策

震災対策編_目次

第2編 震災対策

| | |
|----------------------------|---|
| 第1章 震災対策の総則 | 1 |
| 第1節 地震被害想定 | 2 |
| 1 想定地震 | 2 |
| 2 想定結果 | 3 |
| 第2節 震災対策の基本方針 | 8 |
| 1 震災対策の基本的考え方 | 8 |
| 2 震災対策の目標 | 8 |
| 3 東京湾北部地震への主な防災対策 | 10 |
| 第2章 震災予防計画 | 11 |
| 第1節 建築物・施設等の耐震性の向上 | 12 |
| 1 市有建築物の耐震化 | 【建築開発課】12 |
| 2 一般建築物の耐震化 | 【建築開発課、防災危機管理課】12 |
| 3 窓ガラス等の落下防止対策 | 【建築開発課】12 |
| 4 ブロック塀の倒壊防止対策 | 【建築開発課】13 |
| 5 自動販売機の転倒防止対策 | 【防災危機管理課、道路課】13 |
| 第2節 震災に強い防災都市づくり | 14 |
| 1 防災都市づくりの推進 | 【都市計画課、建築開発課、道路課、政策推進課】14 |
| 2 都市計画マスタープランへの位置づけ | 【都市計画課】14 |
| 3 市街地の整備等 | 【都市計画課】14 |
| 4 空き家対策 | 【環境推進課】15 |
| 5 防火・準防火地域の指定推進と建築物の不燃化の促進 | 【都市計画課】15 |
| 6 防災空間等の確保 | 【道路課、都市計画課、防災危機管理課】15 |
| 7 道路施設の点検整備 | 【道路課】15 |
| 8 ライフライン施設の耐震化 | …【関係事業者、水道施設課、下水道施設課、防災危機管理課、道路課、環境推進課】15 |
| 9 液状化及び地盤沈下対策 | 【建築開発課、環境推進課】17 |
| 10 宅地造成地の安全対策 | 【建築開発課】17 |
| 第3節 地震火災等の予防 | 18 |
| 1 市民への防火意識の啓発 | 【防災危機管理課、消防局・消防署】18 |
| 2 住宅等からの出火防止 | …【防災危機管理課、学校教育課、教育総務課、生涯学習課、消防局・消防署】18 |
| 3 出火防止対策の推進 | 【防災危機管理課、消防局・消防署】19 |
| 第4節 地域防災力の向上 | 20 |
| 1 市民の防災力の向上 | 【防災危機管理課】20 |
| 2 自主防災組織の強化 | 【防災危機管理課】20 |
| 3 民間防火組織の育成 | 【防災危機管理課、消防署】21 |
| 4 事業所等の防災組織の整備 | 【防災危機管理課】21 |
| 5 地区防災計画の策定 | 【防災危機管理課】22 |

| | | |
|-----|-----------------------|--------------------------------------|
| 第5節 | 防災教育 | 23 |
| 1 | 職員の防災対応能力の強化 | 【防災危機管理課】 23 |
| 2 | 自主防災組織に対する防災教育 | 【防災危機管理課、消防署】 23 |
| 3 | 防災上重要な施設に対する防災教育 | 【防災危機管理課、消防局】 24 |
| 4 | 市民、事業所等に対する防災教育 | 【防災危機管理課、消防署】 24 |
| 5 | 児童・生徒に対する防災教育 | 【学校教育課、防災危機管理課】 24 |
| 第6節 | 防災訓練 | 25 |
| 1 | 総合防災訓練の実施 | 【防災危機管理課、関係各課、消防署】 25 |
| 2 | 個別訓練の実施 | 【防災危機管理課、関係各課、消防署】 25 |
| 3 | 事業所、自主防災組織及び市民の訓練 | 【防災危機管理課、消防署】 26 |
| 4 | 防災訓練の検証 | 【防災危機管理課、関係各課、消防署】 27 |
| 第7節 | 震災に関する調査研究 | 28 |
| 1 | 地震ハザードマップの見直し | 【防災危機管理課】 28 |
| 2 | 東京湾北部地震に関する調査研究 | 【防災危機管理課】 28 |
| 3 | 住民の安全な避難誘導に関する調査研究 | 【防災危機管理課】 28 |
| 4 | 災害情報の確実な伝達等に関する調査研究 | 【防災危機管理課】 28 |
| 第8節 | 震災に備えた体制整備 | 29 |
| 第1 | 活動体制の整備 | 29 |
| 1 | 市の活動体制の整備 | 【防災危機管理課、人事課、建築開発課、下水道施設課、いろは遊学館】 29 |
| 2 | 相互応援の体制の整備 | 【防災危機管理課、関係各課】 30 |
| 3 | 防災活動拠点の整備 | 【防災危機管理課、関係各課】 32 |
| 第2 | 情報通信体制の整備 | 33 |
| 1 | 情報収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 | 【防災危機管理課、市政情報課、政策推進課】 33 |
| 2 | 情報通信設備の整備 | 【防災危機管理課、市政情報課、政策推進課】 34 |
| 第3 | 災害ボランティア活動のための環境整備 | 36 |
| 1 | 県災害ボランティア登録制度の周知 | 【防災危機管理課、社会福祉協議会】 36 |
| 2 | ボランティア組織・団体に関する情報の把握 | 【防災危機管理課、社会福祉協議会】 37 |
| 3 | 専門職ボランティアの組織化 | 【関係各課】 37 |
| 4 | 災害時におけるボランティアの活動環境の整備 | 【防災危機管理課、社会福祉協議会】 37 |
| 5 | ボランティアコーディネーターの養成 | 【防災危機管理課、社会福祉協議会】 37 |
| 6 | ボランティア関係機関との情報共有 | 【共生社会推進課】 38 |
| 第4 | 消防活動体制の整備 | 38 |
| 1 | 消防力・消防水利の強化 | 【防災危機管理課、水道施設課、消防局・消防署、消防団】 38 |
| 2 | 初期消火体制等の強化 | 【防災危機管理課、消防署、消防団】 39 |
| 第5 | 危険物等関連施設の災害予防 | 41 |
| 1 | 危険物等関連施設の災害予防 | 【防災危機管理課、消防局、施設管理者】 41 |
| 2 | 高圧ガス施設の災害予防 | 【防災危機管理課、消防局、施設管理者】 42 |
| 第6 | 救出救助、救急体制の整備 | 43 |
| 1 | 救急救助体制の整備 | 【防災危機管理課、消防署・消防団】 43 |

| | | | |
|-----|----------------------------------|---|----|
| 2 | 傷病者搬送体制の整備…………… | 【健康増進センター、健康政策課、防災危機管理課】 | 43 |
| 3 | 応急手当法の普及啓発…………… | 【防災危機管理課、消防署・消防団】 | 43 |
| 第7 | 医療救護体制の整備…………… | | 44 |
| 1 | 医療体制の整備…………… | 【健康政策課、健康増進センター、消防局・消防署】 | 44 |
| 2 | 医薬品等の確保…………… | 【健康政策課、健康増進センター、防災危機管理課】 | 44 |
| 3 | 後方医療体制の整備…………… | | |
| | …………… | 【健康政策課、健康増進センター、防災危機管理課、消防局・消防署】 | 44 |
| 4 | 要配慮者に対する医療対策…………… | | |
| | …………… | 【健康政策課、共生社会推進課、長寿応援課、子ども支援課、健康増進センター】 | 46 |
| 5 | 応援体制の整備…………… | 【健康政策課、健康増進センター、共生社会推進課】 | 46 |
| 第8 | 避難活動体制の整備…………… | | 47 |
| 1 | 避難所等の指定…………… | 【防災危機管理課、関係各課】 | 47 |
| 2 | 避難所等の整備…………… | | |
| | …………… | 【防災危機管理課、共生社会推進課、長寿応援課、保険年金課、教育総務課、学校教育課、生活援護課、福祉監査室】 | 51 |
| 3 | 避難路の確保…………… | 【道路課、都市計画課、建築開発課、防災危機管理課】 | 51 |
| 4 | 地域（住民・事業所）との連携強化…………… | 【防災危機管理課、関係各課、消防団】 | 52 |
| 5 | 防災上重要な施設の避難体制の強化…………… | 【消防局・消防署、施設管理者】 | 52 |
| 6 | 学校等の避難体制の強化…………… | 【教育総務課、学校教育課、保育課】 | 52 |
| 7 | 避難誘導體制の整備…………… | 【防災危機管理課、関係各課、消防団】 | 52 |
| 第9 | 緊急輸送道路の整備…………… | | 54 |
| 1 | 緊急輸送道路の指定及び沿線の整備…………… | 【道路課、建築開発課、防災危機管理課】 | 54 |
| 2 | 緊急輸送道路の啓開・復旧体制の充実…………… | 【道路課、関係各課】 | 55 |
| 3 | 通行止め標識等の備え…………… | 【道路課、防災危機管理課】 | 56 |
| 第10 | 緊急輸送体制の整備…………… | | 57 |
| 1 | 輸送車両の増強…………… | 【防災危機管理課、関係各課】 | 57 |
| 2 | 調達体制の整備…………… | 【防災危機管理課、関係各課】 | 57 |
| 3 | 緊急通行車両の事前届出の推進…………… | 【関係各課】 | 57 |
| 4 | その他の輸送手段の確保…………… | 【防災危機管理課、消防局】 | 58 |
| 第11 | 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材の供給体制の整備…………… | | 59 |
| 1 | 給水体制の整備…………… | 【上下水道総務課、水道施設課、本部事務局】 | 59 |
| 2 | 食料の供給体制の整備…………… | 【防災危機管理課、関係事業者】 | 60 |
| 3 | 生活必需品の備蓄…………… | 【防災危機管理課、関係各課】 | 61 |
| 4 | 生活必需品の輸送体制の整備…………… | 【防災危機管理課、関係各課、関係事業者】 | 62 |
| 5 | 防災用資機材の備蓄…………… | 【防災危機管理課、関係各課】 | 62 |
| 6 | トイレの確保…………… | 【教育総務課、防災危機管理課】 | 63 |
| 7 | 燃料の調達体制の整備…………… | 【防災危機管理課】 | 63 |
| 第12 | 帰宅困難者の安全確保体制の整備…………… | | 64 |
| 1 | 帰宅困難者の定義…………… | 【防災危機管理課】 | 64 |
| 2 | 帰宅困難者数の把握…………… | | |
| | …………… | 【柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、監査・選管事務局、防災危機管理課】 | 64 |
| 3 | 帰宅困難者発生に伴う影響…………… | 【防災危機管理課】 | 64 |
| 4 | 帰宅困難者（抑制）対策…………… | | |

| | | |
|------------|---|-----------------------------|
| | …… 【柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、監査・選管事務局、防災危機管理課】 | 65 |
| 第13 | 遺体の処理、埋葬・火葬の体制整備 | 68 |
| 1 | 民間事業者との協定締結 | 【総合窓口課、防災危機管理課】 68 |
| 2 | 遺体安置所の選定 | 【総合窓口課、市民活動推進課】 68 |
| 3 | 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成 | 【総合窓口課、市民活動推進課】 68 |
| 第14 | 防疫・保健衛生体制の整備 | 69 |
| 1 | 防疫・保健衛生体制の確立 | 【環境推進課、健康政策課、健康増進センター】 69 |
| 2 | 防疫薬品等の調達計画の確立 | 【環境推進課、防災危機管理課】 69 |
| 3 | 感染症患者に対する医療提供体制の確立 | 【健康政策課、健康増進センター】 69 |
| 4 | 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 | 【環境推進課】 69 |
| 第15 | 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定体制の整備 | 70 |
| 1 | 市内民間判定士への連絡体制の整備 | 【建築開発課、防災危機管理課】 70 |
| 2 | 震前判定実施計画の作成 | 【建築開発課】 70 |
| 3 | 判定用資機材の備蓄 | 【建築開発課】 70 |
| 第16 | 住宅対策の体制整備 | 71 |
| 1 | 建設業者との協定締結 | 【建築開発課、防災危機管理課】 71 |
| 2 | 応急仮設住宅建設予定地の選定 | 【都市計画課、建築開発課】 71 |
| 3 | 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備 | 【建築開発課】 72 |
| 第9節 | 要配慮者の安全対策 | 73 |
| 1 | 避難行動要支援者の安全対策 | …… |
| | … 【共生社会推進課、生活援護課、長寿応援課、子ども支援課、防災危機管理課、関係各課】 | 74 |
| 2 | 要配慮者の安全対策 | …… |
| | … 【共生社会推進課、生活援護課、長寿応援課、子ども支援課、防災危機管理課、関係各課】 | 76 |
| 3 | 外国人への安全対策 | 【市民活動推進課、総合窓口課、関係各課】 78 |
| 4 | 社会福祉施設入所者等の安全対策 | 【共生社会推進課、長寿応援課、子ども支援課】 78 |
| 第10節 | 文教対策 | 80 |
| 1 | 市の事前対策 | 【教育総務課、保育課】 80 |
| 2 | 学校等の事前対策 | 【学校教育課、学校長、保育課、保育園長】 80 |
| 3 | 文化財の事前対策 | 【生涯学習課】 80 |
| 第11節 | 災害復旧・復興への備え | 82 |
| 1 | 各種データの整備保全 | 【デジタル推進課、課税課、総合窓口課、関係各課】 82 |
| 2 | 罹災証明書の発行体制の整備 | 【課税課、防災危機管理課】 82 |
| 3 | 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 | 【環境推進課】 82 |
| 4 | 災害廃棄物処理体制の整備 | 【環境推進課】 83 |
| 5 | 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備 | 【産業観光課】 83 |
| 第3章 | 震災応急対策計画 | 84 |
| 第1節 | 応急対策の基本方針 | 86 |
| 第2節 | 活動体制の確立 | 87 |
| 1 | 活動体制区分 | 【全課共通、全班共通】 87 |
| 2 | 注意体制 | 【全課共通】 89 |
| 3 | 警戒体制 | 【全班共通】 89 |

| | | | |
|-----|-----------------------------|-------------------------------|-----|
| 4 | 非常体制 | 【全班共通】 | 91 |
| 5 | 職員の動員 | 【全班共通】 | 102 |
| 6 | 災害対策本部運営の留意事項 | 【本部事務局、人事班、関係各班】 | 103 |
| 第3節 | 災害情報の収集 | | 105 |
| 第1 | 情報通信手段の確保 | | 105 |
| 1 | 災对本部各班間の情報通信手段 | | |
| | | 【本部事務局、地区本部、関係各班、消防局・消防署、消防団】 | 105 |
| 2 | 県及び県内防災関係機関との情報通信手段 | 【本部事務局、関係各班】 | 105 |
| 3 | 住民への情報伝達 | 【広報班、地区本部、本部事務局、避難所班、保育支援班】 | 106 |
| 第2 | 地震に関する情報の収集・伝達 | | 107 |
| 1 | 地震情報の収集 | 【本部事務局】 | 107 |
| 2 | 情報の収集・伝達系統 | 【本部事務局、広報班】 | 107 |
| 3 | 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ | 【広報班、地区本部】 | 108 |
| 第3 | 住民からの通報・問い合わせの処理 | | 108 |
| 1 | 住民からの通報の処理 | 【本部事務局、関係各班】 | 108 |
| 2 | 住民からの問い合わせの処理 | 【本部事務局】 | 109 |
| 第4 | 被害情報の収集・伝達 | | 109 |
| 1 | 被害規模の目安の把握 | 【本部事務局、地区本部】 | 109 |
| 2 | 発災初期における概括的被害程度の把握・伝達（発生速報） | | |
| | | 【本部事務局、地区本部、関係各班】 | 110 |
| 3 | 初動対応期の被害状況の把握・伝達（経過速報） | | |
| | | 【本部事務局、地区本部、調査財政班、関係各班】 | 110 |
| 4 | 応急救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報） | | |
| | | 【本部事務局、地区本部、調査財政班、関係各班】 | 111 |
| 5 | 被害情報の収集担当 | 【本部事務局、関係各班】 | 111 |
| 6 | 被災者台帳の作成 | 【調査財政班、関係各班】 | 112 |
| 7 | 災害情報の共有 | 【本部事務局、関係各班】 | 112 |
| 第4節 | 広報広聴活動 | | 113 |
| 1 | 災害広報資料の収集 | 【広報班、地区本部、調査財政班、関係各班】 | 113 |
| 2 | 市民への広報 | 【地区本部、広報班】 | 113 |
| 3 | 安否情報の提供 | 【本部事務局、地区本部】 | 114 |
| 4 | 報道機関への情報提供 | 【広報班】 | 115 |
| 5 | 被災者に対する広聴の実施 | 【地区本部】 | 115 |
| 6 | 災害情報相談センターへの協力 | 【広報班】 | 115 |
| 第5節 | 自衛隊の災害派遣要請依頼 | | 116 |
| 1 | 災害派遣要請依頼の基本方針 | 【本部事務局】 | 116 |
| 2 | 災害派遣活動の範囲 | 【本部事務局、関係各班】 | 116 |
| 3 | 災害派遣要請依頼の手続き | 【本部事務局】 | 117 |
| 4 | 災害派遣部隊の受入れ | 【本部事務局、関係各班】 | 118 |
| 5 | 災害派遣部隊の撤収要請 | 【本部事務局】 | 120 |
| 6 | 経費の負担区分 | 【本部事務局】 | 120 |
| 第6節 | 応援要請・要員確保 | | 121 |

| | | | |
|------|---------------------|-------------------------|-----|
| 1 | 相互応援協力 | 【本部事務局、関係各班】 | 121 |
| 2 | 要員確保 | 【本部事務局、関係各班】 | 123 |
| 第7節 | 広域応援受入れ | | 124 |
| 1 | 国、地方公共団体等からの応援受入れ | 【本部事務局、関係各班】 | 124 |
| 2 | ボランティアの応援受入れ | 【ボランティアセンター、関係各班】 | 124 |
| 3 | 公共的団体等の応援受入れ | 【本部事務局、関係各班】 | 125 |
| 第8節 | 災害救助法の適用 | | 127 |
| 1 | 災害救助法の概要 | 【本部事務局】 | 127 |
| 2 | 災害救助法の適用及び実施 | 【本部事務局】 | 128 |
| 3 | 災害救助法が適用されない場合の措置 | 【本部事務局、関係各班】 | 131 |
| 第9節 | 消防活動 | | 132 |
| 1 | 消防機関による消防活動 | 【消防局・消防署、消防団】 | 132 |
| 2 | 応援要請 | 【消防局・消防署】 | 133 |
| 3 | 地域住民組織の活動 | 【自主防災組織、自警消防隊、本部事務局】 | 134 |
| 4 | 事業所の活動 | 【本部事務局】 | 134 |
| 5 | 市民の活動 | 【本部事務局、消防団】 | 135 |
| 第10節 | 救急救助・医療救護 | | 136 |
| 1 | 救急救助の原則 | 【消防局・消防署】 | 136 |
| 2 | 救急救助体制の確立 | 【消防局・消防署】 | 137 |
| 3 | 傷病者の搬送 | 【医療班、本部事務局、消防局・消防署、消防団】 | 137 |
| 4 | 医療・助産救護活動 | 【医療班】 | 138 |
| 5 | 市民、自主防災組織、自警消防隊の役割 | 【本部事務局】 | 140 |
| 第11節 | 水害防止活動 | | 141 |
| 1 | 水防体制の確立 | 【本部事務局、関係各班、消防団（水防団）】 | 141 |
| 2 | 情報連絡体制の整備 | 【本部事務局】 | 141 |
| 3 | 決壊時の処置 | 【施設復旧班、消防団】 | 142 |
| 第12節 | 避難支援活動 | | 143 |
| 1 | 避難に関する状況把握 | 【本部事務局、施設復旧班、調査財政班】 | 143 |
| 2 | 避難指示、警戒区域の設定 | 【本部事務局、広報班、朝霞警察署】 | 143 |
| 3 | 避難誘導 | 【本部事務局、避難所班】 | 145 |
| 4 | 避難所の開設 | 【本部事務局、避難所班、地区本部、教育総務班】 | 146 |
| 5 | 避難所の運営 | 【避難所班、地区本部、教育総務班、関係各班】 | 149 |
| 6 | 広域避難 | 【本部事務局】 | 153 |
| 7 | 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ | 【本部事務局】 | 153 |
| 8 | 災害救助法が適用された場合の費用等 | 【本部事務局】 | 153 |
| 9 | 避難所外避難者対策 | 【本部事務局】 | 153 |
| 第13節 | 緊急輸送道路の確保 | | 154 |
| 1 | 道路の被害状況の把握 | 【交通衛生班、施設復旧班、本部事務局】 | 154 |
| 2 | 交通規制等 | 【交通衛生班、広報班、朝霞警察署】 | 154 |
| 3 | 緊急輸送道路の応急復旧 | 【施設復旧班、交通衛生班、本部事務局】 | 156 |
| 4 | 災害救助法が適用された場合の費用等 | 【本部事務局】 | 156 |
| 第14節 | 緊急輸送 | | 157 |

| | | | |
|------|---------------------|--------------------------|-----|
| 1 | 緊急輸送手段の確保 | 【総務班、本部事務局、関係各班】 | 157 |
| 2 | 県との連携 | 【施設復旧班、本部事務局】 | 158 |
| 3 | 緊急輸送の順位 | 【避難所班】 | 158 |
| 4 | 緊急輸送の対象 | 【本部事務局、避難所班、地区本部】 | 158 |
| 第15節 | 飲料水・食料・生活必需品等の供給 | | 160 |
| 第1 | 飲料水の供給 | | 160 |
| 1 | 給水の方針 | 【水道班、本部事務局】 | 160 |
| 2 | 飲料水の供給基準 | 【水道班】 | 160 |
| 3 | 応急給水の実施 | 【水道班、本部事務局、医療班、避難所班、広報班】 | 161 |
| 4 | 防災協力井戸の活用 | 【本部事務局】 | 161 |
| 5 | 給水施設の応急復旧 | 【水道班、下水道班】 | 161 |
| 6 | 災害救助法が適用された場合の費用等 | 【水道班】 | 162 |
| 第2 | 食料の供給 | | 162 |
| 1 | 供給の内容 | 【避難所班、地区本部、本部事務局】 | 162 |
| 2 | 食料の調達 | 【避難所班、本部事務局】 | 162 |
| 3 | 食料の集積、配分 | 【避難所班、地区本部、本部事務局】 | 163 |
| 4 | 炊き出しの実施 | 【避難所班、地区本部、教育総務班】 | 163 |
| 5 | 災害救助法が適用された場合の費用等 | 【避難所班】 | 164 |
| 第3 | 生活必需品の供給・貸与 | | 164 |
| 1 | 実施責任者 | 【避難所班、地区本部】 | 164 |
| 2 | 生活必需品の供給及び貸出し | 【避難所班、地区本部】 | 164 |
| 3 | 災害救助法が適用された場合の費用等 | 【避難所班】 | 165 |
| 第4 | トイレの供給 | | 165 |
| 1 | 避難所への設置 | 【避難所班】 | 165 |
| 2 | 公園等への設置 | 【下水道班】 | 166 |
| 第16節 | 帰宅困難者（抑制）支援 | | 167 |
| 1 | 広報活動の実施 | 【交通衛生班、関係事業者】 | 167 |
| 2 | 一時滞在施設の開設・運営 | 【交通衛生班、朝霞警察署、事業者】 | 169 |
| 3 | 企業等における帰宅困難者対策 | 【関係事業者】 | 170 |
| 4 | 学校における帰宅困難者対策 | 【学校教育班】 | 170 |
| 5 | 帰宅支援 | 【交通衛生班、朝霞警察署、関係事業者】 | 170 |
| 第17節 | 遺体の取扱い | | 172 |
| 1 | 遺体の捜索 | 【交通衛生班、朝霞警察署】 | 172 |
| 2 | 行方不明者に関する相談窓口の設置 | 【交通衛生班】 | 172 |
| 3 | 遺体の処理 | 【医療班、交通衛生班、地区本部、朝霞警察署】 | 172 |
| 4 | 遺体の埋葬・火葬 | 【交通衛生班】 | 173 |
| 第18節 | 環境衛生 | | 175 |
| 第1 | がれき処理等廃棄物対策 | | 175 |
| 1 | 処理体制の確保 | 【交通衛生班、下水道班】 | 175 |
| 2 | がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理 | 【交通衛生班】 | 175 |
| 3 | し尿処理 | 【交通衛生班、下水道班】 | 175 |
| 4 | 生活ごみの処理 | 【交通衛生班】 | 176 |

| | | | |
|------------|------------------------|-----------------------------|------------|
| 5 | 損壊家屋の解体 | 【交通衛生班】 | 176 |
| 6 | 環境汚染が懸念される廃棄物の処理 | 【交通衛生班】 | 176 |
| 第2 | 防疫及び保健衛生 | | 176 |
| 1 | 防疫活動 | 【交通衛生班】 | 176 |
| 2 | 保健活動 | 【医療班】 | 177 |
| 3 | 動物愛護 | 【交通衛生班】 | 177 |
| 第19節 | 公共施設等の応急対策 | | 179 |
| 1 | 施設管理者への応急対策の指導 | 【本部事務局、関係各班】 | 179 |
| 2 | 公共施設の応急対策 | 【施設管理者、有資格者等】 | 179 |
| 3 | ライフライン施設の応急対策 | 【本部事務局、水道班、下水道班、関係事業者】 | 180 |
| 4 | 交通施設の応急対策 | 【施設復旧班、関係事業者】 | 182 |
| 5 | その他公共施設等の応急対策 | 【総務班、関係各班】 | 183 |
| 第20節 | 応急住宅対策 | | 184 |
| 1 | 建物の被害調査及び応急危険度判定調査 | 【施設復旧班、調査財政班】 | 184 |
| 2 | 被災住宅の応急修理 | 【施設復旧班】 | 185 |
| 3 | 応急仮設住宅の供給 | 【施設復旧班、関係各班】 | 185 |
| 4 | 災害救助法が適用された場合の費用等 | 【施設復旧班】 | 187 |
| 5 | 住宅関係障害物除去 | 【施設復旧班、関係各班】 | 187 |
| 第21節 | 文教対策 | | 188 |
| 1 | 災害発生時の学校内防災対策 | 【学校教育班】 | 188 |
| 2 | 応急教育の方法等 | 【教育総務班、学校教育班】 | 189 |
| 3 | 教材・学用品等の調達及び配給の方法 | 【学校教育班】 | 190 |
| 4 | 文化財の応急措置 | 【教育協力班】 | 191 |
| 第22節 | 要配慮者への支援 | | 192 |
| 1 | 避難行動要支援者等の避難支援 | 【避難所班、施設管理者】 | 192 |
| 2 | 社会福祉施設入所者等の安全確保 | 【施設管理者、避難所班】 | 193 |
| 3 | 避難生活における要配慮者支援 | | |
| | | 【調査財政班、避難所班、広報班、地区本部、施設管理者】 | 194 |
| 4 | 外国人の安全確保 | 【交通衛生班、地区本部】 | 195 |
| 第4章 | 震災復旧・復興計画 | | 196 |
| 第1節 | 迅速な災害復旧 | | 197 |
| 1 | 復旧計画の基本方針 | 【関係各班】 | 197 |
| 2 | 災害復旧事業計画の作成 | 【関係各班】 | 197 |
| 3 | 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 | 【調査財政班、関係各班】 | 198 |
| 4 | 激甚災害の指定 | 【本部事務局、関係各班】 | 201 |
| 5 | 災害復旧事業の実施 | 【関係各班】 | 202 |
| 第2節 | 計画的な災害復興 | | 203 |
| 1 | 震災復興対策本部の設置 | 【本部事務局、関係各班】 | 203 |
| 2 | 震災復興計画の策定 | 【本部事務局、関係各班】 | 203 |
| 3 | 震災復興事業の実施 | 【施設復旧班、関係各班】 | 203 |
| 第3節 | 被災者の生活再建等の支援 | | 205 |

| | | | |
|----|-------------------|--------------------------|-----|
| 1 | 災害相談窓口の設置 | 【交通衛生班、関係各班】 | 205 |
| 2 | 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行 | 【調査財政班、関係各班】 | 206 |
| 3 | 被災者の生活確保 | 【本部事務局、避難所班、調査財政班、交通衛生班】 | 207 |
| 4 | 住宅資金及び生活福祉資金の融資 | 【避難所班】 | 211 |
| 5 | 被災者生活再建支援制度 | 【調査財政班、本部事務局】 | 213 |
| 6 | 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 | 【本部事務局、調査財政班】 | 215 |
| 7 | 義援金品の配分 | 【出納班、避難所班】 | 219 |
| 8 | 被災中小企業等への融資 | 【交通衛生班】 | 220 |
| 9 | 被災農林漁業関係者への融資 | 【交通衛生班】 | 221 |
| 10 | 郵便物の特別扱い | 【本部事務局】 | 223 |
| 11 | 尋ね人の相談に関する計画 | 【交通衛生班】 | 224 |
| 12 | 被災者の精神的ケアに関する計画 | 【医療班】 | 224 |

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画 225

| | | | |
|-----|----------------------|-----------|-----|
| 第1節 | 策定の趣旨 | | 225 |
| 第2節 | 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 | | 226 |
| 1 | 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達 | 【防災危機管理課】 | 226 |
| 2 | 市民、企業への呼びかけ | 【防災危機管理課】 | 226 |

第6章 火山噴火降灰対策 228

| | | | |
|-----|--------------------------|--------------------------------|-----|
| 第1節 | 火山噴火降灰対策の概況 | | 228 |
| 1 | 富士山が噴火した場合 | | 228 |
| 2 | その他近隣の火山 | | 228 |
| 第2節 | 噴火降灰の予防・事前対策 | | 230 |
| 1 | 火山噴火に関する知識の普及 | 【防災危機管理課】 | 230 |
| 2 | 降灰による災害の予防・事前対策の検討 | 【防災危機管理課】 | 233 |
| 3 | 飲料水、食料、生活必需品の備蓄 | 【防災危機管理課】 | 233 |
| 第3節 | 噴火降灰の応急対策 | | 234 |
| 1 | 応急活動体制の確立 | 【本部事務局、人事班】 | 234 |
| 2 | 情報の収集・伝達 | 【本部事務局、広報班、総務班】 | 234 |
| 3 | 避難所の開設・運営 | 【本部事務局、避難所班】 | 235 |
| 4 | 医療救護 | 【医療班、消防署】 | 235 |
| 5 | 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 | | |
| | | 【本部事務局、総務班、水道班、下水道班、ライフライン事業者】 | 235 |
| 6 | 農業者への支援 | 【交通衛生班】 | 236 |
| 7 | 降灰の処理 | 【交通衛生班、施設復旧班】 | 236 |
| 8 | 広域一時滞在 | 【本部事務局、調査財政班】 | 236 |
| 9 | 物価の安定、物資の安定供給 | 【交通衛生班】 | 236 |

第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応 238

| | | | |
|-----|-------------------|--|-----|
| 第1節 | シビアコンディションを設定する目的 | | 238 |
| 第2節 | シビアコンディションへの対応 | | 238 |

第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施…………… 238

第2編 震災対策

この計画は、本市で大規模な地震が発生した場合、本市及び防災関係機関が災害予防、災害応急対策、災害復旧等を、総合的・計画的かつ効果的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定するものである。

第1章 震災対策の総則

本市において起こりうる最も大きな地震被害を想定した上で、今後、本市が備えるべき具体的な震災対策の目標、及びそれに応じた予防計画、応急対策の方向性を策定する。

第1節 地震被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさに基づき、人的被害及び建物被害などの程度を予測するもので、予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画を作成するうえで、地震被害想定結果を参考にすることにより、被害の程度に応じたより具体的かつ効果的な防災対策を立てることが可能と考えられる。

本市に係る地震被害想定については、県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月）を参考に、以下に示す。

1 想定地震

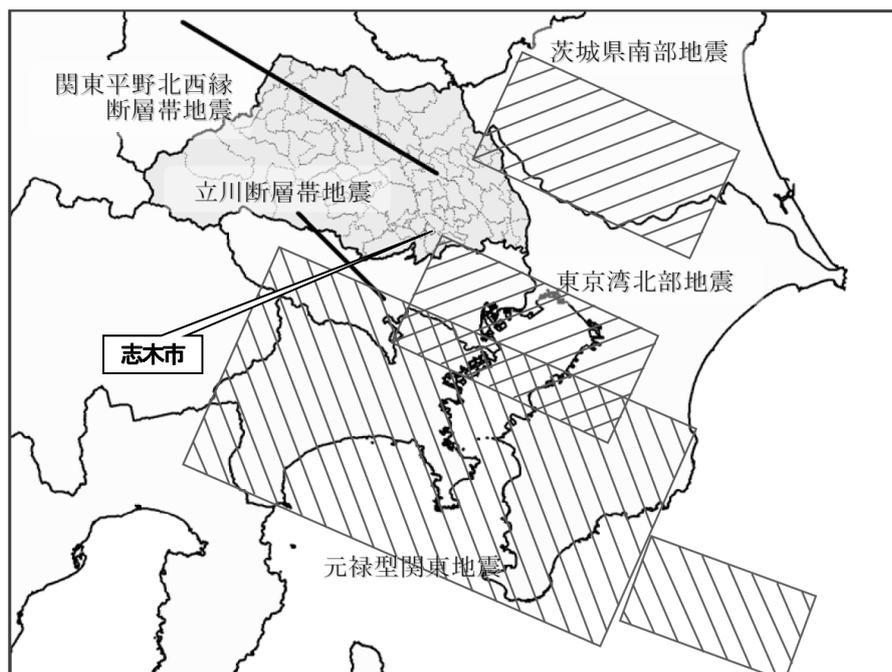
(1) 県の想定地震

中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考に県が想定した地震を次に示す。
このなかで最も切迫性の高い地震は、「東京湾北部地震」及び「茨城県南部地震」である。

■想定地震とその概要

| 地震のタイプ | 想定地震 | M | 説明 |
|--------|--------------|-----|---|
| 海溝型 | 東京湾北部地震 | 7.3 | フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70% |
| | 茨城県南部地震 | 7.3 | |
| | 元禄型関東地震 | 8.2 | 過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0% |
| 活断層型 | 関東平野北西縁断層帯地震 | 8.1 | 深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008% |
| | 立川断層帯地震 | 7.4 | 最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2% |

出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年4月、埼玉県)



2 想定結果

(1) 被害想定結果の概要

本市における県が想定した5つの地震の被害想定結果は、次のとおりである。

本市に最も大きな被害をもたらすのは「東京湾北部地震」で、いずれの被害項目においても他の地震による被害規模を上回っている。次に大きな被害をもたらすのは「関東平野北西縁断層帯地震」である。ただし、最大震度では、「関東平野北西縁断層帯地震」及び「立川断層帯地震」の震度6強が最も大きく、「東京湾北部地震」の震度6弱よりも大きいと予測されている。

また、帰宅困難者については、5つの地震いずれにおいても3,000人以上の帰宅困難者が発生すると予測されている。

なお、予測条件などの詳細な内容については、「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年4月、埼玉県）を参照のこと。

■志木市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定 of 最大値を記載）

| 項目 | 予測内容 | | 単位 | 東京湾北部地震 | 茨城県南部地震 | 元禄型関東地震 | 関東平野北西縁断層帯地震 | 立川断層帯地震 | |
|----------|----------------|------------|-----------------|---------|---------|---------|--------------|---------|-------|
| 震度 | 最大震度 | | - | 6弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 6強 | |
| 液状化 | 高い地域 | 面積 | km ² | 2,284 | 0 | 0.001 | 0.614 | 0 | |
| | | 面積率 | % | 24.2 | 0.0 | 0.5 | 7.4 | 0.0 | |
| 建物被害 | 全壊 (揺れ+液状化) | 全壊棟数 | 棟 | 190 | 36 | 33 | 74 | 12 | |
| | | 全壊率 | % | 1.27 | 0.24 | 0.22 | 0.50 | 0.08 | |
| | 半壊 (揺れ+液状化) | 半壊棟数 | 棟 | 900 | 74 | 141 | 392 | 180 | |
| | | 半壊率 | % | 6.06 | 0.50 | 0.95 | 2.64 | 1.21 | |
| | 焼失 | 焼失棟数 | 棟 | 29 | 6 | 6 | 13 | 8 | |
| | | 焼失率 | % | 0.17 | 0.04 | 0.04 | 0.08 | 0.05 | |
| 人的被害 | 死者数 | | 人 | 7 | 0 | 0 | 3 | 1 | |
| | 負傷者数 | | 人 | 115 | 4 | 13 | 52 | 27 | |
| | うち重傷者数 | | 人 | 7 | 0 | 0 | 3 | 1 | |
| ライフライン被害 | 電気 | 停電人口 | 直後 | 人 | 11,600 | 2,199 | 2,032 | 4,559 | 718 |
| | | | 1日後 | 人 | 1,879 | 359 | 335 | 748 | 143 |
| | | 停電率 | 直後 | % | 16.66 | 3.16 | 2.92 | 6.55 | 1.03 |
| | | | 1日後 | % | 2.70 | 0.52 | 0.48 | 1.07 | 0.21 |
| | 電話 | 不通回線 | 回線数 | 回線 | 130 | 26 | 35 | 67 | 51 |
| | | | 不通率 | % | 0.27 | 0.05 | 0.07 | 0.14 | 0.11 |
| | | 携帯電話 | 停電率 | % | 2.7 | 0.5 | 0.5 | 1.1 | 0.2 |
| | | | 不通率 | % | 0.3 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| | 都市ガス | | 供給停止件数 | 件 | 1,134 | 0 | 0 | 1,134 | 1,134 |
| | | | 供給停止率 | % | 99.6 | 0.0 | 0.0 | 99.6 | 99.6 |
| | 上水道 | 断水人口 | 人 | 12,188 | 708 | 620 | 229 | 4,950 | |
| | 下水道 | 機能支障人口 | 人 | 11,303 | 7,286 | 7,965 | 9,500 | 8,789 | |
| 生活支障 | 全避難生活者数 | 1日後 | 人 | 1,569 | 242 | 270 | 649 | 203 | |
| | | 1週間後 | 人 | 2,360 | 289 | 270 | 666 | 285 | |
| | | 1か月後 | 人 | 1,569 | 251 | 270 | 685 | 203 | |
| | 避難所避難者※ | 1日後 | 人 | 942 | 145 | 162 | 390 | 122 | |
| | | 1週間後 | 人 | 1,180 | 144 | 135 | 333 | 142 | |
| | | 1か月後 | 人 | 471 | 75 | 81 | 205 | 61 | |
| | 帰宅困難者数 | 平日 | 人 | 3,746 | 3,143 | 3,717 | 3,654 | 3,654 | |
| | | 休日 | 人 | 3,707 | 3,029 | 3,678 | 3,455 | 3,441 | |
| | 住機能支障 | 応急仮設住宅等需要数 | 棟 | 192 | 30 | 33 | 80 | 25 | |
| | その他 | 廃棄物 | 災害廃棄物 | 万トﾝ | 3.9 | 0.8 | 0.8 | 1.5 | 0.3 |
| | | | 万m ³ | 2.5 | 0.5 | 0.5 | 1.0 | 0.2 | |

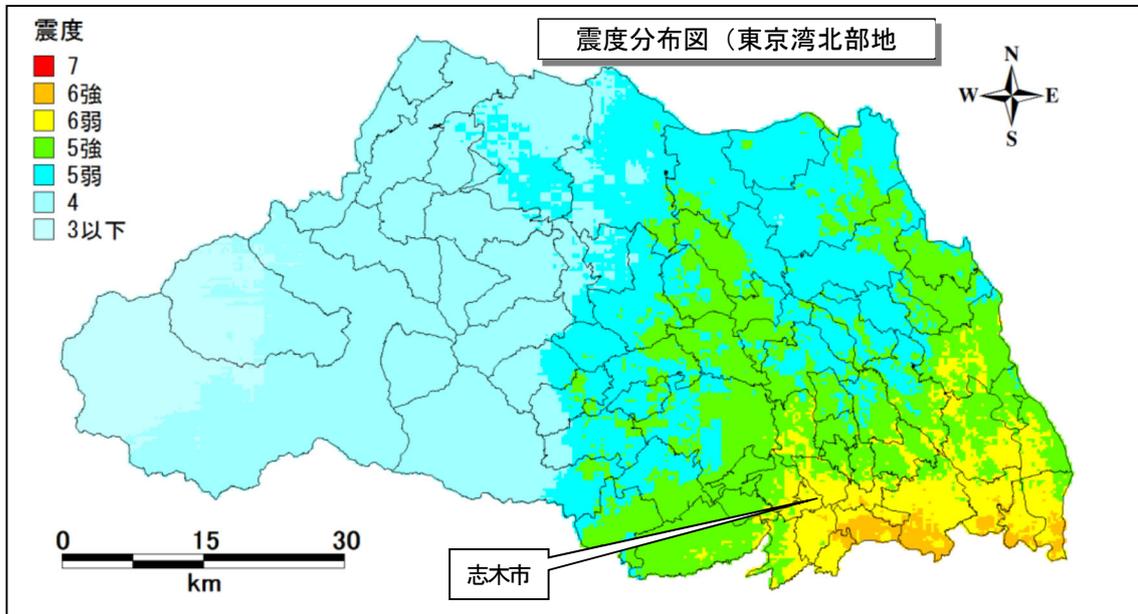
出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年4月、埼玉県)

(2) 東京湾北部地震による被害の概要

「東京湾北部地震 (M7.3)」は、県が想定した5つの地震のうち本市に最も大きな被害をもたらし、かつ、最も切迫性の高い(今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率は70%)地震と予測されている。以下に、その地震被害の概要を示す。

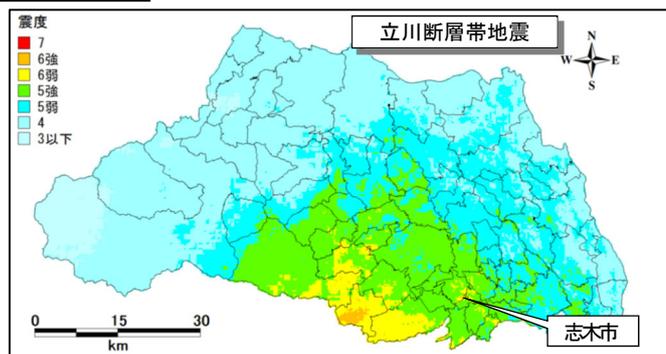
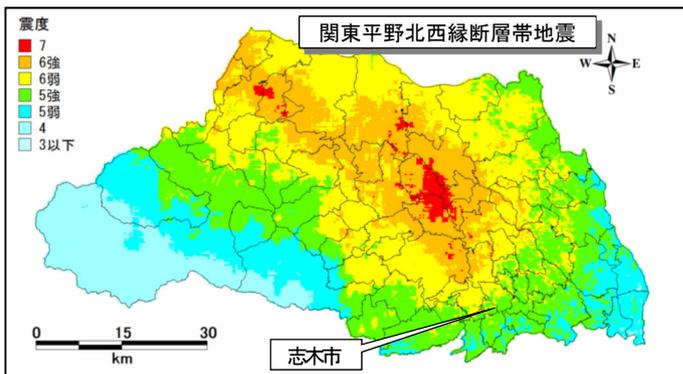
ア 最大震度

市内の最大震度は、6弱になると予測されている。



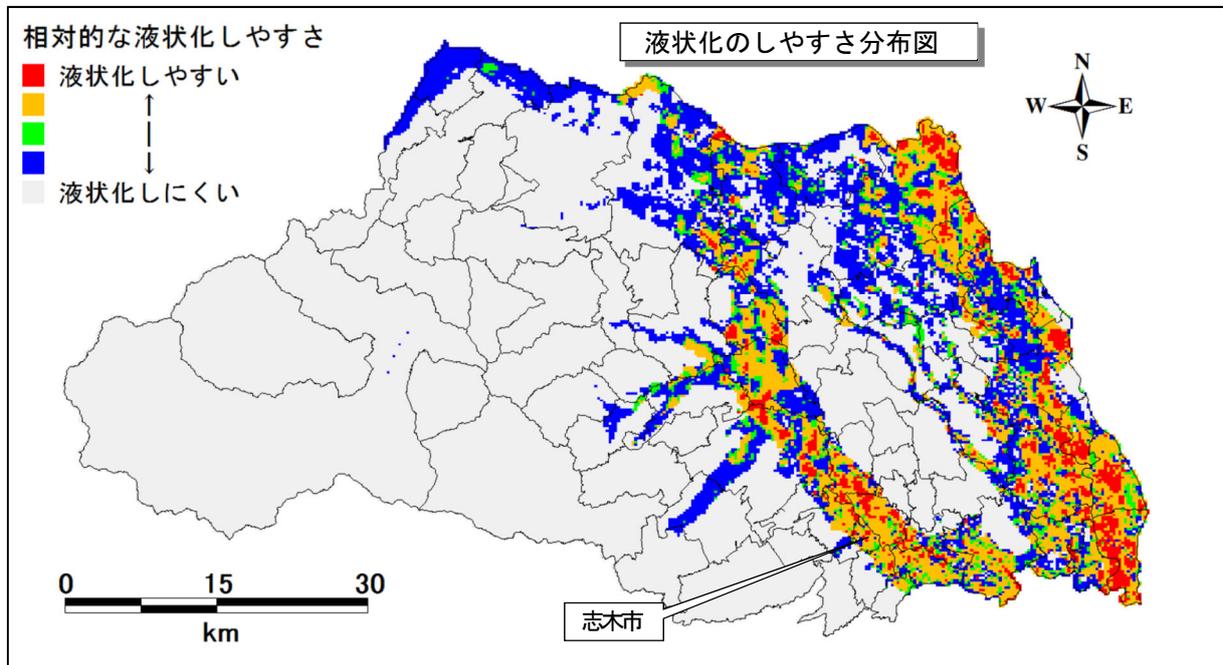
《参考》

県が想定した5つの地震のうち本市の最大震度が6強と予測されている「関東平野北西縁断層帯地震 (M8.1)」及び「立川断層帯地震 (M7.4)」の震度分布は次のとおりである。



イ 液状化

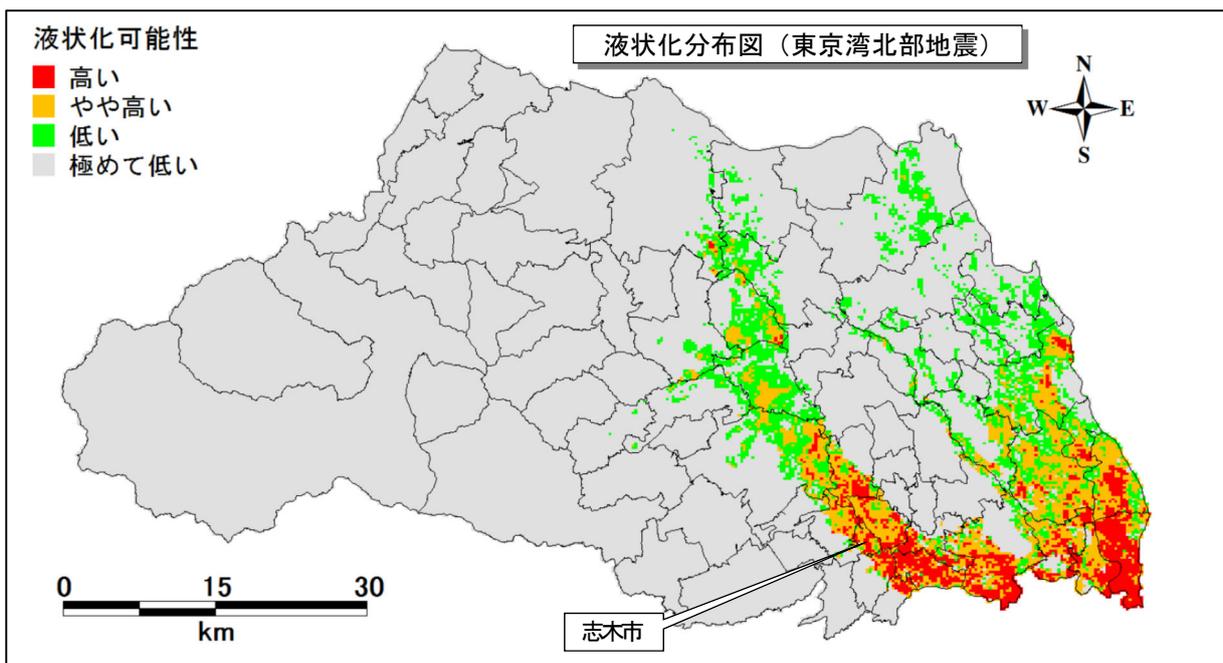
本市域のなかでは、地下水位が高く、軟弱な粘土やシルトが厚く分布している荒川及び新河岸川沿いが液状化しやすいと予測されている。



ウ 液状化危険度

「東京湾北部地震」では、液状化しやすい地域である荒川及び新河岸川沿いの危険度が「高い」、「やや高い」と予測されている。

その割合は、「高い」が市域面積の24.2%、「やや高い」が36.3%で、合わせると市域の約6割で液状化の発生が懸念される。



エ 建物被害

地震の揺れ及び液状化による建物被害は、全壊棟数が190棟、半壊棟数が900棟と予測されている。

また、火災が発生し延焼すると、焼失棟数は、最大で29棟と予測されている。

オ 人的被害

建物被害、火災及びブロック塀等による人的被害は、死者7人、負傷者115人、うち重傷者が7人と予測されている。

このうち、人的被害のほとんどは建物被害によるもので、火災による被害は負傷者2人、うち重傷者1人、ブロック塀等による人的被害はないと予測されている。

カ 避難者

避難者は、全壊、半壊、焼失建物の住民が避難所に避難する人数を予測し、さらに断水の状況により、断水世帯の住民が避難する人数を予測し、それらを合計することで全避難生活者数とした。

さらに、全避難生活者のうち親戚や知人宅への避難所外避難者を除いた避難者を避難所避難者としている。

(7) 全避難生活者数

全避難生活者数の最大値は、1日後で1,569人、1週間後で2,360人、1か月後で1,569人と予測されている。

(4) 避難所避難者

避難所避難者数の最大値は、1日後で942人、1週間後で1,180人、1か月後で471人と予測されている。

キ 帰宅困難者

本市において発生する帰宅困難者は、最大で3,746人と予測されている。

これは、本市に流入する就業者及び通学者合計11,547人の約32%に該当する。

ク ライフライン被害

地震時の揺れや液状化によって、ライフラインにも被害が発生する。東日本大震災の際は、県内でも停電等の被害が発生した。

そのため、ライフライン被害として、電気供給、電話通信、都市ガス、上水道、下水道についてデータを収集し、被害の想定を行った。

電気供給は、停電世帯が最大で767世帯（停電率2.70%）と予測されている。

電話通信は、不通となる回線数が最大130回線（不通率0.27%）と予測されている。

都市ガスの供給は、供給停止が20,108件（供給停止率100%）と予測されている。

水道水の供給は、配水管の被害が16箇所（被害率0.1箇所/km）発生し、1日後の断水世帯が4,978世帯（断水率17.5%、12,188人）発生すると予測されている。

下水道施設の管渠被害は、35km（被害率16.3%）において発生し、機能支障人口は11,303人と予測されている。

ケ 住機能支障（応急仮設住宅等需要数）

住機能支障は、震災時の自宅建物の被害や上水道の断水等に伴い発生し、発災後の時間経過により短期（発災から約1か月）では避難所の運営、中期（発災後約1か月～約1年）では応急仮設住宅等への移行など、対応課題が変化することから、ここでは、中期的な住機能支障（必要となる応急仮設住宅等（一時提供住宅、仮設住宅等）の需要量の算出）として応急仮設住宅等需要数を予測している。

応急仮設住宅等需要数は、192 棟と予測されている。

コ 災害廃棄物量

災害廃棄物量の発生量は最大で3.9 万トン（2.5 万m³）と予測されている。

第2節 震災対策の基本方針

1 震災対策の基本的考え方

本市の震災対策は、本市において起こりうる最大規模の地震を想定し、その結果発生すると考えられる被害程度及び内容を可能な限り具体的に把握することで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、より具体的な「予防計画」かつ実践的な「応急対策計画」の設定を目的として策定するものである。

2 震災対策の目標

本市は、想定される大規模地震の中で最も被害規模が大きくかつ最も切迫性の高い「東京湾北部地震」を、地震災害対策において対処すべき事態として位置づける。

県においても「東京湾北部地震」は、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたるため、地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけている。

そのため、「東京湾北部地震」については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や市民と共有するため、「本編 第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応」において対策の方向性を示すこととする。

また、ほかの4地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震）への対応は、「東京湾北部地震」への対応に包含されるものとした。

なお、「関東平野北西縁断層帯地震」については、本市での被害は「東京湾北部地震」に次ぐものであるが、埼玉県としては最大震度7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になると予測されていることから、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の防災関係機関からの受援を検討すべきであると位置づけ、「第5編 複合災害対策編」に対応を記載した。

以下に、「東京湾北部地震」の被害想定結果を基に、本市の震災対策の目標を示す。

(1) 避難施設の整備（収容能力）

市は、指定避難所として、震災時に優先する避難所（市立小学校8校）及び補助避難所12箇所（市立中学校及びその他の公共施設）で避難者を収容する計画である。

震災時に優先する避難所8校の収容能力は、屋内運動場のみで約4,000人であり、最も多い避難所避難者数は、発災1週間後の1,180人と想定されている（同様のケースで全避難生活者数は2,360人）。

そのため、本市に最も多い避難者が発生すると予測されている東京湾北部地震が発生した場合でも、震災時に優先する避難所の屋内運動場で余裕をもって収容できる。

なお、市が計画しているすべての避難所の収容能力は約38,900人ある。

(2) 避難所の運営に当たって

避難所の運営に当たっては、要配慮者に配慮した管理運営とし、障がいの内容に応じて対象者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等）を明確にするとともに、要配慮者に必要な物資の確保に努める。

また、女性や性的マイノリティに配慮したプライバシー保護及びセクシュアル・ハラ

スメントや性犯罪防止の観点から、更衣室、トイレ、物干し場等の設置場所の配慮に努める。

さらに、避難所の運営組織に複数の女性が参加することや、女性相談員の配置、巡回についても配慮する。

(3) 負傷者への対応

負傷者合計は115人、その内7人が重傷者と予測されている。

負傷者の受入れは、朝霞地区医師会志木支部との連携により、負傷者の医療活動を円滑に行える体制の整備を進める。

また、県と連携して後方医療施設の災害拠点病院、救命救急センターへの移送体制の整備を推進する。

(4) 帰宅困難者（抑制）対策

帰宅困難者は最大で3,746人と予測されている。

本市から市外への従業・通学者数は約27,000人、その内都内へは約14,000人が従業・通学しており、勤務先での備蓄品の拡充による泊まり込み体制の整備、「帰宅困難者の心得」などによる自身の備えを周知、啓発していく。

また、本市に他市区町村からの流入者（就業者及び通学者）数は約11,600人で、その約3割の人が市内で滞留すると予測されている。

埼玉県地域防災計画の見直しにおいては、帰宅困難者（抑制）対策が新規に追加され、一時滞在施設の確保、一時滞在施設での飲料水・食料等の備蓄・提供、企業等における帰宅困難者対策、学校における帰宅困難者対策、帰宅困難者への情報提供が追加拡充されたことから、計画に記載しその対策を推進する。

あわせて、市内への通勤・通学者のためには、一時滞在施設（公共施設・避難所の活用、民間施設の利用協定等）を確保し、受入れ体制づくりを推進する。

(5) 建物の耐震化促進

建物被害は、全壊が190棟、半壊が900棟と予測されている。

本市では、志木市建築物耐震改修促進計画に基づき住宅の耐震改修を進めており、公共施設については、「志木市公共施設等マネジメント戦略（志木市公共施設等総合管理計画）」に基づき市有建築物の耐震診断及び耐震改修補強を進めている。公共施設のうち避難所に指定されている学校施設の耐震改修は、平成23年度に終了している。

一方、住宅については、「志木市建築物耐震改修促進計画（平成28年4月改訂）」による耐震改修事業の計画的な継続により耐震診断及び耐震改修補強を推進し、耐震化率の向上に努める。

(6) 地域防災力の強化

高齢化の進展による要配慮者の増加などにより、地域防災力が低下してきており、実践的な防災訓練の実施や自主防災組織の強化、地域での備蓄品及び資機材の拡充整備等を通じて地域防災力の強化に努める。

(7) 液状化防止対策の広報・周知

地震ハザードマップ（液状化マップ）では、荒川及び新河岸川沿いの一部が「危険度A：液状化の起こる可能性が極めて高い」と予測されている。

そのため、荒川及び新河岸川沿いの軟弱地盤地域における宅地開発への防止対策の周知・啓発を進めていく。

（8）広域避難の受入れ体制整備

東日本大震災の教訓でもあり首都東京に大きな被害をもたらすと考えられる首都直下地震（東京湾北部地震）でも予想されている県境を越えた避難者について、比較的被害の少ない本市においては、積極的な受入れ、相互応援協定の締結による広域的な避難の受入れ体制整備が求められている。そのため、本市は、広域避難者の受入れ体制の整備に努めるものとする。

3 東京湾北部地震への主な防災対策

「東京湾北部地震」により想定される地震被害及びそれに対応した主な防災対策の概要は、次に示すとおりである。

■「東京湾北部地震」により想定される地震被害と主な防災対策

| 被害想定項目 | | 地震被害 | 主な防災対策 | |
|--------|------------|--|--|--|
| 建物被害 | 全壊 | 190棟 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震化の推進 被災建築物応急危険度判定体制の整備 消火体制の整備 | |
| | 半壊 | 900棟 | | |
| | 焼失 | 29棟 | | |
| 人的被害 | 死者 | 7人 | <ul style="list-style-type: none"> 初動医療体制の整備 後方医療機関への搬送体制の整備 | |
| | 負傷者 | 115人 | | |
| | うち重傷者 | 7人 | | |
| 生活支障 | 全避難生活者 | (1日後) 1,569人 (1週間後) 2,360人 (1か月後) 1,569人 | <ul style="list-style-type: none"> 想定される最大全避難生活者数2,360人を収容可能な指定避難所の整備 想定される最大全避難者数2,360人及び災害救助従事者に対応可能な量の食料、生活必需品の備蓄 避難情報の多様な伝達手段の整備 避難所運営マニュアルの整備 | |
| | 避難所避難者 | (1日後) 942人 (1週間後) 1,180人 (1か月後) 471人 | | |
| | 帰宅困難者 | (平日) 3,746人 (休日) 3,707人 | | |
| | 応急仮設住宅等需要数 | 192棟 | | |
| ライフライン | 上水道 | 断水人口 | 12,188人 | <ul style="list-style-type: none"> 配水管、浄水施設の耐震強化 給水体制の整備 |
| | 下水道 | 機能支障人口 | 11,303人 | |
| | 電力 | 停電人口 | 11,600人 | <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点における非常電源の確保 |
| | 都市ガス | 供給停止件数 | 1,134件 | <ul style="list-style-type: none"> 都市ガス施設の耐震強化 LPガス施設の整備 |
| | 電話 | 不通回線率 | 0.27% | <ul style="list-style-type: none"> 多様な情報伝達手段の整備 |
| 携帯不通率 | | 0.3% | | |
| その他 | 災害廃棄物 | 3.9万ト 2.5万m ³ | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理体制の整備 廃棄物仮置き場候補地の選定 | |

第2章 震災予防計画

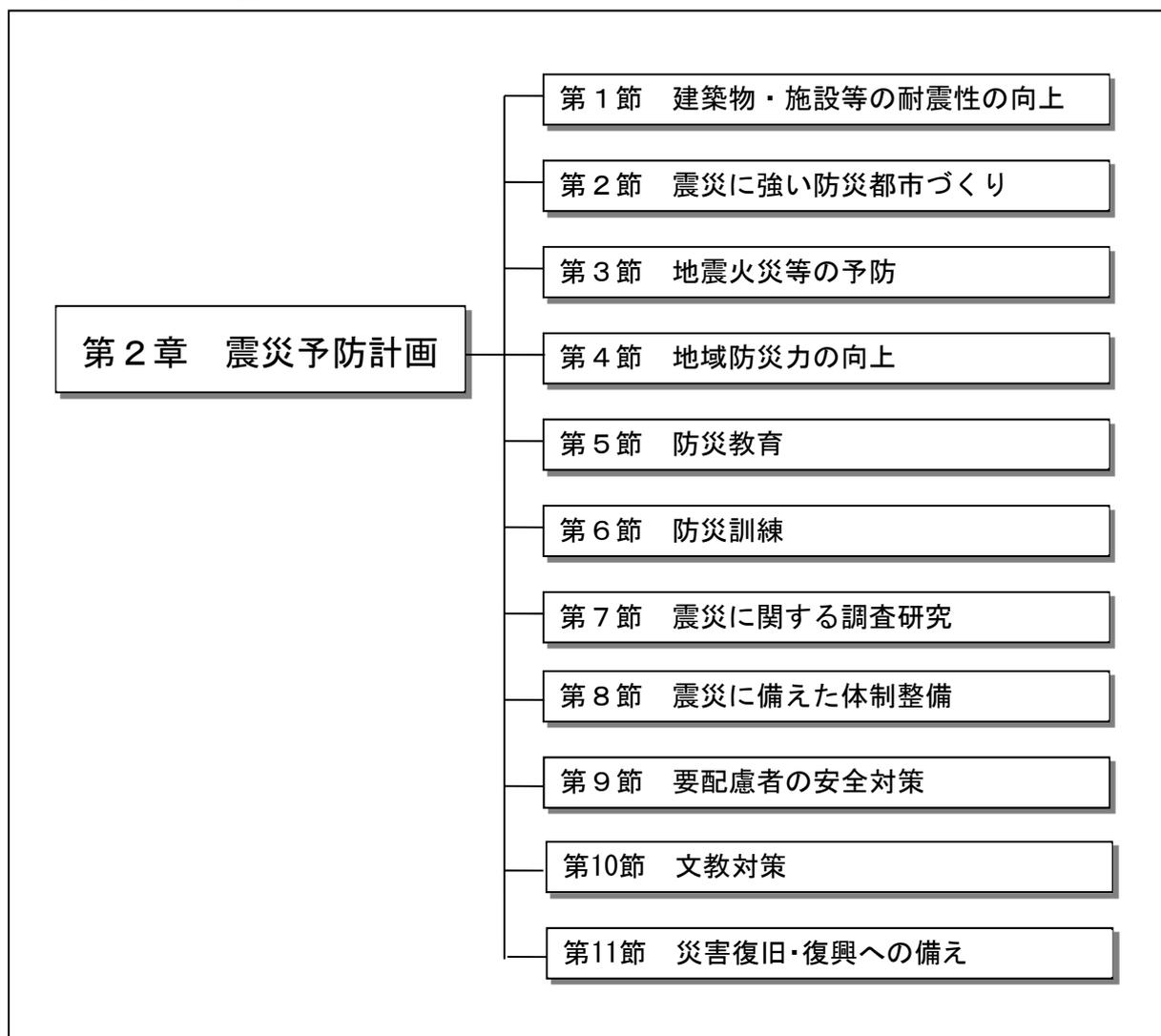
地震の発生を予測することは現状では困難であるため、震災対策は、いつ地震が発生してもその被害を軽減するための予防対策の整備が最も重要となる。

地震による被害を軽減するためには、危険性の高い木造住宅密集地区における耐震化事業の推進、老朽化 RC 造建物に対する耐震診断や補強計画等を推進し、災害に強い都市構造への転換を進めるとともに、災害時の活動体制の整備や飲料水、食料、生活必需品の備蓄等を行い、災害に強い防災体制を整備することも必要である。

さらに、阪神・淡路大震災、東日本大震災及び平成28年熊本地震などの教訓に見られるように、大規模地震が発生した場合、行政の力だけでは災害応急活動にも限界があるため、自助・共助に基づく地域防災力の向上が必要不可欠である。

このため、市は、震災予防計画を以下の施策をもって推進するものとする。

■震災予防計画の構成



第1節 建築物・施設等の耐震性の向上

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、志木市建築物耐震改修促進計画及び志木市公共施設安心・安全化計画により一般建築物（住宅）や市有建築物の耐震化を進める。

市の「建築物・施設等の耐震性の向上」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|----------------|---------------|
| 1 市有建築物の耐震化 | 建築開発課 |
| 2 一般建築物の耐震化 | 建築開発課、防災危機管理課 |
| 3 窓ガラス等の落下防止対策 | 建築開発課 |
| 4 ブロック塀の倒壊防止対策 | 建築開発課 |
| 5 自動販売機の転倒防止対策 | 防災危機管理課、道路課 |

1 市有建築物の耐震化

市有建築物の公共施設は、不特定多数の人が利用するため、特に安全性を確保する必要がある。そのため、市は、「志木市公共施設等マネジメント戦略（志木市公共施設等総合管理計画）」に基づき、昭和56年5月30日以前の基準で建築された市有建築物について耐震診断を行い、必要に応じ順次耐震改修等を実施する。なお、平成23年度までに避難所に指定されている小中学校の校舎・体育館については耐震改修済である。

2 一般建築物の耐震化

（1）耐震診断及び耐震改修等の普及・啓発

市は、一般建築物（住宅）の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

（2）家具の転倒防止、耐震補強など安全対策の普及・啓発・支援

市は、所有者が家具の転倒防止、耐震補強など安全対策を実施するよう助言、指導を行うとともに、広報紙やパンフレット等を通じて、安全対策の普及・啓発に努める。

3 窓ガラス等の落下防止対策

市は、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため次の対策を講ずる。

（1）落下防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止策の重要性について啓発する。

（2）緊急輸送道路等における落下対象物の把握

緊急輸送道路や避難所周辺の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の安全性の確保に関す

る実態の把握に努める。安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言に努める。

4 ブロック塀の倒壊防止対策

(1) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

市は、ブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及・啓発に努める。

(2) 緊急輸送道路等におけるブロック塀の把握

緊急輸送道路、避難所周辺のブロック塀の安全性の確保に関する実態の把握に努め、安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言に努める。

5 自動販売機の転倒防止対策

(1) 自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発

市は、商工団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及・啓発に努める。

(2) 緊急輸送道路等における自動販売機の把握

緊急輸送道路、避難所の周辺の自動販売機の安全性の確保に関する実態の把握に努め、安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言に努める。

第2節 震災に強い防災都市づくり

地震災害による被害を最小限にとどめるため、市街地の整備にあわせ、建物の耐震化、公園の整備、道路の拡幅、街路樹の植樹、緊急輸送道路、延焼遮断空間の確保及びライフラインの耐震化に努め、震災に強い防災都市づくりを推進する。

市の「震災に強い防災都市づくり」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 1 防災都市づくりの推進 | 都市計画課、建築開発課、道路課、政策推進課 |
| 2 都市計画マスタープランへの位置づけ | 都市計画課 |
| 3 市街地の整備等 | 都市計画課 |
| 4 空き家対策 | 環境推進課 |
| 5 防火・準防火地域の指定推進と建築物の不燃化の促進 | 都市計画課 |
| 6 防災空間等の確保 | 道路課、都市計画課、防災危機管理課 |
| 7 道路施設の点検整備 | 道路課 |
| 8 ライフライン施設の耐震化 | 関係事業者、水道施設課、下水道施設課、防災危機管理課、道路課、環境推進課 |
| 9 液状化及び地盤沈下対策 | 建築開発課、環境推進課 |
| 10 宅地造成地の安全対策 | 建築開発課 |

1 防災都市づくりの推進

市は、総合振興計画をはじめ、各種の計画と連動し、災害に強い防災都市づくりを推進する。また、まちづくりにおいて、市民との協働は不可欠であるため、計画づくりの早い段階から積極的に市民の参画を求めていく。

- 市の実情に応じた総合的、計画的な防災都市づくりの推進
- 災害予防のための都市づくりの推進
- 避難活動、支援活動等の災害応急活動を視野に入れた都市づくりの推進
- 志木市公共施設等マネジメント戦略（志木市公共施設等総合管理計画）の推進
- 建築物の不燃化の促進
- 緊急輸送道路の確保、整備
- 要配慮者に配慮したバリアフリーの推進
- 災害時に活動しやすい都市空間の整備

2 都市計画マスタープランへの位置づけ

市の都市計画マスタープランの改訂の際には、「防災都市づくり」の推進を位置づけ、防災と都市の将来像の関係を明確にし、災害に強い安全なまちづくりの具体化に努める。

3 市街地の整備等

(1) 市街地開発事業等の活用

市は、災害に強い安全で快適な都市を形成するため、関係機関と連携し、市街地開発事業等の活用により、道路・公園等を整備し、オープンスペースの確保に努める。

(2) 地区計画等の活用

市が定める地区計画等を活用し、壁面線の位置の制限、垣根又は柵の構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、災害に強いまちづくりを推進する。

4 空き家対策

市は、平時より災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。また、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対し指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

5 防火・準防火地域の指定推進と建築物の不燃化の促進

市街地等、火災の延焼の危険性が高い地域を中心に、地域の状況に応じて、効果的な防火・準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を推進する。

6 防災空間等の確保

農地、樹林地、河川等の自然空間や広幅員道路、公園等の都市施設は、火災時の延焼遮断帯となるため、自然空間の保全、確保に努めるとともに、市街地の整備にあわせ、道路の拡幅、公園の整備、街路樹の設置等に努める。

また、防災協力農地制度により、災害時における一時的避難空間やごみの一時保管場所、応急仮設住宅用地などに利用できるよう、協力体制の確保・充実に努める。

7 道路施設の点検整備

市、県等の各道路管理者は、道路の点検を実施し、必要に応じて老朽箇所、危険箇所の補強、改善を図り道路施設の整備に努める。

8 ライフライン施設の耐震化

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者は、耐震化（設備更新）、代替施設の整備等により、管理する施設の安全化を図るとともに、施設の検査、定期点検の実施に努める。

(1) 電力施設の耐震化

市の電力は、東京電力パワーグリッド株式会社により供給されている。被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備、電気施設の耐震化等については同社の規定により進められている。

(2) ガス施設の耐震化

市のガスは、主に大東ガス株式会社により供給されている。被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備、ガス施設の耐震化等については同社の規定により進められている。

(3) 上水道施設の耐震化

上水道の施設は、水の安定した供給の確立をめざし、浄水場施設及び配水池についての耐震化は完了している。

今後は、基幹管路の耐震化を重点的に推進する。

(4) 下水道施設の耐震化

市の下水道普及率は99.6%（令和3年度末）で県内一位である。下水は一部を志木中継ポンプ場や伏越管等を経由し、荒川右岸流域下水道（終末処理場：新河岸川水循環センター（和光市））により広域的かつ効率的な下水の排水を行うことで、公共用水域の水質保全、市民の快適な生活環境の形成を図る基幹的施設であるため、地震により施設そのものが大きな被害を受けた場合、その影響も広範囲に及ぶことになる。

そのため、市（下水道施設課）は、下水施設の被害を抑制し、下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化に努める。

(5) 通信施設の耐震化

市内の通信施設に係る被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備、通信施設の耐震化については、東日本電信電話株式会社等通信事業者の規定により進められている。

また、市が保有する通信機能については、通信施設の固定、定期点検等を講ずることにより安全性の一層の向上を図る。

(6) 鉄道施設の耐震化

市内には東武東上線が走り、志木駅及び柳瀬川駅がある。両駅の1日平均乗降人員数はそれぞれ83,802人、16,444人（令和3年度）であり、通勤、通学等市民生活の大きな足となっている。

鉄道施設に係る被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備、鉄道施設の耐震化については、同社の規定により推進するものとする。

(7) 橋梁の耐震化

市内には荒川、新河岸川、柳瀬川などの1級河川が集まるため、河川に架かる橋梁が地震で通行不能となると、道路交通が麻痺する可能性が高い。

特に荒川を渡る羽根倉橋と秋ヶ瀬橋は、さいたま市方面への主要幹線であり、下流の幸魂（さきたま）大橋や笹目橋、上流の治水橋が通行不能となった際に交通の集中が予想される。

市（道路課）は、所管する橋梁の定期点検、修繕等を行うとともに、県及びさいたま市が所管する橋梁の耐震化についても積極的にその事業の推進を要請していく。

(8) 廃棄物処理施設の耐震化

災害による大量の廃棄物の発生が懸念される。一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設が被害を受けると、発生した廃棄物の処理が滞り、生活環境の維持に大きな影響を与えることになる。

そのため、市は、関係市と連携し、志木地区衛生組合所管施設の耐震化、不燃堅牢化を

図るとともに、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。

また、処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

9 液状化及び地盤沈下対策

市域の液状化危険度は、市域東部の荒川及び新河岸川に沿って液状化の危険度が高い、又はやや高い地域となっている。

「東京湾北部地震」の被害想定では、液状化による建物被害（全壊・半壊）は、約110棟と予測されている。

（1）液状化の防止対策の普及・啓発

市は、地震ハザードマップにより市内の液状化危険度を周知しているが、東日本大震災による首都圏での液状化に関する被災情報の提供や液状化の防止に対する工法の把握に努めるとともに、対象となる地域への普及・啓発に努める。

（2）地盤沈下対策の普及・啓発

市内の工場は、法律及び県生活保全条例等により、地盤沈下の原因である工業用水等の地下水からの採取を規制し、地下水の安定化を図る。

10 宅地造成地の安全対策

（1）災害防止に関する指導

都市計画法及び建築基準法において、それぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

また、梅雨期や台風接近時の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

（2）地盤沈下対策の普及・啓発

ア 軟弱地盤の改良

土地所有者若しくは開発事業者は、宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、市民による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）が望まれる。

イ 盛土地盤の安定措置

土地所有者若しくは開発事業者は、盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずる。

（3）大規模盛土成地マップの作成・公表

市は、県と連携して、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

第3節 地震火災等の予防

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすため、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進する。

市の「地震火災等の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|---------------|-----------------------------------|
| 1 市民への防火意識の啓発 | 防災危機管理課、消防局・消防署 |
| 2 住宅等からの出火防止 | 防災危機管理課、学校教育課、教育総務課、生涯学習課、消防局・消防署 |
| 3 出火防止対策の推進 | 防災危機管理課、消防局・消防署 |

1 市民への防火意識の啓発

災害時における出火要因として最も多いものは、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震による出火を防止するために、火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防に関する知識を市民に周知しておく。また、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、以下の内容について啓発し防火意識の高揚を図る。

■市民への防火意識の啓発

| 啓発事項 | 啓発内容 |
|--------------------|---|
| 各家庭での消火器設置の奨励 | ・出火時の初期消火を迅速に行うため、各家庭における消火器の設置の促進 |
| 耐震安全装置付火気使用器具の使用促進 | ・地震時出火防止装置付きの電気・ガス・石油等の火気器具の普及 ・通電火災を防ぐため感震ブレーカーへの取り換え |
| 地震時火災の原因に対応した啓発 | ・ブレーカーを落としての避難（通電時火災防止） ・ガスの元栓を閉めて避難 ・火気使用器具周辺の使用環境の整理整頓（落下物への着火防止） ・家具の固定（出火防止行動を円滑にする上で有効） |

2 住宅等からの出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

市は、地震災害時における出火要因として最も多いものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具であることを市民に周知し、地震時及び避難時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防を積極的に推進する。

また、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図るとともに、復旧した電気による新たな出火による火災の防止のため、感震ブレーカーの設置や地震後にはブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及・啓発や住宅用火災警報器等の設置及びその普及・啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

市は、学校や事業所等で保有する化学薬品の出火の危険性に対しては、分離して保管するなど、適切な管理や化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図ることの普及・

啓発に努める。

(3) 住宅用防災機器の設置

住宅火災による被害を低減するため、すべての住宅に住宅用火災警報設備等の設置を促進し、その適正な管理の徹底を図る。

3 出火防止対策の推進

(1) 防火・防災管理者制度の効果的な運用

ア 消防局は、学校、工場等収容人員 50 人（病院、劇場、百貨店等 30 人）以上の防火対象物には防火管理者を選任させ、消防法施行令に規定する大規模な防火対象物には防災管理者を選任させ、当該管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について指導する。

イ 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

消防局は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な立入検査を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう指導する。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理等について、指導徹底を図る。

(4) 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及浸透させるため、市は、消防局、消防団と連携・協力して、年 2 回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

第4節 地域防災力の向上

すべての市民、事業所等は、自助、共助を防災の基本として、地域に密着した自主防災組織、自警消防隊や事業所等における防災組織等の整備を促進する。

また、地震災害時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、市民や事業所が、市や県、防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

市の「地域防災力の向上」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|----------------|-------------|
| 1 市民の防災力の向上 | 防災危機管理課 |
| 2 自主防災組織の強化 | 防災危機管理課 |
| 3 民間防火組織の育成 | 防災危機管理課、消防署 |
| 4 事業所等の防災組織の整備 | 防災危機管理課 |
| 5 地区防災計画の策定 | 防災危機管理課 |

1 市民の防災力の向上

防災力の向上を目的とした市民の役割については、災対法第7条「住民等の責務」に位置づけられている。具体的な内容については、「第1編 第3章 第1節 市民の果たす役割（自助）」を参照のこと。

2 自主防災組織の強化

大規模な地震災害時には、防災関係機関のみでは十分な対応が困難であることから、地域における組織的活動、市民の自主的な活動が非常に重要となる。

そのため、市は、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という防災意識の普及を図り、自主防災組織の組織化を促進するとともに、自主防災組織の構成員の知識の習熟、技術の向上等の地域防災力の強化に努める。

（1）組織化の促進

市は、既存のコミュニティである町内会を単位として、自主防災組織が結成されていない地域に対し、公共施設の敷地を貸与するなど、組織化を促進する。

その際、青年層・女性層の参加促進を図るとともに、育成、強化を図るものとする。

（2）自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、「第1編 第3章 第2節 自主防災組織、自警消防隊の果たす役割（共助）」のとおりとする。

（3）活動の支援・育成

市は、県と連携して、リーダー研修等を実施し、自主防災組織の活動において中心的役割を担うリーダーの育成に努める。また、備蓄資機材等の整備や防災訓練等活動に対する支援を行うとともに、組織への指導、助言に努める。

3 民間防火組織の育成

地域社会においては、市民一人ひとりが常に防火・防災に関心をもち、日ごろから失火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

市は、地域住民の防火・防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、消防署・消防団と連携して地域に密着した自主防災組織の組織づくりと育成に努める。

4 事業所等の防災組織の整備

市は、大規模な地震災害が発生した場合、事業所等の組織的な初期対応、応急対策への参加が地震被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、事業所等に防災組織の整備について働きかける。

(1) 防災組織の組織化指導

市は、病院、商業施設等の不特定多数の人が出入する施設、危険物等を保管する施設等の事業所に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

(2) 防災組織の周知

市は県と連携し、事業所等における自主的な防災組織の必要性等について記載したパンフレット、チラシ等を作成、配布し、事業所等における自主的な防災組織の整備の促進を図る。

(3) 事業継続計画の策定

市は、地震災害時の企業の果たす役割を認識し、各企業において地震災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう周知・啓発する。

また、商工会等と連携して、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

事業継続計画（BCP）を策定した企業に対しては、社会貢献企業として位置づけ、広報紙等を通じて公表する。

市内の企業は、帰宅困難者対策の一環として、企業内備蓄として従業員の3日分の飲料水及び食料の確保に努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、飲料水、食料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

さらに、企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるとともに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的な休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(4) 中高層建築物の建築事業者の役割

中高層建築物の建築事業者は、災害に備えて建築物の居住者のための備蓄品を収納する防災用備蓄倉庫を設置するものとする。

■設置基準等

- ▶ 事業者は、事業の計画戸数又は区画数（以下「計画戸数等」という。）が50以上のときは、次の掲げる基準を満たす防災用備蓄倉庫を設置するものとする。
 - ・計画戸数等×0.1㎡以上の面積を有し、空間の高さは、1.8m以上とすること。ただし、2箇所以上に分散する場合には、1箇所につき3.0㎡以上の面積を有すること。
 - ・防災備蓄倉庫は、原則として、1階部分に設置すること。
 - ・防災備蓄倉庫には、居住者の3日分の飲料水、食料、簡易トイレ等を備蓄すること。
- ▶ 事業者は、計画戸数等が50未満のとき又はワンルーム形式の住戸（志木市ワンルーム形式集合建築物の指導指針（昭和63年志木市告示第49号）第2（1）に定めるものをいう。）のみで構成される建築物については、防災用備蓄倉庫を設置するよう努めるものとする。

5 地区防災計画の策定

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第5節 防災教育

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に対し、自主防災意識の高揚、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため防災教育を行う。

市の「防災教育」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|--------------------|---------------|
| 1 職員の防災対応能力の強化 | 防災危機管理課 |
| 2 自主防災組織に対する防災教育 | 防災危機管理課、消防署 |
| 3 防災上重要な施設に対する防災教育 | 防災危機管理課、消防局 |
| 4 市民、事業所等に対する防災教育 | 防災危機管理課、消防署 |
| 5 児童・生徒に対する防災教育 | 学校教育課、防災危機管理課 |

1 職員の防災対応能力の強化

災害発生時に応急対策の実行主体となる職員は、防災に関する豊富な知識と避難誘導などの適切な判断力が要求されるため、以下に示す防災教育を進める。

(1) 職員初動マニュアルの配布

災害発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の心得等を示した職員初動マニュアルを配布し、周知を図る。職員初動マニュアルに従い、行動する。

(2) 実践的な現地訓練の実施

避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等、災害時に従事する職員に対し、応急活動を想定した現地での訓練の実施に努める。

(3) 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として、研修会及び講演会等の実施に努める。

(4) 防災機器・資機材操作の習熟

通信機器、自家発電機等の災害活動に必要な機器、資機材の基本的操作の習熟のための研修の実施に努める（燃料の補給、始動、機器管理など）。

2 自主防災組織に対する防災教育

市は、消防署及び消防団と連携し、自主防災組織に対し、防災資機材の点検、操作の習熟や炊き出し等に関する教育の実施に努める。

■自主防災組織に対する防災教育

- 防災活動への参加者を増やすことに関する教育
- 日ごろの震災への備えに関する教育
- 防災用資機材の操作に関する教育（ガスバーナー、トランシーバー）
- 応急手当用医薬品等の整備・点検等に関する教育
- 上級救命技能認定講習会への参加
- 初期消火の実施に関する教育
- 情報の収集・伝達に関する教育
- 救出・救護の実施及び協力に関する教育
- 避難の実施に関する教育（集団避難、自主避難など）
- 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力に関する教育
- 要配慮者の安全確保等に関する教育
- 避難所の運営協力に関する教育

3 防災上重要な施設に対する防災教育

病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、社会的な位置づけを十分認識し、職員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。そのため、防火管理講習会や危険物取扱者保安講習会等を通して、事業所等の職員に対して、初動マニュアルの作成などの周知・啓発に努める。

4 市民、事業所等に対する防災教育

関係機関、団体等と連携して、市民、事業所等を対象として、防災イベントを通して、救命講習会、防災訓練等により防災知識の向上を図る。

また、市外に通勤・通学している市民が交通機関等の混乱により帰宅困難者となった場合、帰宅困難者対策として自身でとるべき措置、日ごろからの心得や備品の準備、適切な行動がとれるよう正常性バイアス等についても周知・啓発に努める。

5 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通して、地域社会の実情及び児童・生徒の発達段階や経験に即して、次の事項について防災教育を推進する。

- 避難方法の習得（安全な避難の仕方）
- 自主防災意識の高揚（自助・共助）
- 避難所での心得など

第6節 防災訓練

防災業務に従事する職員等の防災実務の習熟と実践的能力の向上に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、あわせて防災思想の普及向上を図る。

市の「防災訓練」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|---------------------|------------------|
| 1 総合防災訓練の実施 | 防災危機管理課、関係各課、消防署 |
| 2 個別訓練の実施 | 防災危機管理課、関係各課、消防署 |
| 3 事業所、自主防災組織及び市民の訓練 | 防災危機管理課、消防署 |
| 4 防災訓練の検証 | 防災危機管理課、関係各課、消防署 |

1 総合防災訓練の実施

市は、防災関係機関の連携強化、防災技術の向上、防災意識の高揚を図るため、防災関係機関、関係団体、自主防災組織、地域住民等と連携し、東日本大震災の教訓を生かした実践的で具体的なプログラムを作成のうえ、4年に1回の総合防災訓練を実施する。

2 個別訓練の実施

総合防災訓練とあわせ、消防団、自主防災組織、防災協力会等と協力・連携のもとに、次の実践的な個別訓練を実施する。

(1) 災害情報連絡訓練

地震災害時において、地震及び被害に関する情報を避難所、消防団に迅速かつ的確に伝達できるよう、災害情報連絡訓練を適宜実施するとともに、通信機器・設備を円滑に運用できるよう通信機器に関する実習訓練を定期的実施する。

(2) 非常参集訓練

地震災害時に円滑に応急対策を実施するため、市及び防災関係機関の最低限必要な職員の動員体制を整備するため、各機関と協力し、配備計画に基づき職員の非常参集訓練等を実施する。

(3) 水防訓練

地震災害時に河川の氾濫などの複合被害を想定し、水防計画に基づく水防活動が円滑に実施できるよう、水防（消防）団及び河川施設の管理者等の協力得て、水防に関する土のう積み等の実習訓練を実施する。

(4) 消防訓練

消防団の技能向上を目的に地震災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な地震災害に対処できるよう、非常参集、通信連絡、火災防衛技術、救助等の消防訓練を実施する。

(5) 避難・救助・救護訓練

市は、地震災害時に円滑に避難・救助・救護活動ができるよう、避難・救助・救護訓練を実施するとともに、医療機関と連携し、トリアージ等の応急訓練を実施する。

また、学校・病院・社会福祉施設・工場・事業所等の管理者に対し、児童・生徒・利用者等の人命を保護するため、避難設備の整備、避難訓練を実施するよう指導する。

《参考》

◆「トリアージ」について

多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を緊急度と重症度により選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術をいう。少数の医療スタッフ、限られた医療資源を活用し、救命可能な患者をまず選定して治療することを目的とする。

【資料6. 5】『トリアージタッグ』参照

(6) 帰宅困難者訓練

国、地方公共団体、企業等で構成される「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」の検討結果に基づき、特に以下のような帰宅困難者等対策について、官民連携により、「自助」・「共助」・「公助」の総合的な取組を推進するための訓練内容が提言されている。

ア 一斉帰宅の抑制訓練

同協議会において平成23年11月に決定した、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の下、企業等において従業員等が事業所内に待機できるよう3日分の備蓄に努めるものとする等と内容とする「一斉帰宅抑制の基本方針」の実効性を確保するため、広域的な取組と実践的な訓練を計画・実施する必要がある。

イ 地域と連携した駅周辺等における混乱防止訓練

駅前滞留者への情報提供や誘導を円滑に行えるようにする必要があり、駅前滞留者対策について、実践的な訓練を計画・実施する必要がある。

ウ 徒歩帰宅訓練

帰宅支援道路マップ等を参考に、その経路における避難所の位置を確認するとともに、実践的な徒歩帰宅訓練を計画・実施する必要がある。

(7) 図上訓練

大規模な地震災害が発生した場合、広域に被害が発生するおそれがあり、広域の防災関係機関が連携し、防災訓練を実施する必要がある。そのため、状況判断能力、活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練を実施する。

3 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

地震災害時に自らの生命を守り、安全を確保するためには、日ごろから自衛的な防災訓練を実施することが重要である。そのため、学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練にあわせて訓練を実施することとし、地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

自主防災組織においては、市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練(DIG)や避難所開設・運営訓練(HUG)などを

実施する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

■対象別訓練内容

| 対象 | 訓練内容 |
|--------|--|
| 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者対策に関する訓練 ・ 備蓄品・資機材等の定期点検に関する訓練 ・ 資機材等の稼働操作に関する訓練 ・ 初期消火に関する訓練 |
| 自主防災組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災用資機材の稼働操作に関する訓練 ・ 応急手当用医薬品等の整備・点検等に関する訓練 ・ 上級救命技能認定講習会への参加訓練 ・ 初期消火に関する訓練 ・ 情報の収集・伝達に関する訓練 ・ 救出・救護の実施及び協力に関する訓練 ・ 炊き出しに関する訓練 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日ごろの家庭内備蓄品の点検に関する訓練 ・ 集団避難の実施に関する訓練 ・ 要配慮者の避難支援に関する訓練 ・ 避難所の運営協力に関する訓練 |

4 防災訓練の検証

総合防災訓練及び個別訓練後は、訓練参加者との意見交換、簡易アンケート、協議等により訓練のプログラムの内容評価及び検証を行う。

また、これらの評価及び検証において得られた課題等については、次回の防災訓練計画のプログラムづくりに反映するものとする。

第7節 震災に関する調査研究

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。

そのため、市の地域特性、災害履歴の整理・把握や国の中央防災会議の答申等の最新の防災に関する情報を、収集するなどの総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

市の「震災に関する調査研究」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|-----------------------|---------|
| 1 地震ハザードマップの見直し | 防災危機管理課 |
| 2 東京湾北部地震に関する調査研究 | 防災危機管理課 |
| 3 住民の安全な避難誘導に関する調査研究 | 防災危機管理課 |
| 4 災害情報の確実な伝達等に関する調査研究 | 防災危機管理課 |

1 地震ハザードマップの見直し

市は、大規模地震に伴う「揺れやすさ」「液状化」「地域危険度」「地震が起こったときの心得10か条」、「避難所一覧」、「建築物耐震診断・耐震改修補助金交付制度について」等を表記した「志木市地震ハザードマップ」を平成20年3月に作成し、全戸配布している。

県では、平成26年3月に最新の科学的知見やデータを踏まえた地震被害想定の見直しを行った。

市は、その結果を基に地震ハザードマップについても検証し、必要な場合には地震ハザードマップの見直しを行うものとする。

2 東京湾北部地震に関する調査研究

市は、市内に大きな被害を及ぼすと考えられる「東京湾北部地震」や内閣府が想定している「首都直下地震」に関して、想定地震に関する最新の調査結果、それに伴う被害の程度などについて把握するため、国、県などの防災関係機関から関係情報を収集し、調査研究を継続して行う。

3 住民の安全な避難誘導に関する調査研究

市は、避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、避難行動要支援者の支援体制、円滑な避難誘導方法に関する調査研究を推進する。

4 災害情報の確実な伝達等に関する調査研究

震災時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、市民が適切な行動をとるために有用な情報の迅速な伝達が求められる。

市は、携帯電話や有線電話などが使用できない場合を想定し、代替の情報伝達方法として、広報紙、市ホームページ、メール配信、広報車、エリアメール、市公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の多様な伝達手段について調査研究を進めていく。

第8節 震災に備えた体制整備

地震災害時に総合的かつ円滑に応急対策を実施するため、市の活動体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携の強化を図る。

また、自主防災組織の整備、ボランティアの活動環境の整備に努める。

第1 活動体制の整備

地震災害時の被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所等が地震に対応できる体制を確立する。

市の「活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|--------------|---------------------------------|
| 1 市の活動体制の整備 | 防災危機管理課、人事課、建築開発課、下水道施設課、いろは遊学館 |
| 2 相互応援の体制の整備 | 防災危機管理課、関係各課 |
| 3 防災活動拠点の整備 | 防災危機管理課、関係各課 |

1 市の活動体制の整備

大規模地震災害時に確実に応急対策を実施できるよう、災害対策本部の設置をはじめ、職員の動員等、市の災害時の体制の整備強化を図る。

(1) 災害対策本部の整備

市は、災害時に迅速かつ円滑に災害対策本部及び地区本部が設置できるよう、次の事項について明確にするとともに、必要な整備を図る。

- ▶ 災害対策本部設置の基準の明確化（地震の震度など）
- ▶ 実施責任者不在時の対応（指揮者の優先順位の明確化）
- ▶ 災害対策本部として使用する「市庁舎」の施設整備
- ▶ 災害対策本部及び地区本部運営に必要な資機材及び備品の整備

(2) 代替本部機能の整備

市庁舎に災害対策本部が設置できないときは、いろは遊学館を災害対策本部の代替施設として、本部会議開催に必要な備品等の整備を進める。

なお、いろは遊学館に勤務する職員は、整備された備品等について、活用できるよう管理を行う。

(3) 職員の配備体制の適正化

災害時に的確に応急対策が実施できるよう、職員の人数、職制等を踏まえ、配備体制を強化するとともに、災害時の職員の健康管理や交替要員の確保、必要な被服、用具等の支給について十分検討しておく。

(4) 職員の動員体制の強化

夜間、休日等における職員の動員、参集体制を明確にするとともに参集訓練等を実施し、結果を踏まえ、必要に応じて動員体制の見直しを図り体制の強化に努める。

(5) マニュアルの整備

市は、職員が震災時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、「災害時職員初動マニュアル」、「地区災害対策本部マニュアル」及び「避難所運営マニュアル」を整備している。市は、防災訓練等を通じて内容の習熟を図るとともに、より実践的なマニュアルとなるよう適宜見直しを実施する。

【参考資料】「災害時職員初動マニュアル（令和5年3月改定、志木市）」

【参考資料】「地区災害対策本部マニュアル（令和5年3月改定、志木市）」

【参考資料】「避難所運営マニュアル（令和5年3月改定、志木市）」

(6) 活動体制等の周知・徹底

市は、災害時に職員が円滑に参集、配備、応急活動の実施を行えるよう、職員に対し研修等を実施し、配備体制、活動体制、災害時の役割、マニュアルの活用等に必要な事項の周知・徹底に努める。

(7) 業務継続計画（BCP）の推進

市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を推進する。

市は、業務継続計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を推進する。

(8) 応急対応、復旧復興のための人材確保

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 相互応援の体制の整備

市は、大規模な地震災害が発生した場合、市の体制のみでは十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、県、他市町、指定公共機関等との連携強化に努めるとともに、あらかじめ受入体制を整備する。

(1) 相互応援体制の整備

市は、近隣、県内及び県外の市町村から物資や従事者の援助が受けられるよう、災害時における防災協定の締結に努めるとともに、災害時の要請に必要な手続き、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

また、災害時の応急対策を実施するに当たり、必要となる食料、生活物資、車両等について、民間事業者等と応援協定を締結し、実効性の維持に努める。

(2) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

市は、県と連携して、他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるための体制を確立する。

なお、他の地方公共団体とは、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制を整備するとともに、緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。

また、連携した防災訓練の実施に努める。

(3) 応援受入体制の整備

市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

【想定される応援（例示）】

- 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- 国によるプッシュ型の物的支援
- 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援・その他国が関与して全国的に行われる人的応援...国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定士、下水道、水道、廃棄物処理等
- 防災関係機関等による応援...日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班等
- 公共的団体による応援
- ボランティア

ア 受援計画の策定

外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、受援計画の策定に努める。

イ 受援体制の整備

応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

ウ 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

エ 受入れ拠点の設定及び運営体制の整備

消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。

オ 防災関係機関との連携強化

防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。

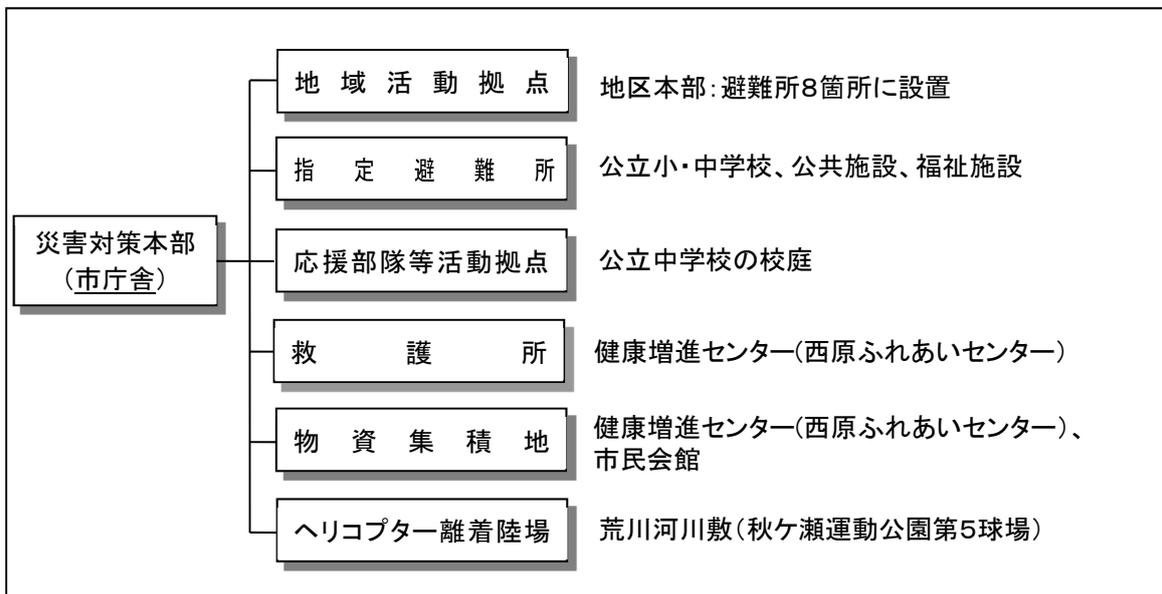
また、防災関係機関との情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

3 防災活動拠点の整備

市は、庁舎等をはじめ、必要な公共施設を防災活動拠点として位置づけ、これらの施設の耐震化等、施設の安全化に努める。

市の防災活動の拠点となる災害対策本部は、「市庁舎」に開設する。

■市の主な防災活動拠点



第2 情報通信体制の整備

防災対策を確実に実施するためには、災害・被害に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理する必要があるため、総合的な災害オペレーションシステムの構築、情報収集・伝達体制の整備を図る。

市の「情報通信体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|--------------------------|---------------------|
| 1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 | 防災危機管理課、市政情報課、政策推進課 |
| 2 情報通信設備の整備 | 防災危機管理課、市政情報課、政策推進課 |

1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

(1) 市内の情報伝達体制の強化

市は、災害時に迅速に情報を収集・伝達できるよう、職員初動マニュアルを整備している。これらを用いて、誰がどのような情報を収集するか事前に把握し、組織的な情報の収集・伝達体制の整備を図る。

また、自主防災組織、自警消防隊などへの情報伝達を円滑に行えるよう、広報紙、市ホームページ、メール配信、広報車、エリアメール、市公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等あらゆる手段を用いた情報の伝達システムの整備に努める。

(2) 情報の分析・加工体制の整備

ア 災害情報データベースの整備

市は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。

災害データベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

イ 災害情報シミュレーションシステムの整備

市は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

ウ 人材の育成

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

エ 情報の分析・加工体制の整備

市は、災害時に県や市町村、防災関係機関等が収集した情報から、人命救助やライフラインの復旧対応等に必要な情報を抽出し、災害対応が必要となる地点を分析し、地図情報等に加工を行う体制を構築する。

(3) 国及び県への報告体制の強化

市は、災害時や避難指示を行う際に国及び県と円滑に連携が図れるよう、市の連絡責

任者、県に報告すべき情報、連絡先、連絡方法、様式等必要な事項を明確にしておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(4) 防災関係機関との連携強化

市は、ライフライン関係機関をはじめ、防災関係機関が所管する施設等の被害に関する情報、応急対策の実施状況に関する情報が災害時に円滑に得られるよう、防災関係機関との連携強化に努める。

■情報の区分及び内容

| 区分 | | 内容 |
|-------------|------|-------------------------|
| 事前に準備すべき情報 | 地域情報 | 地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報 |
| | 支援情報 | 防災組織、対策手順、基準等の情報 |
| 災害時に必要となる情報 | 観測情報 | 地震計等からの情報 |
| | 被害情報 | 物的被害、人的被害、機能被害に関する情報 |
| | 措置情報 | 県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報 |
| | 生活情報 | ライフライン等生活に関する情報 |

2 情報通信設備の整備

大規模な地震災害が発生した場合、通常の通信設備が使用不能となるおそれがあるため、各々の通信設備の多重化や非常用電源装置の整備に努める。

(1) 市防災行政無線の強化

市は、災害時にもつながりやすいデジタル方式のマルチ・チャンネル・アクセス方式（MCA無線）、IP電話機を運用しており、今後も防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

(2) インターネット環境の整備

防災関係機関・団体、避難所等の相互において情報を共有し、迅速な意志決定を行うため、市ホームページの災害情報欄の整備など、インターネット環境を整備する。

市では、災害時に市内にいる方々に的確な情報を広く周知するため、携帯電話会社が提供する「エリアメール（株式会社NTTドコモ）」・「緊急速報メール（KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社）」の配信を行っている。

また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報の提供を、市公式フェイスブック等により行っている。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用

市は、消防庁からの災害に関する情報を瞬時に市民へ提供できるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を運用している。

(4) 県の情報通信設備の活用

災害が発生したときは、速やかにその被害状況をとりまとめ、災害オペレーション支

援システム（使用できない場合は FAX 等）で県に報告するとともに、あわせて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。

被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

（５）情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害時に支障が生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

（６）情報通信設備の安全対策

災害時においても防災情報通信設備が十分機能し活用できるよう、市は、安全対策として多重化を実施する。

■情報通信設備の安全対策

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 非常用電源の確保 | 停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。 |
| 転倒防止対策 | 災害時に情報通信設備が確実に使用できるよう、各種機器の転倒防止対策を行うとともに、周辺の備品の転倒により機器が使用不能とならないよう、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。 |
| 浸水防止対策 | 多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、床から最低限の高さを確保し設置する。 |
| 通信回路のバックアップ化 | 防災行政無線の通信回路は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。 バックアップシステムは、地理的に離れた場所に設置するように努める。 |

第3 災害ボランティア活動のための環境整備

大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める。

市の「災害ボランティア活動のための環境整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|-------------------------|-----------------|
| 1 県災害ボランティア登録制度の周知 | 防災危機管理課、社会福祉協議会 |
| 2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握 | 防災危機管理課、社会福祉協議会 |
| 3 専門職ボランティアの組織化 | 関係各課 |
| 4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備 | 防災危機管理課、社会福祉協議会 |
| 5 ボランティアコーディネーターの養成 | 防災危機管理課、社会福祉協議会 |
| 6 ボランティア関係機関等との情報共有 | 共生社会推進課 |

1 県災害ボランティア登録制度の周知

(1) 災害ボランティア

県は、平時に災害ボランティア登録を行い、必要に応じて研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行う。災害時において、登録ボランティアは自主的、自発的に災害支援ボランティア活動を行う。

市は、住民に対し、県のボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

■災害ボランティアの活動内容

- ▶ 一般作業（専門分野を持たずに労働力を提供）
炊き出し、清掃、救援物資の仕分けなど

(2) 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、建物危険度判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。

そこで、次に示す専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

■専門ボランティアの活動例

- | | | |
|----------------------------|---------|---------|
| ▶ ボランティアコーディネーター | ▶ 乳幼児保育 | ▶ 心のケア |
| ▶ 障がい別の専門ボランティア (手話通訳等) | ▶ 土木・建築 | ▶ 外国語通訳 |
| | ▶ 介護 | ▶ 情報・通信 |

(3) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成

並びに登録を行っている。

市は、災害時に必要に応じて、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

2 ボランティア組織・団体に関する情報の把握

災害時には、医療、福祉、保健、被災建築物応急危険度判定など、さまざまな分野の専門ボランティア組織・団体が、市内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、市は、災害時に援助の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、総務省消防庁が公開している「災害ボランティア・データバンク」等を利用して情報を事前に把握しておくものとする。

3 専門職ボランティアの組織化

災害応急対策を迅速・的確に遂行するためには、専門能力を有するボランティアと効果的に連携する必要がある。

そのため、市は、市内在住の専門能力を有するボランティアを事前に組織化し、災害時に迅速・的確な協力が得られる体制づくりを進めていく。

また、体制づくりに合わせボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

■主な専門職ボランティア

- ▶ アマチュア無線技士
- ▶ 外国語堪能者
- ▶ 手話通訳者
- ▶ 点字通訳者
- ▶ 1級、2級建築士

4 災害時におけるボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えられることも少なくない。

そのため、市は、NPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、ボランティア団体、社会福祉協議会等関係者の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、参集したボランティアを円滑に受け入れるため、以下の事前対策を講じていく。

■災害ボランティアの活動環境の整備

- ▶ 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成
- ▶ 必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- ▶ ボランティアのための宿泊場所や活動拠点の候補地を選定

5 ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県

支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。

その際、市内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。

6 ボランティア関係機関との情報共有

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

第4 消防活動体制の整備

住宅密集地等の市街地に火災が発生した場合、大規模な延焼火災となり、大きな被害をもたらすことが予想される。

このため、市は、消防局・消防署と連携して、消防施設の整備充実、消防団員の教養訓練等を実施して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

市の「消防活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|---------------|---------------------------|
| 1 消防力・消防水利の強化 | 防災危機管理課、水道施設課、消防局・消防署、消防団 |
| 2 初期消火体制等の強化 | 防災危機管理課、消防署、消防団 |

1 消防力・消防水利の強化

「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、消防施設（消防車両を含む）、消防水利等の整備の充実を図る。また、消防自動車、防火水槽等の性能点検を実施し、常にその性能の維持向上を図り、災害時にこれらが適切に機能するよう努める。

(1) 消防体制の充実

ア 消防体制の確立

常備消防力は、志木市、朝霞市、和光市及び新座市の4市による広域消防で、1局、4消防署、4分署を有し、本市には志木消防署が配置され、火災の予防・警戒・鎮圧等の消防業務に当たっている。

本市の消火活動の中心となる志木消防署は、訓練、研修等により職員の充実強化に努めるとともに、必要な消防資機材の整備、消防水利（消火栓、防火水槽）の維持管理を図り、消防体制の強化に努める。

イ 消防団の育成

消防団は、消防団本部と6分団の計93人（令和2年4月1日現在）で構成されており、常備消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。

そのため、消防団は、火災発生等の場合に地域の防火活動の中核として初期消火、避難誘導等のほか、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するなど、地域の防災リーダーとして重要な役割を担っている。

消防局及び市は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実戦的な教育訓練を実施するとともに、市民への防災指導に努める。

また、消防団の活性化に向けて、消防団活性化総合計画の策定に努め、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員の参加促進、分団制度の活用等消防団の活性化を図る。

ウ 消防施設等の整備充実

市は、消防力の現勢等を把握し、消防局と連携して「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図るとともに、消防団に必要な消防資機材、消防団詰所、ポンプ自動車等の計画的な更新を図り、その推進を図る。

また、災害により消火栓が機能しない場合に備えて、計画的に防火水槽の増設を進めるとともに、河川等の自然水利の活用を図る。

エ 無線設備の更新整備

災害時における消防局・消防団の災害通信手段を確保し適切な消防活動を行うため、消防局と防災危機管理課が連携して、導入済みの消防救急デジタル無線の維持管理を図る。

(2) 消防水利及び進入路の確保

ア 消火栓が使えない場合の対策

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性のある防火水槽の整備、河川やプール等の水利の確保を一層推進していく。

イ 地域の状況に対応した消防水利の配置

消火栓や防火水槽などの消防水利の設置は、市街地など地域状況を勘案して配置する。

ウ 住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備

非常時に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の点検及び拡幅や隅切り等による進入路の整備に努める。

(3) 協力応援体制の確立

ア 他の消防機関の応援受け入れ及び円滑に活動するために必要な支援

消防局は、自らの消防力だけでは対応できない場合を想定し、「埼玉県下消防相互応援協定」を締結している。消防局及び市は、他の消防機関の応援受け入れのための体制を整備しておくものとする。

イ 自主防災組織の育成と活性化

消防活動に当たっては、消防団はもとより自主防災組織の協力が重要となる。そのため、消防局及び市は、日頃から、その協力方法・体制について協議し、整備しておくものとする。

2 初期消火体制等の強化

(1) 市民の初期消火力の強化

大規模地震では同時多発火災の発生が予想され、消防署の消防力にも限界がある。そのため、消防署は、消防団・自警消防隊及び自主防災組織を中心に、地域住民の協力

による消火器、バケツリレー消火等の初期消火や応急手当による応急救護、簡易救助資器材を使った救助が一体的かつ組織的に活動できるよう、地域の初期消火、応急救護、救助体制の充実を図る。

(2) 事業所の初期消火力の強化

消防局・消防署は、市内の事業所に対して、地震発生直後の初期消火等に対応できるよう初期消火器具等の整備、強化を指導し、自衛消防体制の確立、強化を図るよう指導する。

そのため、消防法に基づき、一定規模以上の建物への防火管理者の選任と届出を徹底させるとともに、一定規模未満の建物についても防火に関する指導等に努める。

(3) 市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育や防災訓練を行い、市民の防災行動力を高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力及び連携を促進し、地域における総合防災体制を強化していく。

第5 危険物等関連施設の災害予防

施設管理者及び防災関係機関は、危険物等関連施設、高圧ガス施設の火災、爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進する。

また、先端技術産業等で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変容及び危険物等関連施設の大規模化、多様化あるいは複雑化に備え、安全対策に努める。

市の「危険物等関連施設の災害予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|-----------------|-------------------|
| 1 危険物等関連施設の災害予防 | 防災危機管理課、消防局、施設管理者 |
| 2 高圧ガス施設の災害予防 | 防災危機管理課、消防局、施設管理者 |

1 危険物等関連施設の災害予防

消防局は、危険物等関連施設の安全性に関する実態把握を行うとともに、各種法令に基づく規制の遵守を徹底するとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

(1) 危険物施設

過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがあるため、消防局は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を図る。

ア 危険物貯蔵所等の整備改善

危険物貯蔵所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

また、立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ 危険物取扱者制度の効果的な運用

危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させるとともに、危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

また、法定講習会等の保安教育を徹底する。

ウ 施設、取扱いの安全管理

施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

また、危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成遵守を指導する。

(2) 毒劇物取扱施設

毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

また、警察と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。

さらに、埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導に当たる。

(3) 火薬類施設

猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し公共の安全を確保する。

また、経済産業省、警察と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。

さらに、埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

2 高圧ガス施設の災害予防

高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

また、経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導を行う。

さらに、埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

また、高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

第6 救出救助、救急体制の整備

地震災害発生時には、広域及び局地的に救助を必要とする人の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動に万全を期するとともに、初動体制を確立し各防災関連機関との密接な連携により迅速に救急救助活動を実施する。

市の「救出救助、救急体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|--------------|------------------------|
| 1 救急救助体制の整備 | 防災危機管理課、消防署・消防団 |
| 2 傷病者搬送体制の整備 | 健康増進センター、健康政策課、防災危機管理課 |
| 3 応急手当法の普及啓発 | 防災危機管理課、消防署・消防団 |

1 救急救助体制の整備

市及び消防署は、消防団及び自主防災組織、自警消防隊における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び市民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織、自警消防隊等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等が把握できるよう、災害時医療情報体制の確立に努める。

(2) 搬送順位

地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。震災後は、医療機関の被災情報や搬送経路などさまざまな状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討する。

3 応急手当法の普及啓発

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合、又は道路等に被害が発生し交通が麻痺した場合、医療機関による十分な医療活動が行われないおそれがあり、自主防災組織、自警消防隊、市民等による応急手当が必要となる。

そのため、市は消防署・消防団、医療機関と連携し、応急手当に関する講習会等を実施し、止血、人工呼吸等の応急手当の普及に努める。

第7 医療救護体制の整備

大規模な地震が発生した場合、広域又は局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想される。そのため、初期医療体制、後方医療機関との連携及び広域的な医療応援の受入れ体制の整備を図るとともに、自主防災組織等による応急手当の普及に努める。

市の「医療救護体制の整備」は、以下の方策及び担当部署に加え市のすべての看護師有資格者をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|----------------|-------------------------------------|
| 1 医療体制の整備 | 健康政策課、健康増進センター、消防局・消防署 |
| 2 医薬品等の確保 | 健康政策課、健康増進センター、防災危機管理課 |
| 3 後方医療体制の整備 | 健康政策課、健康増進センター、防災危機管理課、消防局・消防署 |
| 4 要配慮者に対する医療対策 | 健康政策課、共生社会推進課、長寿応援課、子ども支援課、健康増進センター |
| 5 応援体制の整備 | 健康政策課、健康増進センター、共生社会推進課 |

1 医療体制の整備

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

そのため市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係機関と調整し、その体制の整備に努める。

2 医薬品等の確保

市は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安として、災害時の医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるとともに、市内の販売業者、薬剤師会等と連携し、備蓄の推進を図る。また、災害時に医薬品、医療資機材等を提供してくれるよう、市内の販売業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び朝霞保健所との協力体制の整備に努める。

必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

3 後方医療体制の整備

(1) 後方医療支援体制の確立

市は、避難所等に設置した救護所や市内の救急医療機関では対応できない重症患者や、高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援について、県との連携体制を図る。

(2) 搬送体制の整備

救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

ア 緊急車両等による搬送体制の整備

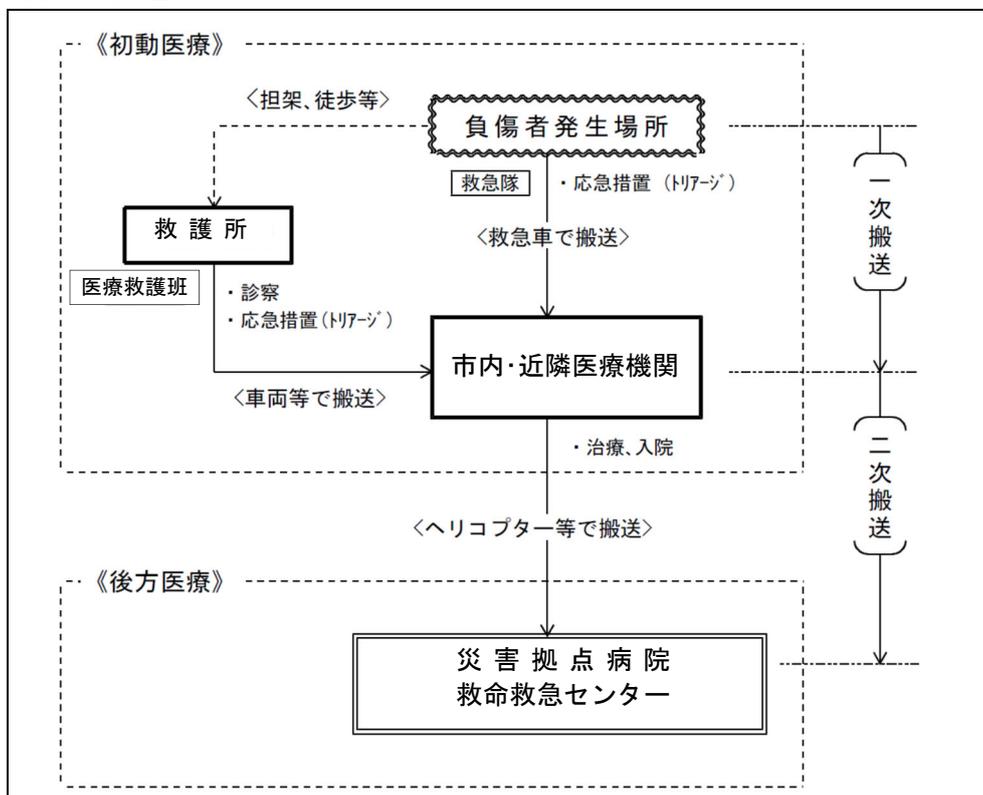
災害時においては、多くの負傷者の発生が予想されるため、消防署は、救出及び救助した負傷者の搬送体制の強化に努める。

イ ヘリコプターによる搬送体制の整備

重症患者の緊急を要する搬送においては、ヘリコプターによる搬送も必要となることから、市は、県及び自衛隊によるヘリコプター搬送の要請方法、ヘリコプター離着陸場の設置場所等、必要な事項を定めておく。

なお、県は、「秋ヶ瀬運動公園第5球場」をヘリコプター離着陸場として指定している。

■負傷者搬送体制の流れ



《参考》

◆「災害拠点病院」とは

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、院内の水や電気等のライフラインの維持機能、及び災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能等を持つ。

◆「救命救急センター」とは

急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し高度な医療技術を提供する三次救急医療機関である。

【資料6. 1】『救急病院・救急診療所一覧（朝霞保健所管内）』参照

【資料6. 2】『災害拠点病院（埼玉県）』参照

【資料6. 3】『救命救急センター（埼玉県）』参照

【資料6. 4】『災害時連携病院』参照

4 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災住民の心身にさまざまな影響を与えることが考えられる。

特に、寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障がいの発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

（1）巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

（2）メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア対策の推進を図る。

（3）透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受け入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議し、整備を図る。

（4）ぼうこう又は直腸機能障がい者への対策

県は、大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とするぼうこう又は直腸機能障がい者が、避難所での生活にストーマ用装具を使用することができるようランニング備蓄を行っている。

市は、被災したぼうこう又は直腸機能障がい者に対して迅速なストーマ装具の提供ができるよう、県のランニング備蓄の活用について協力体制の整備を図る。

《参考》

- ◆「ランニング備蓄」とは
卸売業者が流通過程で保管している物資を
活用する備蓄方法のこと。

（5）人工呼吸器使用者への対策

人工呼吸器使用者にとって、災害時の停電は命に直結し、避難行動を取る際にも周到な準備が必要である。そのため、市は、災害時に人工呼吸器使用者を支援する体制について整備を図る。

5 応援体制の整備

大規模な災害等により、医師、医薬品等の不足により市内の医療機関で対応できない場合、市は県、日本赤十字社に応援を要請するため、災害時に迅速かつ円滑に要請できるよう、要請方法等の整備を図る。

第8 避難活動体制の整備

地震災害により住家が倒壊、焼失した被災者や被害の危険が迫った市民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難体制の整備を図る。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

市の「避難活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|--------------------|---|
| 1 避難所等の指定 | 防災危機管理課、関係各課 |
| 2 避難所等の整備 | 防災危機管理課、共生社会推進課、長寿応援課、保険年金課、教育総務課、学校教育課、生活援護課、福祉監査室 |
| 3 避難路の確保 | 道路課、都市計画課、建築開発課、防災危機管理課 |
| 4 地域（住民・事業所）との連携強化 | 防災危機管理課、関係各課、消防団 |
| 5 防災上重要な施設の避難体制の強化 | 消防局・消防署、施設管理者 |
| 6 学校等の避難体制の強化 | 教育総務課、学校教育課、保育課 |
| 7 避難誘導體制の整備 | 防災危機管理課、関係各課、消防団 |

1 避難所等の指定

市は、改正災対法（平成25年法律第54号）に定める「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」の指定について、以下のとおり指定する。

（1）指定避難所の指定（改正災対法第49条の7）

市は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための指定避難所を指定し、地域住民に周知徹底を図る。

市では、これまで市が指定している避難所8施設（小学校8校、いずれも耐震化済み）を震災時には優先する避難所として指定した。なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平時から住民に周知する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

福祉避難所に当たっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。本市の指定避難所は、次項で示す【指定避難所及び指定緊急避難場所】（避難所、補助避難所、福祉避難所、その他避難所）で構成されており、指定緊急避難場所を兼ねるものとする。

■指定避難所の指定基準

- ▶ 原則として、自治会又は学区を単位として指定すること。
- ▶ 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校等）を指定すること。
- ▶ 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ▶ 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ▶ 発災後、被災者の受け入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ▶ 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ▶ 環境衛生上、問題のないこと。

(2) 指定緊急避難場所の指定（改正災対法第49条の4）

市は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに被災者の安全を確保するための施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図る。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

■指定緊急避難場所として対象となる災害

| 災害種別区分 | 本市への該当の有無 | 備考 |
|--------|-----------|--|
| 洪水 | ○ | 市を流れる荒川、新河岸川及び柳瀬川の洪水被害により多くの市民が避難者となると考えられる。 |
| 土砂災害 | × | 市には、土砂災害（特別）警戒区域の指定区域はない。 |
| 高潮 | × | 市では、高潮による影響を受けない。 |
| 地震 | ○ | 市では、「東京湾北部地震」が発生した場合、避難所避難者が最大で1,180人（1週間後）発生すると予測されている。 |
| 津波 | × | 市は、津波による影響を受けない。 |
| 大規模な火事 | ○ | 市内には大規模地震等による火災で延焼の危険性が高い住宅密集地があり住民が安全を確保できる避難場所を指定する。 |
| 内水氾濫 | ○ | 市では、雨水出水による内水氾濫で、避難者の発生が考えられる。 |
| 火山現象 | × | 市は、火山噴火による避難事象は発生しない。 |

■指定緊急避難場所の指定基準

- 地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の①～③の条件を満たすこと。
- 地震を対象とする避難場所については、次の①～⑤のすべての条件を満たすこと。
- ① 災害発生時に迅速に避難所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること。
 - ② 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること。
 - ③ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものが

| |
|---|
| ない場所に位置すること |
| ④ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること。 |
| ⑤ 地震の揺れに伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること。 |

【資料 8. 1】『指定避難所及び指定緊急避難場所』参照

(3) 避難場所

地域の被災状況を確認するため、地域の市民が集まる場所で、集会所、寺社、小規模公園、学校の校庭等を自主防災組織、自警消防隊、町内会長が指定する。

【指定避難所及び指定緊急避難場所】

◎避難所

■避難所（震災時）一覧

| 名称 | 所在地 | TEL | 収容人数 | | |
|---------|-------------|----------|-------|--------|--------|
| | | | 屋内運動場 | 教室等 | 合計 |
| 志木小学校 | 本町 1-10-1 | 471-0111 | 739 | 3,277 | 4,016 |
| 志木第二小学校 | 館 1-2-1 | 472-0540 | 420 | 2,289 | 2,709 |
| 志木第三小学校 | 柏町 3-2-1 | 471-1062 | 452 | 2,038 | 2,490 |
| 志木第四小学校 | 館 1-4-1 | 474-7911 | 493 | 1,903 | 2,396 |
| 宗岡小学校 | 中宗岡 3-1-1 | 471-0307 | 463 | 1,749 | 2,212 |
| 宗岡第二小学校 | 上宗岡 3-13-1 | 473-2305 | 468 | 1,799 | 2,267 |
| 宗岡第三小学校 | 下宗岡 1-15-30 | 471-2244 | 526 | 1,277 | 1,803 |
| 宗岡第四小学校 | 上宗岡 1-1-2 | 473-5250 | 465 | 1,425 | 1,890 |
| 合計 | — | — | 4,026 | 15,757 | 19,783 |

【資料 8. 1】『指定避難所及び指定緊急避難場所』参照

◎補助避難所

市は、避難所だけではすべての要避難者を収容できない場合、中学校などの市立の公共施設を補助避難所として要避難者を収容する計画である。

■補助避難所（震災時）一覧

| 名称 | 所在地 | TEL | 収容人数 | | |
|-----------------------------|------------|----------|-------|-------|--------|
| | | | 屋内運動場 | 教室等 | 合計 |
| 志木中学校 | 柏町 3-2-2 | 471-0143 | 588 | 2,485 | 3,073 |
| 志木第二中学校 | 館 1-3-1 | 473-2379 | 518 | 2,243 | 2,761 |
| 宗岡中学校 | 上宗岡 1-8-1 | 471-2241 | 568 | 2,140 | 2,708 |
| 宗岡第二中学校 | 下宗岡 4-1-10 | 472-1516 | 547 | 1,660 | 2,207 |
| 小計 | — | — | 2,221 | 8,528 | 10,749 |
| 市民会館(ホール) ※令和5年度から再整備を実施 | 本町 1-11-50 | 474-3030 | — | — | 1,110 |
| 市民会館(管理棟) ※令和5年度から再整備を実施 | 本町 1-11-50 | 474-3030 | — | — | 889 |

| 名称 | 所在地 | TEL | 収容人数 | | |
|--------------------------------|-------------|----------|-------|-----|--------|
| | | | 屋内運動場 | 教室等 | 合計 |
| 総合福祉センター | 上宗岡 1-5-1 | 475-0011 | — | — | 2,297 |
| 宗岡公民館 | 中宗岡 4-16-11 | 472-9321 | — | — | 367 |
| 健康増進センター (西原ふれあいセンター) | 幸町 3-4-70 | 487-4611 | — | — | 144 |
| 武道館 | 柏町 3-6-19 | 474-7666 | — | — | 81 |
| いろは遊学館 | 本町 1-10-1 | 471-1297 | — | — | 639 |
| コミュニティスペースつつじ ※令和5年5月オープン予定 | 本町 5-26-1 | — | — | — | 134 |
| 小計 | — | — | — | — | 5,661 |
| 合計 | — | — | — | — | 16,410 |

【資料8. 1】『指定避難所及び指定緊急避難場所』参照

◎福祉避難所

市は、高齢者、障がい者などの要配慮者に対する二次的避難の利用を目的とした福祉避難所の設置促進を図る。

今後、福祉避難所を設置する場合には、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用するとともに、災害時の受け入れ体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

■福祉避難所（震災時）一覧

| 名称 | 所在地 | TEL | 収容人数 |
|--------------------|-----------|----------|------|
| 福祉センター（総合福祉センター2階） | 上宗岡 1-5-1 | 473-7569 | 167 |
| 第二福祉センター | 柏町 3-5-1 | 476-4122 | 576 |
| 合計 | — | — | 743 |

【資料8. 1】『指定避難所及び指定緊急避難場所』参照

◎その他の避難所

指定避難所や補助避難所以外の避難所として、状況に応じて利用する避難施設を「その他の避難所」と位置づける。

【資料8. 1】『指定避難所及び指定緊急避難場所』参照

■その他の避難所（震災時）一覧

| 名称 | 所在地 | TEL | 収容人数 | | |
|----------|-----------|----------|-------|-------|-------|
| | | | 屋内運動場 | 教室等 | 合計 |
| 柳瀬川図書館 | 館 2-6-14 | 487-2004 | — | 872 | 872 |
| 慶応義塾志木高校 | 本町 4-14-1 | 471-1361 | 1,329 | 2,856 | 4,185 |
| 県立志木高校 | 上宗岡 1-1-1 | 473-8111 | 875 | 2,381 | 3,256 |
| 合計 | — | — | 2,204 | 6,109 | 8,313 |

2 避難所等の整備

(1) 避難所における備蓄

市は、指定した避難所及び避難場所の安全性を確保するため、施設の耐震化に努めるとともに、避難所については、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、備蓄倉庫、テント、非常用電源、懐中電灯、簡易トイレ、土のう袋、給水バッグ、シート等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ、子どもにも配慮する。

(2) 避難所等の周知

市は、広報紙、地震ハザードマップ等により、市民に対し避難所及び補助避難所、福祉避難所、避難場所の周知徹底を図るとともに、案内板、標識等を設置し、来訪者に対しても避難所及び避難場所の周知に努める。

(3) 避難所運営マニュアルの作成及び習熟

市は、避難所の開設・運営・閉鎖等の管理運営を定めた市民参画型の避難所運営マニュアルを作成している。自主防災組織、自警消防隊、町内会等の関係者への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難所の開設及び管理運営が円滑にできるよう、関係職員はじめ関係者の習熟に努める。

また、避難所訓練などを通し必要に応じてマニュアルの適宜見直しを実施する。

なお、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

3 避難路の確保

(1) 避難路の選定

市は、避難所の指定に伴い、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。また、指定緊急避難場所への避難路についても、下の基準に基づき避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

■避難路の選定基準

- 避難路は、幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道とする。
- 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- 避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得る。
- 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

(2) 避難路沿いの安全確保

大規模地震時に、道路沿いの建物（主として老朽化した木造建物）が倒壊すると、道路を閉塞し、避難等に支障を生ずることになる。また、ブロック塀・石塀の倒壊によって多くの死傷者が発生し、その危険性が指摘されている。

このため、市は、「志木市建築物耐震改修促進計画（平成 28 年 4 月改訂）」に基づき、

既存住宅の耐震化を促進するとともに、地区計画制度等により、狭隘道路の拡幅、生活道路沿いにあるブロック塀の生け垣化や行き止まり道路の解消を図る他、街路樹の整備、沿道建物の耐震・不燃化を推進し、避難路沿いの安全確保を推進するものとする。

4 地域（住民・事業所）との連携強化

自主防災組織、自警消防隊、町内会長は、一時集合場所を定め、地域住民の安全確保に努める。市民の避難誘導、市民の自主避難においては、自主防災組織、自警消防隊、自治組織等の地域との連携が不可欠であるため、市は地域との連携の強化に努める。

避難が完了した地区では、地区全体が無人状態となりやすく、空き巣・泥棒の被害を受けやすくなる。そのため、既に各町内会に設置されている自主防犯パトロール隊が中心となり避難地区の巡回に努める。

5 防災上重要な施設の避難体制の強化

不特定多数の人が利用する施設、病院、工場、危険物保有施設等の特に安全性を高める必要がある施設等、防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の体制の強化に努める。

- 災害時の防災組織の充実強化
- 火気使用場所の防火管理の徹底
- 消火栓、火災報知設備、消火器具その他の消防用設備等又は特殊消防用設備等の定期点検の徹底
- 避難誘導マニュアル等による避難誘導體制の強化、避難訓練の徹底
- 施設の特性を考慮した誘導、指示の実施
- 心理の特性（パニック防止）を考慮した誘導、指示の実施
- 消防署、警察署、地域との連携強化

6 学校等の避難体制の強化

学校等の管理者は、園児、児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難マニュアルを作成し、避難体制の強化に努める。

- 災害時の防災組織の充実強化
- 家庭科実習室、理科室等の火気使用場所の防火管理の徹底
- 消火栓、火災報知設備、消火器具その他の消防用設備等又は特殊消防用設備等の定期点検の徹底
- 避難誘導マニュアル等による避難誘導體制の強化、避難訓練の徹底
- 消防署、警察署、地域との連携強化
- 保護者への連絡体制の強化

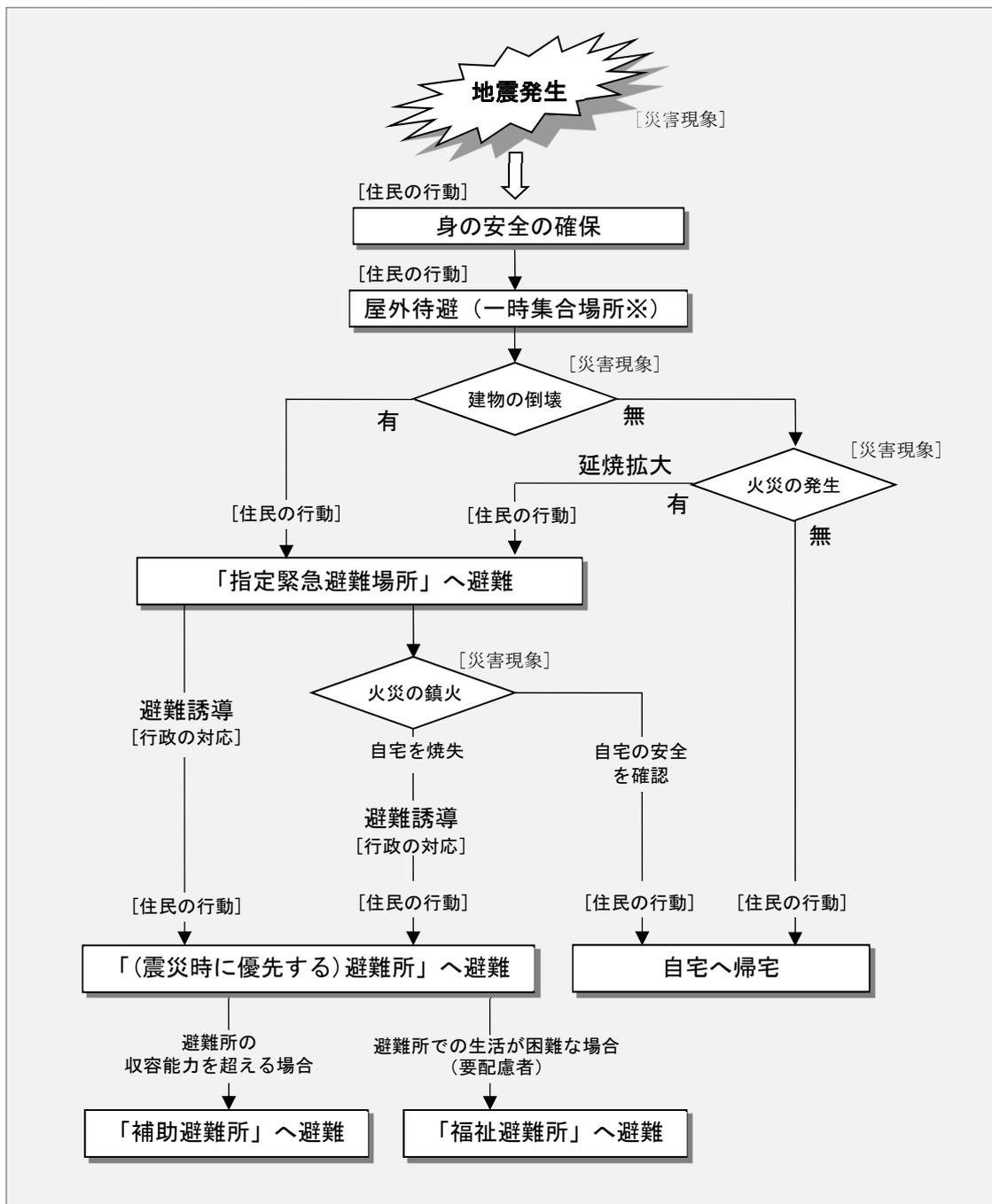
7 避難誘導體制の整備

市は、消防団、町内会、自主防災組織、自警消防隊と連携し、地震災害時に円滑に市民を安全に避難支援する誘導體制の整備に努める。

なお、誘導に当たっては、一時集合場所で組織化した後、地域の危険が去っていない場

合、又は組織化する前に、災害の危険が切迫した緊急の場合は、指定緊急避難場所に避難する。市指定の避難所・避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。地域の被災状況の様子を確認した後、被災がない場合には帰宅、甚大な被災により帰宅が困難と判断した場合には、震災時に優先する避難所へ移動する段階的な避難誘導を行う。

■避難（避難誘導）の流れ



※一時集合場所は、地域の被害の状況を確認するため、地域の住民が集まる場所で、集会所、寺社、児童公園等を自主防災組織、町内会が指定する。

第9 緊急輸送道路の整備

大規模災害時において、救援・救護活動等に必要な人員と物資の輸送を、迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、市は、大規模災害時に緊急輸送に用いる道路を指定し、通行の禁止又は制限の実施及び緊急輸送道路の応急復旧資機材に関する整備を推進する。

市の「緊急輸送道路の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|---------------------|-------------------|
| 1 緊急輸送道路の指定及び沿線の整備 | 道路課、建築開発課、防災危機管理課 |
| 2 緊急輸送道路の啓開・復旧体制の充実 | 道路課、関係各課 |
| 3 通行止め標識等の備え | 道路課、防災危機管理課 |

1 緊急輸送道路の指定及び沿線の整備

(1) 県指定の緊急輸送道路

本市域を通る県指定の緊急輸送道路は、次のとおりである。

■ 県指定の緊急輸送道路（本市関連）

[令和2年8月現在]

| 区分 | 基準 | 該当道路（区間） |
|-------------|--|---|
| 第一次特定緊急輸送道路 | 消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・国道463号（県管理）【463】 志木市上宗岡（さいたま市境） ～富士見市下南畑（254号BPとの交差点） |
| 第二次緊急輸送道路 | 地域内の防災拠点などを連絡する路線 | <ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道保谷志木線（県管理）【36】 志木市中宗岡（さいたま東村山線との交差点） ～新座市畑中（榎ガード付近） ・主要地方道さいたま東村山線（県管理）【40】 志木市宗岡（さいたま市境） ～志木市中宗岡（保谷志木線との交差点） ・一般県道光志木線（県管理）【112】 志木市本町（保谷志木線との交差点） ～朝霞市北原（朝霞浄水場入口） |

参考）埼玉県HP「埼玉県の緊急輸送道路（令和2年8月改訂）」



(2) 市指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路とは別に、市域内での災害応急活動を円滑に行うため主要な道路を重要道路として指定している。

市指定の緊急輸送道路及び緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

■市指定の緊急輸送道路（重要道路）

| 区分 | 道路名 | 指定区間（道路愛称等） |
|----|-------------|--------------|
| 県道 | 一般県道川越新座線 | （志木大通り） |
| 県道 | 一般県道ふじみ野朝霞線 | （市道 2600 号線） |
| 市道 | 昭和通り・小学校線 | （パルシティ通り） |
| 市道 | 富士見・大原線 | （ユリノ木通り） |
| 市道 | 市道 2129 号線 | （あきはね通り） |

■市指定緊急輸送道路の指定要件

- 市内で幹線道路になっている道路
- 県指定の緊急輸送道路及び下記に示す各施設を結ぶ道路
 - ・市庁舎 ・市の出先機関 ・市の関係機関 ・避難所、避難場所
 - ・備蓄倉庫 ・ヘリコプター離発着陸場 ・輸送の拠点となる施設（救援物資の集配拠点）etc

(3) 緊急輸送道路及び沿線の整備

ア 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等に基づき耐震性の向上などを図る。

イ 沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進

市及び県は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化を促進し、地震による道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするように努めるものとする。

(4) 市民への周知

市は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平時より市民へ周知する。

また、地震災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を市民等に周知するため、防災行政無線・マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討する。

2 緊急輸送道路の啓開・復旧体制の充実

(1) 応急復旧時の活動体制の整備

市は、緊急輸送道路の啓開・復旧を迅速に行うため志木市建設業防災協力会と協定を締結している。なお、緊急輸送道路のなかで、市以外が管理する道路は別途各道路管理者に要請する。

(2) 道路交通情報の収集及び広報体制

市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して

的確に情報伝達ができる体制を整え、県及び防災関係機関との連携体制の整備に努める。

(3) 応急復旧用資機材の整備

市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

3 通行止め標識等の備え

災害時、市が管理する道路について、道路法第46条に基づく道路交通の禁止又は制限を行う場合がある。その際、標識等を設置し利用者に周知を図る必要があるため、あらかじめ通行止め等の標識を備えておくものとする。

第10 緊急輸送体制の整備

大規模災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、市は緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

市の「緊急輸送体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|------------------|--------------|
| 1 輸送車両の増強 | 防災危機管理課、関係各課 |
| 2 調達体制の整備 | 防災危機管理課、関係各課 |
| 3 緊急通行車両の事前届出の推進 | 関係各課 |
| 4 その他の輸送手段の確保 | 防災危機管理課、消防局 |

1 輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

2 調達体制の整備

市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、大規模災害時に迅速に調達できるよう関係機関、民間業者等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(1) 車両計画の作成

市は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関（バス会社等）等民間の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両調達計画を作成する。

(2) 民間業者との協定締結

市は、民間業者との間で車両調達協力協定の締結を進めるとともに、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。

また、それに伴う燃料についても、ガソリンスタンド等民間業者との間で協力協定の締結を進める。

【参考資料】『災害時における物資の輸送に関する協定（埼玉県トラック協会朝霞支部）』参照

【参考資料】『災害時における燃料等の優先提供に関する協定（埼玉県石油業協同組合朝霞支部）』参照

3 緊急通行車両の事前届出の推進

県公安委員会は、大規模災害が発生し緊急の必要がある場合、道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる（災対法第76条第1項）。

そのため、市は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の県公安委

員会への事前届出を推進する。

【様式3】『緊急通行車両関連様式』参照

4 その他の輸送手段の確保

防災危機管理課は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両による輸送では間に合わない傷病人の輸送などのため、ヘリコプターによる輸送手段が確保できるよう努める。

市は、ヘリコプター離着陸場をあらかじめ指定し、周辺住民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

【資料7. 2】『ヘリコプター離着陸場一覧』参照

第11 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材の供給体制の整備

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、応急給水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達など供給体制の整備を行う。食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、要配慮者や避難所生活に配慮し、補充していくものとする。

市の「飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材の供給体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|-----------------|---------------------|
| 1 給水体制の整備 | 上下水道総務課、水道施設課、本部事務局 |
| 2 食料の供給体制の整備 | 防災危機管理課、関係事業者 |
| 3 生活必需品の備蓄 | 防災危機管理課、関係各課 |
| 4 生活必需品の輸送体制の整備 | 防災危機管理課、関係各課、関係事業者 |
| 5 防災用資機材の備蓄 | 防災危機管理課、関係各課 |
| 6 トイレの確保 | 教育総務課、防災危機管理課 |
| 7 燃料の調達体制の整備 | 防災危機管理課 |

1 給水体制の整備

(1) 飲料水の確保

市は、被害想定、断水世帯想定等をもとに、応急給水計画等を策定し、配水池、小中学校の受水槽、消火栓、ペットボトル等により必要な給水量等を確保する。

平成26年の県被害想定によると、本市の被害が最大となる東京湾北部地震が発生した場合、1日後には、4,978世帯(12,188人)が断水(断水率17.5%)となる。

そのため、市の給水量の目標は、東京湾北部地震による断水者数12,188人を対象とする。なお、発災後の一人1日当たりの給水目標は、次のとおりである。

■1日当たりの給水目標

| 発災からの期間 | 目標水量 | 水量の根拠 |
|----------|----------|-------------------------------|
| 災害発生から3日 | 30ℓ/人・日 | 生命維持に最小必要な水量 |
| 4日から10日 | 20ℓ/人・日 | 炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量 |
| 11日から21日 | 100ℓ/人・日 | 通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量 |
| 22日から28日 | 250ℓ/人・日 | ほぼ通常の生活に必要な水量 |

出典)「埼玉県地域防災計画」(平成26年12月、埼玉県防災会議)

(2) 飲料水の備蓄

市民は、ひとり1日30ℓを目標にペットボトル等の飲料水の備蓄に努める。市は、市民が飲料水を備蓄するよう、広報紙等により呼びかけを実施する。

(3) 応急給水資機材の備蓄

市は、想定断水世帯に基づく必要数量等を把握のうえ、給水車、給水タンク、給水袋、緊急用浄水機等の応急給水に必要な資機材の備蓄に努める。

(4) 応急給水資機材の調達体制の強化

市は、大規模な災害等により、応急資機材が不足した場合に水道関連事業者等から必要な資機材を調達できるよう、水道関連事業者等との連携の強化に努める。

(5) 受水槽の改修

市は、応急給水の必要水量を確保するため、避難所となっている小中学校において、耐震性受水槽の改修に努める。

(6) 防災協力井戸の活用

市は、災害時の生活用水を確保するため、指定されている防災協力井戸の維持管理に努める。

2 食料の供給体制の整備

(1) 備蓄量等の検討

県地震被害想定による東京湾北部地震の避難者数は、1日後1,569人、1週間後2,360人、1か月後1,569人となっている。

市は、備蓄計画等を策定し備蓄が必要な品目、数量等を検討し、備蓄すべき品目、数量の適正化に努める。

なお、備蓄計画等の策定においては、次の点に留意する。

- 想定される災害の種類と対応
- 備蓄すべき品目と事業者の協力により対応する品目
- 災害時の人口、昼夜間増減
- 備蓄場所
- 要配慮者への配慮

(2) 食料の備蓄

県地域防災計画では、食料備蓄を、市が1.5日分、県が1.5日分としている。

備蓄食料の給与対象者は、原則として避難者及び災害救助従事者とする。

そのため、市は、最も避難者の多い東京湾北部地震による避難者数2,360人及び災害救助従事者数470人に必要な食料を備蓄する。

備蓄する食料は、保存期間が長くかつ調理不要で、要配慮者や食物アレルギーをもつ者等、多様なニーズに配慮したものとし、主食品（アルファ米・おかゆ・クラッカー等）、乳児食（粉ミルク等）、その他とする。

なお、市民の備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とし、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を推進する。また、災害時にはトイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯用のトイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

■供給対象者に対する食料備蓄量の目安

| 備蓄区分 | 市 | 県 |
|---------|-------|-------|
| 避難者 | 1.5日分 | 1.5日分 |
| 災害救助従事者 | 3日分 | 3日分 |

■食料備蓄目標量

| 項目 | 避難者 | 災害救助従事者 |
|---------|---------------------------------------|---------------------------------|
| 供給対象者 | 2,360人 | 470人 |
| 1日当たり食数 | 3食 | 3食 |
| 備蓄目標数量 | 2,360人×3食×1.5日分 =10,620食(≒10,700食) | 470人×3食×3日分 =4,230食(≒4,300食) |

(3) 食料の調達

長期保存が困難な食料など、市が備蓄するのに適さないものについては、生産者、販売業者と十分協議し協力を得るとともに、それらの協力を円滑に行うため、協定の締結に努め食料の調達を行う。

(4) 食料の輸送体制の整備

市は、災害時に調達した食料が生産者、販売業者等から市の避難所等に円滑に輸送できるよう、生産者、販売業者、輸送業者との協力体制の強化に努める。

3 生活必需品の備蓄

(1) 生活必需品の備蓄目標

市は、災害によって避難した者、住家に被害を受け生活必需品を喪失した者、物資の販売機構の混乱により生活必需品を入手することができない者等に対し、貸与、提供するため、生活必需品の備蓄に努める。

備蓄する品目は、寝具、肌着、炊事用品、食器、日用品、光熱材料、ラジオ等とする。市の備蓄目標は、県地震被害想定における東京湾北部地震の避難者及び災害救助従事者に必要な生活必需品とする。

(2) 要配慮者への配慮

乳児、高齢者、障がい者等の要配慮者や女性及び性的マイノリティに配慮した物資の備蓄に努める。

■要配慮者向け備蓄品例

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 紙おむつ(大人・小人用) ➤ トイレ(高齢者・車いす利用者用) ➤ 女性用下着 ➤ 衛生用品 ➤ 間仕切り衝立など |
|---|

(3) 生活必需品の調達

長期保存が困難な生活必需品、市が備蓄するのに適さないものについては、生産者、販売業者と十分協議し協力を得るとともに、それらの協力を円滑に行うため、流通備蓄の調達に関する協定の締結に努める。

■生活必需品の調達例

- 寝具（毛布等）、衣料品（下着・作業着・タオル）
- 炊事器具（卓上コンロ・カセットボンベ）、食器、日用雑貨
- 光熱材料、燃料
- トイレ等

4 生活必需品の輸送体制の整備

市は、災害時に調達した生活必需品が生産者、販売業者等から市の避難所等に円滑に輸送できるよう、生産者、販売業者、輸送業者との協力体制の強化に努める。

5 防災用資機材の備蓄

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行わなければならないため、市内8小学校の備蓄倉庫及び市の防災倉庫に備蓄するものとする。

(1) 備蓄目標

市の防災用資機材の備蓄目標は、県地震被害想定において本市に最も大きな地震被害が想定される東京湾北部地震の避難者等への対応を目標に備蓄する。

(2) 備蓄品目

主な防災用資機材の備蓄品目は、次のとおりである。

■防災用資機材の備蓄品目例

- 簡易トイレ、便槽付きトイレ用便器・幌(ほろ)
- テント、ブルーシート、土のう袋
- 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- 移送用具（自転車、担架等）等
- 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- 発電機（燃料を含む）
- 投光機
- 炊き出しセット

(3) 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置を進める。このため、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していくものとともに、自主防災組織は、防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

6 トイレの確保

避難所のトイレ利用を原則とするが、下水道管の被災によりトイレが利用できないことを想定し、以下のトイレ等の整備を進める。

(1) リース業者からの調達

災害時において、上記のトイレが使用できない場合は、リース業者からの借り上げ等により仮設トイレを確保する。

(2) 仮設トイレの設置

避難所の裏側等に、移動式の仮設トイレを設置する。

(3) 災害用トイレの設置

小中学校の敷地内に整備した防災用便槽付きトイレ及び市内公園に整備した災害用仮設トイレを設置する。

7 燃料の調達体制の整備

応急活動用車両の通行を円滑に行うためには、その燃料を迅速・的確に確保できる体制を整えておく必要がある。

市は、市内給油業者との間で災害時の優先供給協定や覚書を締結し、庁内各課に周知しておく。

【参考資料】『災害時における燃料等の優先提供に関する協定』
(埼玉県石油業協同組合朝霞支部) 参照

第12 帰宅困難者の安全確保体制の整備

本市に最も大きな地震被害をもたらす東京湾北部地震が発生した場合、県下では約60万人の帰宅困難者が発生すると想定されており、これら帰宅困難者に対応するためには、行政機関だけでは限界があると考えられる。特に、発災後一定時間での行政機関の活動は、救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する対応が不十分になることも予想される。

このため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけでなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

また、地震発生直後においては、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性があるとともに、鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

このため、多数の帰宅困難者等の発生による混乱を防止するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するとともに、帰宅困難者の帰宅を抑制するため、次の対策を講ずる。

市の「帰宅困難者の安全確保体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|----------------|--|
| 1 帰宅困難者の定義 | 防災危機管理課 |
| 2 帰宅困難者数の把握 | 柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、監査・選管事務局、防災危機管理課 |
| 3 帰宅困難者発生に伴う影響 | 防災危機管理課 |
| 4 帰宅困難者（抑制）対策 | 柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、監査・選管事務局、防災危機管理課、関係各課 |

1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。

これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

2 帰宅困難者数の把握

(1) 本市の帰宅困難者数

東京湾北部地震が発生した場合、本市の帰宅困難者（県外在住者を含む埼玉県内滞在者）は、最大で3,746人と予測されている。

(2) 防災カメラの整備

災害時において、リアルタイムに帰宅困難者の状況を把握し、帰宅困難者への迅速な対応を図るため、防災カメラの整備に努める。

3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

(2) 市内駅周辺等での混乱の発生

大規模地震が発生したとき、鉄道等公共交通機関の運行停止により県下では約60万人の帰宅困難者が発生すると予想されており、市内の駅等でも、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱が予想される。

(3) 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

(4) 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかり輻輳（ふくそう）※の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

《参考》

◆「ふくそう」について

輻輳（ふくそう）とは、数多くのユーザーによって同時に通信が行われたり、データ送信し始めに大量のデータを送信したりして、ネットワークに多量の送受信される信号が流れると発生しやすい。輻輳が発生すると通信が途切れがちになったり、通信データが途中で失われたり、一時的に通信不能になったりする。

4 帰宅困難者（抑制）対策

(1) 市民への啓発

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、基本原則「むやみに移動を開始しない」の周知徹底及び安否等の確認方法について普及啓発を行う。

また、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

■徒歩帰宅の心得7カ条

- | | | |
|-------|---|----------------------|
| 【留まる】 | } | ① 連絡手段、事前に家族で話し合い |
| | | ② 携帯も、ラジオも必ず予備電池 |
| 【知る】 | } | ③ 日頃から、帰宅経路をシミュレーション |
| | | ④ 災害時の味方、帰宅支援ステーション |
| 【帰る】 | } | ⑤ 職場には、小さなリュックとスニーカー |
| | | ⑥ 帰宅前には、状況確認 |
| | | ⑦ 助け合い、励まし合って徒歩帰宅 |

資料) 埼玉県HP「徒歩帰宅の心得7カ条」

(2) 災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板 web171 を利用した安否等の確認方法

災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板 web171 や携帯電話等を利用した安否等の確認方法について、PR活動を検討する。

(3) 一時滞在施設の確保

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に避難させるための施設を、公共施設や民間施設を問わず幅広く安全な施設を確保する。また、駅周辺から一時滞在施設へ安全に誘導するため、朝霞警察署の協力を得る。

(4) 一時滞在施設での飲料水、食料等の提供

一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。
また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。
なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。
市及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

(5) 企業等における帰宅困難者対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。
また、自社従業員等との安否確認手段を確保するとともに、自社従業員を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。
鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。
その場合、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。
さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

(6) 学校及び学童保育における帰宅困難者対策

学校及び学童保育においては、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講ずる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。
また、災害時における学校と保護者との連絡方法について、あらかじめ定めておく。

(7) 保育園における帰宅困難者対策

保育園は、発災時に園児等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による園児等の引き取りが困難な場合に備えて、一定期間園内に留める対策を講ずる必要がある。

このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。
また、災害時における保育園と保護者との連絡方法について、あらかじめ定めておく。

(8) 帰宅困難者への情報提供

緊急速報エリアメール等の活用方法を検討する。

【参考資料】『大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン
(平成27年3月)内閣府防災担当』参照

(9) 帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

《参考》

◆「災害時帰宅支援ステーション」について

大規模災害が発生した際には、電車・バス等の公共交通機関が停止し、多くの人々が職場や学校、外出先からすぐには帰れなくなることが予想される。このような状況において徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者の帰宅を支援する施設（コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストランやガソリンスタンド等）を「災害時帰宅支援ステーション」という。「災害時帰宅支援ステーション」は、企業が行政と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき支援活動を行う拠点として設置される。



災害時帰宅支援ステーション
のステッカー

(10) 隣接市との連携

市は、志木駅及び柳瀬川駅に帰宅困難者が発生する場合に備え、平時から防災に関する情報交換等を隣接市と実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連携体制を構築しておく。

第13 遺体の処理、埋葬・火葬の体制整備

市は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・遺体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

また、市は、震災時に柩、ドライアイス等の埋葬・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者又は他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

市の「遺体の処理、埋葬・火葬の体制整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|--------------------|---------------|
| 1 民間事業者との協定締結 | 総合窓口課、防災危機管理課 |
| 2 遺体安置所の選定 | 総合窓口課、市民活動推進課 |
| 3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成 | 総合窓口課、市民活動推進課 |

1 民間事業者との協定締結

市は、柩、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

また、総合窓口課は、防災危機管理課と連携して業者との間で協定の締結に努める。

2 遺体安置所の選定

大規模災害時には多くの身元不明の遺体が発生することが予想されるため、平時から遺体安置所を確保・選定しておく。

3 遺体の処理・埋葬マニュアルの作成

市は、災害時における遺体処理を迅速に行うために、平時から遺体処理方法を十分理解した上で、遺体の処理・埋葬マニュアルを作成し習熟を図る。

第14 防疫・保健衛生体制の整備

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。

市の「防疫・保健衛生体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|------------------------|----------------------|
| 1 防疫・保健衛生体制の確立 | 環境推進課、健康政策課、健康増進センター |
| 2 防疫薬品等の調達計画の確立 | 環境推進課、防災危機管理課 |
| 3 感染症患者に対する医療提供体制の確立 | 健康政策課、健康増進センター |
| 4 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 | 環境推進課 |

1 防疫・保健衛生体制の確立

市は、災害時における防疫・保健衛生活動を迅速に実施できるように、あらかじめ、県（朝霞保健所）、朝霞地区医師会等の協力を得て実施体制の確立を図る。

2 防疫薬品等の調達計画の確立

市は、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布用器械、噴霧器など防疫・保健衛生活動に必要な防疫薬品・資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

また、環境推進課は、防災危機管理課と連携して業者との間で協定の締結に努める。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

4 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(1) 所有者明示に関する普及啓発

市、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第15 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定体制の整備

大規模な地震により建築物及び宅地が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下から生ずる二次被害を防止するために、早急に被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定を実施することは大変重要である。

このため、市は被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定を迅速かつ円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定体制の整備を推進する。

市の「被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|--------------------|---------------|
| 1 市内民間判定士への連絡体制の整備 | 建築開発課、防災危機管理課 |
| 2 震前判定実施計画の作成 | 建築開発課 |
| 3 判定用資機材の備蓄 | 建築開発課 |

1 市内民間判定士への連絡体制の整備

市は、早急な被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定を実施するため、市内在住の危険度判定士（ボランティア）との連絡体制を整備するものとする。

ボランティアの危険度判定士については「本章 第8節 第3 1（3）被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士」を参照のこと。

2 震前判定実施計画の作成

災害時に円滑な判定活動が行えるよう、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び被災宅地危険度判定連絡協議会が定める判定要綱等に基づき、あらかじめ優先判定建築物、判定要否判断基準、判定作業計画、参集方法、県への支援要請方法等についての震前判定実施計画を作成する。

3 判定用資機材の備蓄

被災建築物応急危険度判定実施のための資機材について、備蓄を行い防災倉庫に保管するものとする。

■備蓄品目

| | | | |
|-----------|-----------|---------|-------------|
| ➤ 判定ステッカー | ➤ 判定調査表 | ➤ ガムテープ | ➤ コンベックス |
| ➤ 下げ振り | ➤ クリップボード | ➤ 腕章 | ➤ クラックスケール他 |

第16 住宅対策の体制整備

地震等による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、被害の状況に応じて迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、建設予定地、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した福祉仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備する。

市の「住宅対策の体制整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|----------------------|---------------|
| 1 建設業者との協定締結 | 建築開発課、防災危機管理課 |
| 2 応急仮設住宅建設予定地の選定 | 都市計画課、建築開発課 |
| 3 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備 | 建築開発課 |

1 建設業者との協定締結

建築開発課は、応急仮設住宅建設に必要な物資が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

また、建築開発課は、防災危機管理課と連携して業者との間で協定の締結に努める。

2 応急仮設住宅建設予定地の選定

(1) 応急仮設住宅の用地面積の推定

市の応急仮設住宅の建設用地面積は、「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年4月、埼玉県）で予測されている応急仮設住宅等需要数を用いて、次のように推定した。

なお、前提とした想定地震は、市にとって最も被害規模が大きく、かつ最も切迫性の高い東京湾北部地震とした。

■ 応急仮設住宅の用地面積

| 想定地震 | 応急仮設住宅等需要数（戸） | 用地面積（㎡） |
|---------|---------------|---------|
| 東京湾北部地震 | 192 | 11,520 |

注）1戸当たりの用地面積を60㎡（建屋面積の2倍を想定）として算定した。

《参考》

◆ 「応急仮設住宅の面積」について

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」では、規格1戸当たりの面積を、29.7㎡（9坪）と定めている。

(2) 応急仮設住宅用地の選定

市は、以下の点を考慮して、応急仮設住宅建設予定地の候補地を公園等の公共用地（必要に応じて、私有地も含め）を対象に候補地の検討を行う。

なお、仮設住宅の候補地は、可能であれば下水道処理区域内から選定し、被害が大規

模となることを想定して、より多くの予定地を検討しておくことが望ましい。市の応急仮設住宅建設予定地（平成29年度現在）は、次表のとおりである。

■予定地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 住居地域と隔離していない場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所
- 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

■応急仮設住宅の建設予定地

| 名称 | 所在地 | 備考 |
|-------|-----------|-----------------------------------|
| 館近隣公園 | 志木市館2丁目4番 | 建設可能面積 1,575 m ² (17戸) |

(3) 設置事前計画の作成

市は、次に示す事項について応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくことが望ましい。

■設置事前計画の記載事項

- 着工時期
- 入居基準
- 管理基準
- 要配慮者に対する配慮事項

3 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備

大規模災害時においては、住宅の確保を目的として、必要に応じて公営住宅等のあっせんを行う必要がある。

そのため、建築開発課は、災害時に迅速に対応できるよう努める。

第9節 要配慮者の安全対策

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災者全体の死亡率の約2倍にのぼった。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災対法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

市及び県、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していく。

市の「要配慮者の安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|-------------------|---|
| 1 避難行動要支援者の安全対策 | 共生社会推進課、生活援護課、長寿応援課、子ども支援課、防災危機管理課、関係各課 |
| 2 要配慮者の安全対策 | 共生社会推進課、生活援護課、長寿応援課、子ども支援課、防災危機管理課、関係各課 |
| 3 外国人への安全対策 | 市民活動推進課、総合窓口課、関係各課 |
| 4 社会福祉施設入所者等の安全対策 | 共生社会推進課、長寿応援課、子ども支援課 |

《参考》

◆「要配慮者」について

従来、災害時に援護を必要とする者に対しては、一般的に「災害時要援護者」という言い方が定着していたが、改正災対法（平成25年6月）や「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）において「災害時要援護者」に代わって「要配慮者」が使用されていることから、本地域防災計画においても「要配慮者」を使用することとした。

「要配慮者」の意味は、「災害時要援護者」と同様であり、災害に対処するに当たって何らかの困難を抱えることにより援護を必要とする者を意味し、次のように定義される。

- 移動することが困難な者
- 医薬品や医療機器がないと生活できない者
- 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- 理解や判断ができない又は時間がかかる者
- 精神的に不安定になりやすい者

具体的には「心身障がい者」や「傷病者」をはじめ、体力的に衰えのある「高齢者」、また「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国人」、さらに一時的なハンディキャップを負う者として「妊産婦」などが考えられる。

《参考》

◆「避難行動要支援者」について

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をさす。

《参考》

◆「避難支援等関係者」について

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

1 避難行動要支援者の安全対策

(1) 全体計画

市は、要配慮者対策を重点的に具体化した計画として、「災害時要援護者支援ガイド」（以下「全体計画」という。）を作成し、避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達、自助・共助・公助の役割分担、避難支援体制など、市における要配慮者支援対策の基本的事項を定めている。

市では、この「全体計画」に即して、要配慮者支援対策を実施する。

(2) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係各部で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するように努める。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

(3) 避難行動要支援者の範囲の設定

市は、要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、次の要件を設定している。

■市が定める避難行動要支援者の範囲

- 75歳以上のひとり暮らしの人及び75歳以上の高齢者のみで構成する世帯の人
- 介護保険の要介護認定を受けている人
- 身体障害者手帳(1・2級及び3級の下肢・体幹・移動機能障がいのある人)の交付を受けている人
- 療育手帳(A・A及びB)の交付を受けている人
- 精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている人
- 難病患者(小児慢性特定疾患、特定疾患、指定疾患の医療費受給者証を受けている人)
- 埼玉県の特定疾患医療給付の認定を受けた児童
- 小児慢性特定疾病の支給認定を受けた児童
- 上記の者に準ずる人として市長が認める人

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、名簿には以下の事項を記載するものとする。

■避難行動要支援者名簿への記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号（携帯電話）その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

■留意事項

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員・児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時又は定期的に精査することが重要である。
- 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも重要である。

(5) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、市の機能が著しく低下することを考え、クラウドを始めとしたデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制について検討する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

(6) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、毎年度、地域関係機関と協力し、避難行動要支援者名簿をもとにした要配慮者に係る登録内容を確認し、情報を最新の状況に保つよう努める。

(7) 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿は平時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものである。

そのため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、情報を提供する。

また、災害の発生時、又は発生のおそれが生じた場合において、避難行動要支援者本人の同意に関らず、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

(9) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

(10) 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画の作成を推進する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡がとれないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するよう努める。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(11) 防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

2 要配慮者の安全対策

(1) 緊急時連絡システムの整備

市は、災害時に要配慮者の的確かつ迅速な救助活動が行えるよう、緊急通報装置の給付の促進など、緊急時連絡システムの普及と整備に努める。

(2) 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす利用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮

者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、市、県、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、市は、その他の集客施設における取組を促進する。

(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

(4) 救急医療情報キット配布事業の普及

市は、迅速な救助活動が行えるよう、救急医療情報キット（緊急時に必要な情報を冷蔵庫に保管）を65歳以上のひとり暮らし高齢者などに配布しており、今後ともキットの普及に努める。

(5) 防災教育及び訓練の実施

市は、広報紙、パンフレット等の配布、防災訓練の実施等により、防災に関する知識の普及・啓発に努める。

(6) 地域との連携

市は、病院、社会福祉施設、訪問介護事業所、町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織、自警消防隊、地域住民、ボランティア団体等と連携を図り、支援体制の強化に努める。

ア 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

イ 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

ウ 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(7) 相談体制の確立

市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

3 外国人への安全対策

(1) 外国人の所在の把握

市は、県と協力して、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平時における外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。また、市は、案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(3) 防災知識の普及・啓発

市は、県と協力して、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、さまざまな交流機会や受入れ機関などを通して配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。また、広報紙、ガイドブック、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報についての外国語による情報提供を進める。

(4) 防災訓練への参加

市は、外国人の防災に関する行動認識を高めるため、外国人が防災訓練に積極的に参加するよう、呼びかけ等を実施する。

(5) 外国語通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

4 社会福祉施設入所者等の安全対策

(1) 社会福祉施設の安全確保

社会福祉施設の入所者の安全を確保するため、関係機関と連携し施設の耐震不燃化等の安全対策を促進するとともに、社会福祉施設に対して、積極的に危険に関する情報を提供し、防災体制の強化に努める。

(2) マニュアル等の策定

施設管理者は、大規模な地震災害の発生を想定した要配慮者避難マニュアルを策定し、緊急時の職員の初期対応、指揮命令系統等を明確にするとともに、職員及び入所者への周知徹底を図る。また市は、計画及びマニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

(3) 緊急連絡体制の整備

市は、施設管理者が安全に避難対策等を実施できるよう、災害、被害、応急対策等に関する情報を迅速に提供できる体制の整備を図る。

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応できるよう、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努めるとともに、入所者の家

族と迅速に連絡がとれるよう入所者の緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

(4) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、地震災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

(5) 施設間の相互支援体制の確立

市は、市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できる体制を確立する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入れ体制の整備を行う。

また、県は、施設管理者に対し、県内又は近隣都県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努める。

(6) 被災した在宅要配慮者の受入れ体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受入れるための体制整備を行う。

(7) 食料・防災資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す食料・防災資機材等の備蓄を行うものとし、市はこれを指導する。

- 非常用食料（3日分）
- 飲料水（3日分）
- 常備薬（3日分）
- 介護用品（おむつ・尿とりパッド等）（3日分）
- 照明器具（非常用ライト・LEDランタン等）
- 熱源（石油ストーブ・燃料）
- 移送用具（担架・ストレッチャー等）

(8) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し防災教育を定期的の実施し、防災に関する知識・意識の向上を図るとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や市民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的の実施するものとし、市はこれを促進する。

(9) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の町内会、自主防災組織、自警消防隊、ボランティア団体、学校等との連携に努める。また、災害時における災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、市との連携に努める。

第10節 文教対策

震災時において、児童・生徒及び学生の生命並びに身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前の計画を策定する。

市の「文教対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|------------|--------------------|
| 1 市の事前対策 | 教育総務課、保育課 |
| 2 学校等の事前対策 | 学校教育課、学校長、保育課、保育園長 |
| 3 文化財の事前対策 | 生涯学習課 |

1 市の事前対策

市は、所管する保育園及び学校を指導及び支援し、災害時の保育及び教育活動を確保するための応急保育計画又は応急教育計画の策定をはじめとする応急対策活動に関する事前対策を推進する。

また、教材用品の調達及び配給の方法については、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

なお、私立学校（幼稚園）に対しては、公立学校に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

2 学校等の事前対策

保育園長及び学校長は、保育園及び学校の立地環境などを考慮のうえ、災害時における応急保育計画又は応急教育計画を作成するとともに、指導の方法などについても明確な計画を作成する。保育園長及び学校長は、災害の発生に備えて以下のような措置を講ずる。

- 市地域防災計画における保育園及び学校の位置づけを確認し、保育園及び学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討し、その周知を図る。
- 園児、児童・生徒への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
- 教育委員会、警察署、消防署(消防団)及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- 避難訓練など、災害発生に対処する訓練を行う。

3 文化財の事前対策

市は、文化財を災害から保護するため、その管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防用設備等の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な指導、助言等を行う。

（1）文化財の現況

市内の国、県及び市の指定文化財等は、資料編を参照のこと。

【資料9. 3】『指定文化財等一覧』参照

(2) 文化財の収蔵・保管体制の整備

大規模地震時には、指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想されるため、次の予防策により文化財の災害予防を図る。

- 収蔵・保管施設の耐震・免震化
- 収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化

(3) 防火体制等の整備強化

文化財に対する災害は、そのほとんど火災が原因であるのが現状である。

文化財の防火対策を徹底するため、埼玉県南西部消防局と連携・協力して次の事項について徹底を期するものとする。

| 区分 | 内容 |
|------------------|---|
| 防火体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 防火管理体制の整備 ➤ 火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応 ➤ 自衛消防と訓練の実施 ➤ 火災発生時における措置の徹底 |
| 防火設備等の整備強化 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備等）の整備強化 ➤ 消火設備等（消火器、消火栓、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備、防火水槽等）の整備強化 ➤ 避雷装置、防火壁、防火扉、通路、火除地等の整備強化 |
| 災害発生時の緊急的保護体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 文化財所蔵・保有者との連絡網の整備 ➤ 関係機関との連絡網の整備 ➤ 隣接する地方公共団体との支援体制づくり |
| その他の対策 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動 ➤ 管理・保護のための指導助言・訓練 ➤ 関係者（所有者、管理者）の研修 |

第11節 災害復旧・復興への備え

大規模災害時には、多くの人々が被災し住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。災害時の人身の安定と社会秩序の維持を図るため、防災関係機関と協力し、民生安定のための予防対策を推進していく。

市の「災害復旧・復興への備え」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

| 方策 | 主な担当 |
|------------------------|------------------------|
| 1 各種データの整備保全 | デジタル推進課、課税課、総合窓口課、関係各課 |
| 2 罹災証明書の発行体制の整備 | 課税課、防災危機管理課 |
| 3 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 | 環境推進課 |
| 4 災害廃棄物処理体制の整備 | 環境推進課 |
| 5 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備 | 産業観光課 |

1 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておく。

2 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

さらに、住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。

3 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(1) 所有者明示に関する普及啓発

市は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携して、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることにについて普及啓発をする。

所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを

装着することを推奨する。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

市は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携して、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

4 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

市は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設するため、仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

なお、仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

(2) 災害廃棄物等の適正処理の体制確保

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

また、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

なお、応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

(3) 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制を検討する。

また、生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

(4) 広域連携による廃棄物処理

市は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶなど、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討するとともに、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

5 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第3章 震災応急対策計画

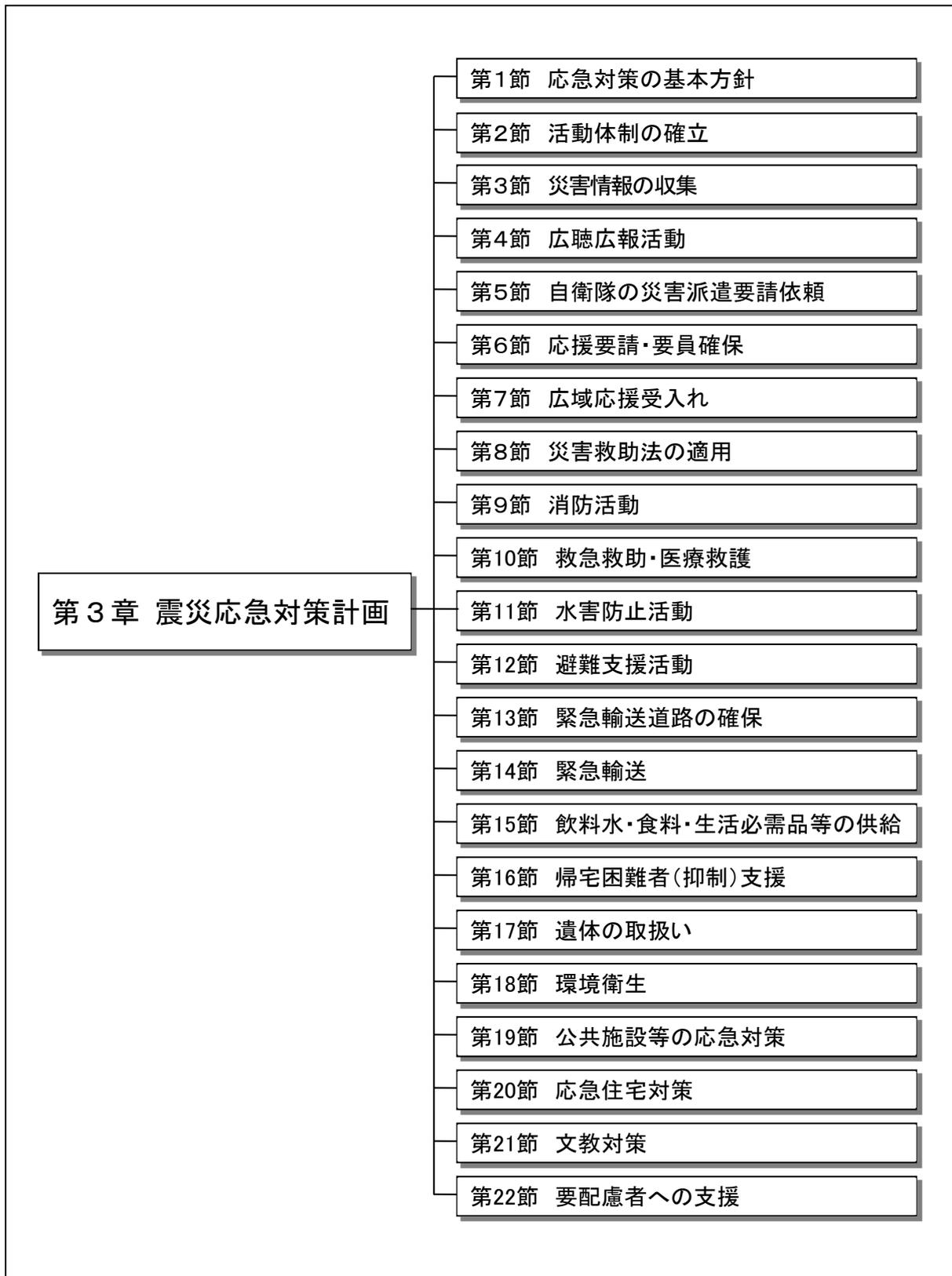
本市において最も切迫性が高く（今後30年以内にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率が70%）かつ最も大きな被害をもたらすと考えられている「東京湾北部地震」が発生した場合、本市の人的被害は死者7人、負傷者115人（うち重傷者7人）、建物被害は全半壊及び焼失を含め約1,100棟、避難者数の最大（1週間後）が約2,400人、帰宅困難者数が約3,800人と予測されている。

大規模地震被害の特徴は、その広域性及び同時多発性にあるため、災害対策の第一線に立つ市は、多岐にわたる災害応急対策活動を広範囲に、迅速かつ同時並行的に実施することが求められる。

さらに、このような災害応急対策は、活動体制の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火、応急危険度判定、避難所の開設及び備蓄物資の配給など、発災後直ちに必要となる対策と、避難所の運営、ボランティアの受付、救援物資の集配、廃棄物処理及び仮設住宅の建設などの被害状況に応じて、発災後ある程度の時間を経て必要となる対策に大きく分かれるため、応急対策を迅速かつ効率的に実施するためには、状況に応じたきめ細かな計画を策定する必要がある。

そのため、市の震災応急対策は、以下の施策を柱として実施するものとする。

■震災応急対策計画の構成



第1節 応急対策の基本方針

大規模な地震が発生すると、広範囲にわたって被害が発生することが予想され、多岐にわたる応急対策活動を実施する必要がある。

このような中で、発災後の応急対策活動は、倒壊家屋からの救出や火災の拡大防止と早期鎮圧など、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先に実施すると同時に、正確な情報を迅速に把握しつつ、災害対策本部及び地区本部をはじめとする各防災拠点との連絡体制を確立することが、災害応急対策活動のその後の成否を決める。

あわせて、時間の経過とともに必要となる被害状況に応じた応急対策を適切に実施することが、後の市民生活の安定化につながるものである。

そのため、本市、防災関係機関、関係事業者、自主防災組織・自警消防隊及び市民が一丸となり、次に示す活動期別の状況に応じた的確な判断と迅速な行動を取ることとする。

■活動期別の方針

| 区分 | 内容 |
|---------------------------------|---|
| 初動対応期 (発災からおおむね3日間) | 発災後の緊急を要する活動が求められる時期であり、人命の救出・救助・安全を確保するための活動を実施する。なお、災害の規模によっては、関係各班の要員が不足する場合がありますため、全庁的に要員の調整を行い、総力戦で対応する。 |
| 応急救援期 (発災からおおむね3日目以降) | 初動対応期の活動にある程度の目途がたった段階であり、被災者の生活維持・生活救援に重点を置いた活動を実施する。なお、災害の規模によっては、対策が長期に及ぶため、交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保するとともに、関係機関に対し防災要員の派遣を要請し、職員への負担の軽減に努める。 |

注) 上記の活動期が終了した時点で「第4章 震災復旧・復興計画」(P196)へ移行する。

第2節 活動体制の確立

市の「活動体制の確立」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

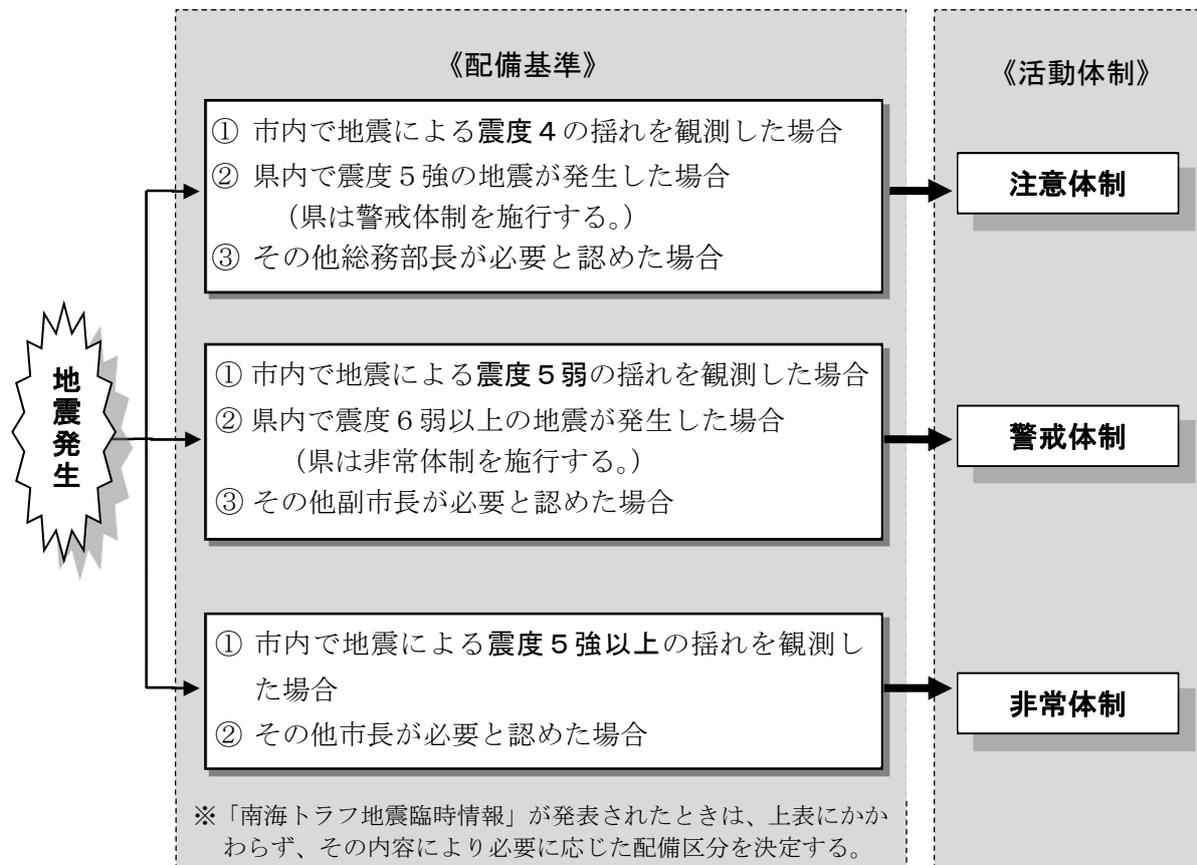
| 活動項目 | 主な担当 |
|-----------------|----------------|
| 1 活動体制区分 | 全課共通、全班共通 |
| 2 注意体制 | 全課共通 |
| 3 警戒体制 | 全班共通 |
| 4 非常体制 | 全班共通 |
| 5 職員の動員 | 全班共通 |
| 6 災害対策本部運営の留意事項 | 本部事務局、人事班、関係各班 |

1 活動体制区分

(1) 活動体制と配備基準

本市の震災対策に係る活動体制及び配備基準は、次のとおりである。

■市の活動体制と配備基準



【資料4. 3】『気象庁震度階級関連解説表』参照

(2) 動員計画

活動体制ごとの配備基準に応じた活動概要、本部等の設置及び職員の動員計画は、次のとおりである。

■動員計画

| 区分 | 注意体制 (震度4) | 警戒体制 (震度5弱) | 非常体制 (震度5強以上) |
|--------|--|--|--|
| 活動概要 | 防災担当職員による被害情報の収集及び連絡活動 | 所管業務に係る被害情報の収集及び連絡活動、必要に応じた災害応急対策を実施する | 市の全組織、全機能を動員して救助その他の応急対策を実施する |
| 本部等の設置 | 「災害対策連絡室」を設置 (総務部長) | 「災害警戒本部」を設置 (市長) | 「災害対策本部」を設置 (市長) |
| 配備職員 | 【室長】 ・総務部長 【副室長】 ・総合行政部長 ・市民生活部長 ・福祉部長 ・子ども・健康部長 ・都市整備部長 ・市長公室長 ・会計管理者 ・上下水道部長 ・議会事務局長 ・監査委員事務局長 ・教育政策部長 ・防災危機管理課長 | 【本部長】 ・市長 【副本部長】 ・副市長 ・教育長 【本部員】 ・総務部長 ・総合行政部長 ・市民生活部長 ・福祉部長 ・子ども・健康部長 ・都市整備部長 ・市長公室長 ・会計管理者 ・上下水道部長 ・議会事務局長 ・監査委員事務局長 ・教育政策部長 ・市政情報課長 ・防災危機管理課長 ・道路課長 ・秘書課長 | 全職員 ※災害対策本部の組織構成は「■志木市災害対策本部の組織編成」(P95)を参照のこと |
| | 【担当職員】 ・防災危機管理課職員 | 【担当職員】 ・防災危機管理課職員 ・都市整備部職員 ・上下水道部職員 | |
| | ※上記の者のほか、災害対策連絡室長が必要な職員に出動を指示 | ※上記の者のほか、災害警戒本部長が必要な職員に出動を指示 | |
| 参集指示 | 【勤務時間内】 配備職員に所属長から直接指示 | 【勤務時間内】 配備職員に所属長から直接指示 | 【勤務時間内】 本部長から指示 |
| | 【勤務時間外】 配備職員は、参集指示の連絡を待つことなく自主参集 | 【勤務時間外】 配備職員は、参集指示の連絡を待つことなく自主参集 | 【勤務時間外】 全職員は自主参集 |

2 注意体制

(1) 災害対策連絡室の設置

総務部長は、次の配備基準に従い、災害対策連絡室を設置し、災害対策連絡室長（以下、「連絡室長」という。）として指揮を執る。

なお、災害対策連絡室は、防災危機管理課に置くものとする。

■災害対策連絡室の設置基準

- ▶ 市内で震度4の揺れを観測した場合
- ▶ 県内で震度5強の地震が発生した場合（県は警戒体制を施行する。）
- ▶ その他総務部長が必要と認めた場合

(2) 災害対策連絡室の組織

災害対策連絡室の組織構成は、「■動員計画」（P88 参照）の配備職員欄に示すとおりである。

(3) 代理順位

総務部長が不在の場合は、次の代理順位に基づいて代理者が連絡室長として指揮を執る。

■連絡室長の代理順位

| 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 |
|----------|--------|--------|
| 防災危機管理課長 | 総合行政部長 | 都市整備部長 |

(4) 注意体制における活動

災害対策連絡室は、主として災害情報等の情報収集、連絡活動を行い連絡調整に万全を期する。

災害対策連絡室に必要な備品類として、連絡リスト、メモ帳、全県地図、市管内図を用意する。

(5) 注意体制の解除及び災害対策連絡室の廃止・移行の基準

連絡室長は、次の基準に従い注意体制を解除し災害対策連絡室を廃止又は移行する。

- ▶ 注意体制の原因となった地震による被害が認められないとき。
- ▶ 二次災害の発生拡大により、注意体制では対処しきれない場合、警戒体制又は非常体制に移行する必要があるとき。

3 警戒体制

(1) 災害警戒本部の設置

市長は、次の配備基準に従い災害警戒本部を設置し、災害警戒本部長として指揮を執る。

なお、災害警戒本部は、「市庁舎」に置くものとする。

■災害警戒本部の設置基準

- 市内で震度5弱の揺れを観測した場合
- 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合（県は非常体制を施行する。）
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
- その他市長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織構成は、「■動員計画」(P88 参照)の配備職員欄に示すとおりである。

(3) 実施責任者の代理順位

市長が不在の場合は、次の代理順位に基づいて代理者が災害警戒本部長として指揮を執る。

■災害警戒本部長の代理順位

| 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 |
|------|------|------|
| 副市長 | 教育長 | 総務部長 |

(4) 警戒体制における活動

災害警戒本部は、被害発生状況の把握体制の確立を図り、情報収集、連絡活動、状況に応じ災害予防及び災害応急対策を検討及び実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに非常体制を設置できる体制を整える。

- 地震情報の収集・伝達
- 被害情報の収集・伝達
- 避難指示等の検討
- 避難所の開設準備の検討及び開設指示
- 広報活動の準備及び実施の指示
- 被害状況の取りまとめ及び発表・報告
- 関係機関との連絡調整

(5) 災害警戒本部会議の開催

警戒体制をとった場合は、直ちに災害警戒本部を設置するとともに災害警戒本部会議を開催し、以下の内容に沿って応急活動内容を検討するとともに、指示を伝達する。

- 市内の被害状況のまとめ
- 避難指示等の伝達の検討
- 避難所開設準備などの応急活動内容の検討及び指示
- 応急活動担当職員の被災現地への派遣
- 資機材・食料の供給と輸送の検討及び指示

■災害警戒本部設置に関わる設備、備品類等

- 災害警戒本部の標識
- 職員名簿
- 掲示板
- 消防団・各防災関係機関の連絡先名簿
- 会議記録簿・レコーダー
- 被害状況連絡票その他の報告・様式類
- 防災行政無線などの情報関連システム
- 県災害オペレーション支援システム
- 情報通信機器（パソコン、ファクシミリ）
- コピー機器
- 広報用例文
- 広報記入様式
- 市域全体地図、住宅地図、道路管内図

(6) 警戒体制の解除及び災害警戒本部の廃止・移行の基準

災害警戒本部長は、次の基準に従い警戒体制を解除するとともに、災害警戒本部を廃止及び移行する。

- 警戒体制の原因となった地震による被害が認められないとき。
- 被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
- 災害発生のおそれなくなったとき、注意体制に移行するとき。
- 二次災害の発生拡大により警戒体制では、対処しきれず、非常体制に移行する必要が生じたとき。

4 非常体制

市長は、本市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災対法第23条の2第8項の規定及び志木市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、次の配備基準に従い災害対策本部を設置し、災害対策本部長（以下、「本部長」という。）として指揮を執る。

■災害対策本部の設置基準

- 市内で震度5強以上の揺れを観測した場合
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
- その他市長が必要と認めた場合

イ 市町村の行政機能の確保状況の報告

震度 6 弱以上の地震を観測した市町村は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後 12 時間以内。第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。県は市町村からの報告を取りまとめ、原則として発災後 12 時間以内（遅くとも 24 時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告する。県や国では、把握した情報を基に、市町村に対して応援職員の派遣など必要な支援を行う。

ウ 設置場所

非常体制を施行した場合、直ちに災害対策本部を「市庁舎」に設置する。

「市庁舎」の正面玄関に「志木市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、災害対策本部を「市庁舎」に設置できない場合は、「いろは遊学館」又は被災を免れた最寄りの公共施設に設置する。

■災害対策本部設置に関わる設備、備品類等

- 災害対策本部の標識
- 職員名簿
- 掲示板
- 消防団・各防災関係機関の連絡先名簿
- 会議記録簿・レコーダー
- 被害状況連絡票その他の報告・様式類
- 防災行政無線などの情報関連システム
- 県災害オペレーション支援システム
- 情報通信機器（パソコン、ファクシミリ）
- コピー機器
- 所管区域の詳細図（都市計画基本図、住宅地図、道路管内図）
- 広報車両の確保
- 広報例文

エ 実施責任者の代理順位

市長が不在又は事故ある場合は、次の代理順位に基づいて代理者が災害対策本部長として指揮を執る。

■本部長の代理順位

| 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 |
|------|------|------|
| 副市長 | 教育長 | 総務部長 |

オ 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

カ 災害対策本部設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を以下のとおり通知・公表する。

なお、県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。

また、市内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず国（総務省消防庁）にも通知する（「火災・災害等即報要領の一部改正について」平成29年2月7日消防庁11号）。

国（総務省消防庁）への連絡は、次のとおりである。

■本部設置及び廃止の通知・公表

| 通知・公表先 | 通知・公表の方法 | 担当班 |
|-----------|-------------------------------|-------|
| 埼玉県災害対策課 | 災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、FAX | 本部事務局 |
| 埼玉県南西部消防局 | 災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、FAX | 本部事務局 |
| 市防災会議委員 | 電話、FAX | 本部事務局 |
| 市議会 | 電話、FAX | 本部事務局 |
| 報道機関 | 電話、FAX | 広報班 |
| 応援協定締結自治体 | 電話、FAX | 本部事務局 |
| 自主防災組織 | 電話、FAX | 本部事務局 |
| 市民 | 防災行政無線（固定系）、市ホームページ、緊急速報メール | 広報班 |

■消防庁への連絡先

| 報告先 | 通信手段 | 番号 | |
|---------------------------|--------|--------------------|--------------------|
| | | 電話 | FAX |
| 応急対策室 〔平日(9:30～18:30)〕 | 一般加入電話 | 03(5253)7527 | 03(5253)7537 |
| | 地域衛星通信 | TN-048-500-9049013 | TN-048-500-9049033 |
| 宿直室 〔上記以外〕 | 一般加入電話 | 03(5253)7777 | 03(5253)7553 |
| | 地域衛星通信 | TN-048-500-9049102 | TN-048-500-9049036 |

(2) 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織運営については、次のとおりとする。

ア 本部長（市長）

本部を統括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長、教育長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

ウ 本部員

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

エ 本部会議

本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の事項について適時協議、調整す

る。本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。なお、本部会議の庶務は、本部事務局が担当する。

オ 各部班

災害対策本部の各部班の活動については、「(3) 災害対策本部の組織編成、事務分掌」(P95～100)に詳述する。

カ 地区本部

災害対策本部の地区本部の活動については、「(4) 地区本部の設置・運営」(P100、101)に詳述する。

■本部会議の協議、調整事項

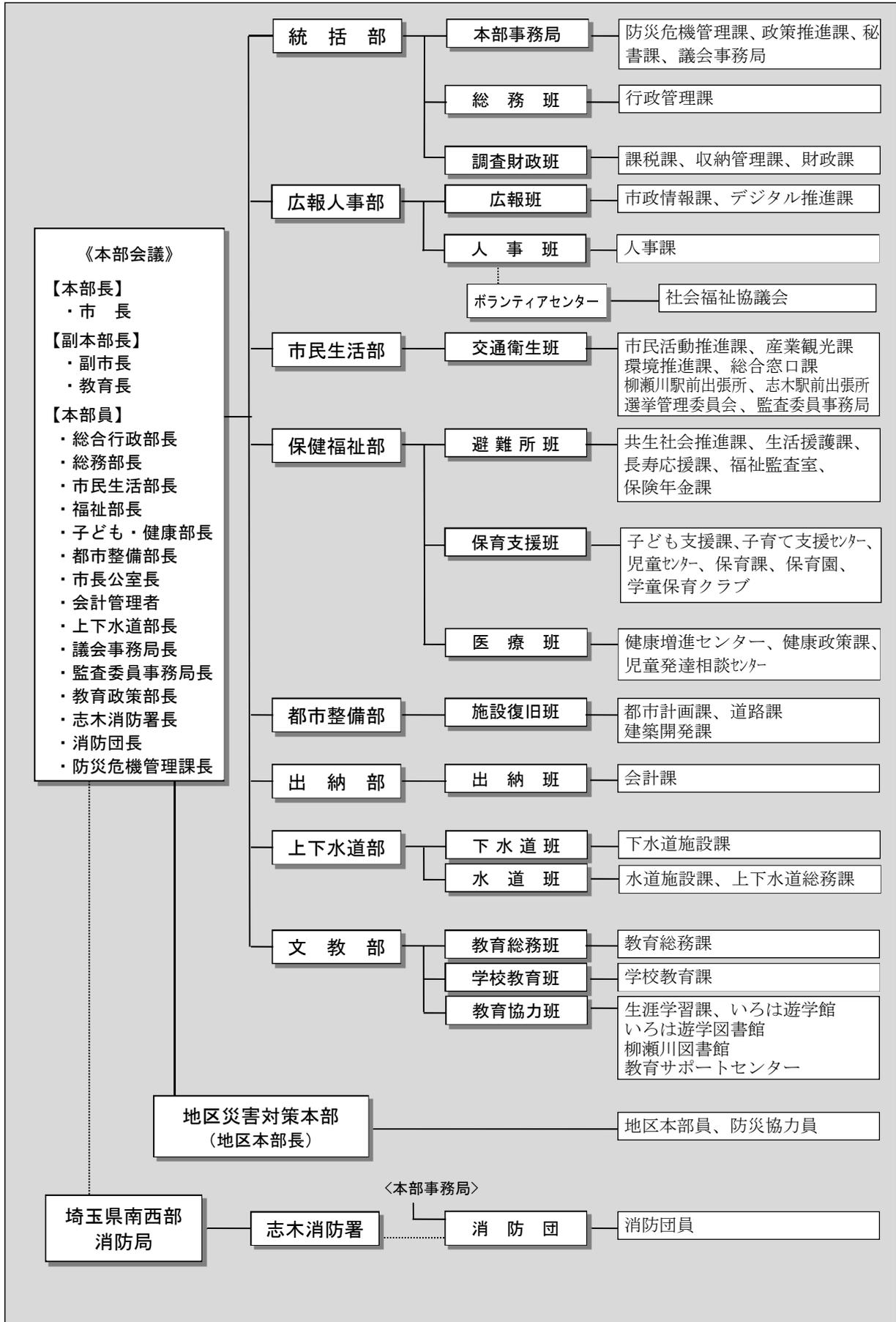
- 震災応急対策の基本方針に関すること。
(救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等)
- 動員配備体制に関すること。
- 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- 避難指示に関すること。
- 自衛隊の災害派遣に関すること。
- 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 隣接市町との相互応援に関すること。
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 本部の廃止に関すること。
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

(3) 災害対策本部の組織編成、事務分掌

ア 災害対策本部の組織編成

本市の災害対策本部の組織編成は、次に示すとおりである。

■志木市災害対策本部の組織編成



イ 各部班の事務分掌

各部班の事務分掌は、次に示すとおりである。

■ 共通の事務分掌

- 部内の動員配備については、部長（課長）が指示すること。
- 部長、班長については、代理順位を定めておくものとする。
- 班の行動単位は、原則として市組織規則等の課とする。
- 所管する課の電子データの保全・バックアップを点検する。

■ 【統括部】（部長：総務部長）

| 班名 | 班長 | 班員 | 事務分掌 |
|-------|-------------------------------|----------------------------------|---|
| 本部事務局 | ◎防災危機管理課長 ○政策推進課長 ○秘書課長 | 防災危機管理課 政策推進課 秘書課 議会事務局 | ① 動員配備の伝達に関する事 ② 要員配備の調整に関する事 ③ 本部の設置・運営に関する事 ④ 議会との連絡調整に関する事 ⑤ 災害報告等災害情報の収集・伝達の総括に関する事 ⑥ 災害救助法事務処理の総括に関する事 ⑦ 応援要請の総括に関する事 ⑧ 自衛隊の災害派遣の総括に関する事 ⑨ 二次災害の防止に関する事 ⑩ 避難指示、警戒区域の設定に関する事 ⑪ ヘリコプター、船舶の確保に関する事 ⑫ ライフラインの応急・復旧対策の要請に関する事 ⑬ 交通機関の応急・復旧対策の要請に関する事 ⑭ 消防団員の配備及び出動に関する事 ⑮ 町内会、自主防災組織及び自警消防隊との連絡調整に関する事 ⑯ 防災行政無線その他の防災通信機器に関する事 ⑰ 防災会議委員への連絡に関する事 ⑱ 市民からの通報、問合せの窓口に関する事 ⑲ 各班からの災害情報の収集・取りまとめに関する事 ⑳ 視察・見舞者の応接に関する事 ㉑ 本部長の秘書に関する事 ㉒ 他の市町村との連絡調整に関する事 |
| 総務班 | ◎行政管理課長 | 行政管理課 | ① 本庁舎の安全点検に関する事 ② 来庁者の安全確保に関する事 ③ 庁舎付属の情報通信手段の確保・運用に関する事 ④ 公用車の調整管理及び輸送車両の確保に関する事 |
| 調査財政班 | ◎課税課長 ○収納管理課長 ○財政課長 | 課税課 収納管理課 財政課 | ① 建物・土地の被害調査に関する事 ② 被災世帯調査に関する事 ③ 罹災証明の発行に関する事 ④ 本部事務局との情報の共有に関する事 ⑤ 税の減免に関する事 ⑥ 被害状況の収集、集計、報告、記録に関する事 ⑦ 応急予算編成に関する事 ⑧ 現金調達に関する事 |

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

注 3) ただし、議会事務局の一部職員は、議長が議会に災害対策支援本部を設置したときは、議長の指示により、災害対策支援本部の事務に従事することとする。

■【広報人事部】（部長：総合行政部長）

| 班名 | 班長 | 班員 | 事務分掌 |
|-----|----------------------|------------------|---|
| 広報班 | ◎市政情報課長 ○デジタル推進課長 | 市政情報課 デジタル推進課 | ① 広報活動に関すること ② 報道機関対応に関すること ③ 災害写真等の収集及び災害記録に関すること ④ 電子データの管理・運用に関すること |
| 人事班 | ◎人事課長 | 人事課 | ① 職員の飲料、食料、トイレの確保に関すること ② 職員及び家族の被災状況の把握等に関すること ③ 職員の健康管理に関すること ④ 職員の公務災害処理に関すること ⑤ ボランティアとの連携及び支援に関すること ⑥ 災害対策従事者の第三者への損害賠償に関すること |

注 1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注 2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【市民生活部】（部長：◎市民生活部長：○監査委員事務局長）

| 班名 | 班長 | 班員 | 事務分掌 |
|-------|--|---|--|
| 交通衛生班 | ◎市民活動推進課長 ○産業観光課長 ○環境推進課長 ○総合窓口課長 | 市民活動推進課 産業観光課 環境推進課 総合窓口課 柳瀬川駅前出張所 志木駅前出張所 選挙管理委員会 監査委員事務局 | ① 市道の交通規制に関すること ② 交通規制の要請に関すること ③ 帰宅困難者対策に関すること ④ 所管及び関連施設の被害状況の把握に関すること ⑤ 災害廃棄物及びし尿の処理に関すること ⑥ 関係機関、処理業者との連絡調整 ⑦ 防疫及び環境衛生に関すること ⑧ 動物保護対策に関すること ⑨ 避難所での動物の適正飼育に関すること ⑩ 災害廃棄物仮置き場所の確保に関すること ⑪ そ族昆虫駆除に関すること ⑫ 放射能・有害物質による二次災害の防止に関すること ⑬ 商工業被害の把握等に関すること ⑭ 農作物被害の把握等に関すること ⑮ 外国人への支援に関すること ⑯ 遺体安置所を開設・運営及び搬送に関すること ⑰ 物価の高騰・悪質商法等の抑制に関すること ⑱ 被災者の安否情報の収集及び提供に関すること ⑲ 身元不明者等の情報に関すること ⑳ 遺体の埋葬・火葬許可の発行に関すること |

注 1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注 2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【保健福祉部】（部長：◎福祉部長：○子ども・健康部長）

| 班名 | 班長 | 班員 | 事務分掌 |
|-------|---|--|---|
| 避難所班 | ◎共生社会推進課長 ○生活援護課長 ○長寿応援課長 ○福祉監査室長 ○保険年金課長 | 共生社会推進課 生活援護課 長寿応援課 福祉監査室 保険年金課 | ① 所管施設の被害状況の把握に関する事 ② 避難所の設置及び運営に関する事 ③ 要配慮者の安否確認、避難援護に関する事 ④ 要配慮者への避難所等における支援に関する事 ⑤ 福祉避難所の開設及び運営に関する事 ⑥ 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ⑦ 社会福祉施設、医療機関等との連絡調整に関する事 ⑧ 被災者に対する生活保護の実施及び生業資金、更生資金等の貸付等に関する事 ⑨ 災害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護金の貸付に関する事 ⑩ 災害見舞金品の受入れ及び配分に関する事 ⑪ 食料の調達に関する事 ⑫ 生活必要物資等の調達に関する事 ⑬ 避難所での動物の適正飼育に関する事 ⑭ 災害救援物資の確保及び処理に関する事 |
| 保育支援班 | ◎子ども支援課長 ○保育課長 | 子ども支援課 子育て支援センター 児童センター 保育課 保育園 学童保育クラブ | ① 保育園児、学童保育児童等の安全確保に関する事 ② 施設の被害調査及び利用者の安全確保に関する事 ③ 施設の応急対策に関する事 ④ 保健福祉部各班への応援に関する事 |
| 医療班 | ◎健康増進センター所長 ○健康政策課長 | 健康増進センター 健康政策課 児童発達相談センター | ① 負傷者の収容及び搬送に関する事 ② 救護所の設置に関する事 ③ 医療救護全般に関する事 ④ 保健所及び関係機関との連絡調整に関する事 ⑤ 医師会等医療機関との連絡調整に関する事 ⑥ 救急医薬品等の調達に関する事 ⑦ 助産及び乳幼児の救護に関する事 ⑧ 遺体の検案に関する事 ⑨ 感染症の予防に関する事 ⑩ 避難者の健康対策及び心のケアに関する事 ⑪ 保健福祉部各班への応援に関する事 ⑫ 保健活動、衛生指導、心のケアに関する事 (避難所以外も含む。) |

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【都市整備部】（部長：都市整備部長）

| 班名 | 班長 | 班員 | 事務分掌 |
|-------|-----------------------------|-----------------------|--|
| 施設復旧班 | ◎都市計画課長 ○道路課長 ○建築開発課長 | 都市計画課 道路課 建築開発課 | ① 市有建築物・構造物の二次災害防止に関する事 ② 民間建物、市有施設の応急危険度判定に関する事 ③ 市指定緊急輸送道路、避難路の確保に関する事 ④ 応急仮設住宅の確保、建設に関する事 ⑤ 道路施設、河川施設の応急措置に関する事 ⑥ 障害物の除去に関する事 ⑦ 応急復旧資機材の調達及び保管に関する事 ⑧ 土木建築関係業者との連絡及び相互協力に関する事 ⑨ 災害復旧事業に関する事 |

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【出納部】(会計管理者)

| 班名 | 班長 | 班員 | 事務分掌 |
|-----|-------|-----|--|
| 出納班 | ◎会計課長 | 会計課 | ① 災害時の会計処理に関する事 ② 義援金の受付、保管に関する事 ③ 市民からの問い合わせに関する事 |

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【上下水道部】(上下水道部長)

| 班名 | 班長 | 班員 | 事務分掌 |
|------|----------------------|------------------|---|
| 下水道班 | ◎下水道施設課長 | 下水道施設課 | ① 下水道の応急復旧等に関する事 ② 仮設トイレの設置等に関する事 |
| 水道班 | ◎水道施設課長 ○上下水道総務課長 | 水道施設課 上下水道総務課 | ① 応急給水活動に関する事 ② 上水道の応急復旧に関する事 ③ 応急資機材の調達に関する事 ④ 水道に関する広報活動に関する事 ⑤ 水道関係業者との連絡及び相互協力に関する事 |

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【文教部】(部長：教育政策部長)

| 班名 | 班長 | 班員 | 事務分掌 |
|-------|---------------------|---|---|
| 教育総務班 | ◎教育総務課長 | 教育総務課 | ① 学校施設の被害状況の把握に関する事 ② 学校施設の応急対策及び復旧に関する事 ③ 学校関係機関その他団体との連絡調整に関する事 ④ 地区本部、避難所の設置・運営に関する協力の調整に関する事 |
| 学校教育班 | ◎学校教育課長 | 学校教育課 | ① 児童・生徒の避難誘導・安全確保に関する事 ② 教職員の動員に関する事 ③ 学用品及び教科書の調達及び配給に関する事 ④ 被災児童・生徒の健康管理に関する事 ⑤ 応急教育に関する事 ⑥ 災害時における学校給食に関する事 |
| 教育協力班 | ◎生涯学習課長 ○いろは遊学館長 | 生涯学習課 いろは遊学館 いろは遊学図書館 柳瀬川図書館 教育サポートセンター | ① 文化財の被害状況の把握に関する事 ② 文化財等の保護保全に関する事 ③ 社会教育施設の災害応急対策に関する事 ④ 社会教育施設の防災対策に関する事 ⑤ 社会教育団体指導者の応援協力に関する事 ⑥ 文教部各班への応援に関する事 |

注1) 「班長」欄の「◎」印が「班長」を、「○」が「副班長」を示す。

注2) 「副班長」の記載の無い班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。

■【地区本部】（地区本部長）

| 組織名 | 構成員 | 事務分掌 |
|---------------------------------------|--|---|
| 地区災害対策本部 ※避難所である小学校（8校）に地区本部を設置する。 | 地区本部員（あらかじめ市長が指定する職員） （8地区×5人＝40人） 防災協力員 | ① 地区内の災害情報の収集及び本部事務局への報告に関すること ② 災害対策本部との連絡調整に関すること ③ 避難所班と連携し、担当避難所の設置・運営の管理に関すること ④ ボランティアセンター等と連携し、地区内の避難所外避難者に対する飲料水、食料、物資の確保及び配分の調整に関すること ⑤ 広報班と連携し、地区に係る各種情報の広報に関すること |

■【消防団】（消防団長）

| 組織名 | 構成員 | 事務分掌 |
|--------|---------------------------------|---|
| 志木市消防団 | 消防団員 （本部以下6分団） （水防団員を兼ねる） | ① 市内の状況確認に関すること ② 消火・救助・救急に関すること ③ 避難誘導・救出・救護に関すること ④ 避難所及び応急仮設住宅等での不審火、失火予防に関すること ⑤ 河川施設の巡視活動、応急措置に関すること |

■【ボランティアセンター】（社会福祉協議会事務局長）

| 組織名 | 事務分掌 |
|---------|--|
| 社会福祉協議会 | ① ボランティアの受入れに関すること ② 災害対策本部、地区本部、避難所との調整に関すること ③ 要配慮者の支援に関すること |

（4）地区本部の設置・運営

地区本部の設置・運営についての詳細は、「志木市地区災害対策本部マニュアル」を参照のこと。

ア 地区本部の設置

地区本部は、市内で震度5強以上の大規模地震が発生した場合、災害対策本部の下に位置づけられ、地域における地震発生直後の情報収集、伝達の連絡基地となるほか、防災協力員、自警消防隊や町内会等の自主防災組織と連携して災害情報を収集し、災害対策本部に伝達する。

イ 地区本部の組織

（7）地区本部長

地区本部長は、災害対策本部長が指名する者をもって充てるが、災害発生時における初動体制の強化を図るため、本計画に基づき避難所を開設した場合、各避難所の地区災害対策本部員班長を一義的に地区本部長に任命する。

地区本部長は、災害対策本部との連絡調整及び避難所運営の事務を統括し、地区本部員及び防災協力員を指揮監督する。

なお、一義的な指名であるため、長期化した災害の場合は再度、災害対策本部長が地区本部長を指名する者とする。

（4）地区本部の組織等

地区本部を構成する組織は、地区本部員40名、防災協力員をもって構成する。

ウ 地区本部の活動

（7）避難所の運営について

地区本部は、避難所班が派遣した避難所担当職員と連携し、避難者が協力して主

体的に運営する避難所運営委員会を立ち上げる。

なお、避難所の運営については、「避難所運営マニュアル」を参照のこと。

(イ) 災害情報の収集・伝達

地区本部は、防災協力員（学校、町内会等地域住民組織）などの協力を得て地区内の災害情報（被害情報、避難者の状況等）を収集し、逐次本部（本部事務局）に伝達する。

■災害情報の収集・伝達

| 区分 | 情報内容 |
|---------------------|---|
| 発災直後 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生き埋め等要救出現場の発生概況（場所、数、要救出者の概数等） ・ 火災の発生概況（場所、数） ・ 住家被害の発生概況（全壊住家概数） ・ 避難所の状況（施設の使用可能性、集まった市民の概数） ・ 地区内の医療機関の状況（稼働状況、負傷者の殺到状況等） ・ 遺体の安置予定場所 ・ 通行不能な道路 |
| その後 (避難所 開設後) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の状況（開設数、避難者数：避難者名簿、ライフラインの確保状況） ・ 物資集積場及び必要な物資 ・ 遺体の安置状況 ・ 要配慮者の状況（安否不明者、要保護者、施設の状況等） ・ 通行不能な道路 |

(ウ) 給水活動時の要配慮者への配慮

戸別給水はできないため、特に要配慮者（居宅介護者、高齢者、障がい者）にとっては水の運搬等が大きな負担となる。

そのため、地区本部は、要配慮者への給水状況を把握し、必要に応じて市災害ボランティアセンターに登録しているボランティアに要配慮者への給水支援の依頼を行う。

(エ) 要配慮者の社会福祉施設等への一時収容

地区本部は、避難所及び自宅等で生活が困難と判断された者について、避難所班と連携して福祉避難所（社会福祉施設等）へ移送する。

(オ) 要配慮者への福祉サービスの提供

地区本部は避難所班と連携し、地区内の要配慮者に関する情報を収集し、できるだけ早期にボランティアセンターの協力のもと、必要な福祉サービスの提供を開始できるよう努める。

(カ) 広報活動

地区本部は、次のとおり避難所等における広報活動に努める。

■地区本部における広報活動

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 本部（広報班）への協力 | <p>地区本部は、本部（広報班）から次のような活動の指示があった場合、これに積極的に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙の避難所等への配布 ・ 広報車の巡回 |

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 避難所の広報体制の整備 | 地区本部は、地区内に開設された避難所に掲示板等広報広聴コーナーを設置する。屋外に掲示板を設置する場合は、夜間でも読めるよう照明等に注意する。 |
| 地区広報紙の発行 | 地区本部は、地区の市民にきめ細かな情報を提供できるよう、地区本部が把握した情報を踏まえながら、地区広報紙の発行に努める。 |

5 職員の動員

(1) 勤務時間内における動員

警戒体制以上が発令された場合、庁内放送、防災行政無線等により動員を指示する。
各班長は、定められた応急活動に必要な班員を確保する。
出張及び休暇等で班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。
班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、人事班を通じ応援職員を要請し活動体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

- 常に地震災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- 正規の勤務時間が終了しても、班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡をとり所在を明らかにすること。

(2) 勤務時間外及び休日における動員

ア 勤務時間外の動員・参集

■勤務時間外の参集

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 勤務場所への参集 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5強以上の地震情報を入手した職員は、自主参集する。 ・本部長、副本部長、本部員は、本部に自主参集する。 ・全職員はテレビ、ラジオにより報道される地震情報を的確に判断し、家族の安否確認後、速やかに勤務場所に自主参集する。 |
| 参集が困難な場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、班長への連絡に努める。 ・班長はそのときの状況により、的確な指示を行う。 |
| 参集の報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・班長は、班員の参集状況を本部に報告する。 |

イ 被害情報の把握

参集途上において収集できる被害情報を把握し、班長に報告する。

ウ 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を本部事務局に報告する。

エ その他動員について

その他必要に応じた動員・参集は上記と同様とする。

(3) 参集における注意事項

参集においては、次の点に注意する。

- ▶ 家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- ▶ 服装は、作業服等の応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子や手袋を着装すること。
- ▶ 携帯電話、筆記用具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。
- ▶ 参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の被害情報を収集する。
- ▶ 参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。
- ▶ 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行う。
- ▶ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、班長への連絡に努めるとともに、班長の指示に従う。
- ▶ 軽率な言動で市民に不安、誤解を与えないこと。

6 災害対策本部運営の留意事項

(1) 本部設置時の留意事項

ア 来庁者の安全確保

勤務時間内の発災の場合、各職場の職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努めるとともに、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

イ 要員配備の調整

初動対応期においては、本部事務局が全体の活動状況を把握し、要員の調整が必要と判断した場合、災害対策本部会議に諮り、要員の調整を行う。なお、時間的余裕がない場合は、本部長（市長）の専決とすることができる。

ウ 議会との連絡調整

本部事務局は、災害発生した場合、議会に対して必要な情報の提供に努める。

エ 視察・見舞者の応接

本部事務局は、国、県、その他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

オ 会計処理

会計班は、災害時の適切な予算執行及び経費の出納に努める。

(2) 応急活動時の留意事項

ア 要員配備の調整

応急救援期においては、各部長が各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは本部事務局に要員配備の調整を求める。

本部事務局は、要員配備の調整を求められた場合、災害対策本部会議に諮り、要員の調整を行う。

イ 職員及び職員の家族の被災状況の把握

人事班は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

ウ 職員の水、食料、トイレの確保

人事班は、職員の水、食料の確保に努めるとともに、トイレが使用できない場合は、仮設トイレの設置等を図る。

エ 職員の健康管理

災害応急対策が長時間、長期間に及ぶ場合、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、人事班は、朝霞保健所及び医療班と連携し、健康診断の実施や職員のメンタルケア等の職員の健康管理に努める。

オ 災害対策要員のローテーション

災害対策本部は、大規模災害の場合は災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションを組み、応急対策活動を実施する。

カ 公務災害処理

人事班は、職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、公務災害適用に関する所用の事務を執る。

第3節 災害情報の収集

市は、災害応急対策を適切に実施するため、災害対策本部各部班及び消防局、警察などの関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確な災害情報の収集を実施する。

第1 情報通信手段の確保

大規模地震が発生した場合、情報通信体制を適切に確立し、災害対策本部各部班の通信はもとより、関係防災機関との相互間の通知、要請、指示、伝達等は、応急対策活動を迅速に行うために最も重要である。

市の「情報通信手段の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 1 災对本部各班間の情報通信手段 | 本部事務局、地区本部、関係各班、消防局・消防署、消防団 |
| 2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段 | 本部事務局、関係各班 |
| 3 住民への情報伝達 | 広報班、地区本部、本部事務局、避難所班、保育支援班 |

1 災对本部各班間の情報通信手段

(1) MCA無線

各班間の情報通信手段としては、加入電話、庁内電話、ビジネスチャットのほか、災害時にもつながりやすいデジタル方式のマルチ・チャンネル・アクセス方式(MCA)無線があり、関係各班はこれを用いて本部事務局へ伝達を行う。

本部事務局は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

なお、すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

(2) IP電話機

災害時の情報伝達のさらなる充実を図ることを目的に、天候に左右されず、屋内でも通信が可能な災害対策用IP電話機を導入した。

(3) 消防無線

消防局、消防署、消防団間の情報通信手段としては、消防無線を適切に活用するものとし、消防局は、必要に応じて適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

また、消防団においては、無線トランシーバー及びIP電話機を適切に活用し、情報共有が確実にされるよう努める。

2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段

(1) 県防災行政無線・衛星通信ネットワーク

県及び県内防災関係機関との情報通信手段は、県防災行政無線及び衛星通信ネットワ

ークを活用する。電話が使えない場合、これを適切に活用して情報伝達を図る。

(2) 災害時優先電話

市では、一部の電話回線を災害時優先電話として準備している。NTTに登録しているこれらの電話は、回線輻輳（ふくそう）時等においても発信が優先される措置が講じられている。関係各班は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、本部事務局に申し出てこの電話を活用し適切な情報伝達を行う。

なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし電話番号は非公開とする。

(3) 非常通話（非常無線）

通常の通信手段が使用できない場合には、電波法の規定に基づき埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

(4) 移動通信

総務省は、地震等の非常災害時に地方公共団体及び災害復旧関係者に貸与する移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）を全国11箇所に分散して備蓄している。

非常災害に際して、市災害対策本部等は総務省に貸出要請を行い、総務省は委託した民間会社を通じて48時間以内に被災地に無線機を搬入することとしている。

貸与要請の連絡先は次のとおりである。

| 区分 | 連絡先 | 連絡方法 | | |
|------------------|---------------------------------|--------|------|---------------|
| 通常の連絡先 | 総務省関東総合通信局 無線通信部 陸上第二課 | 平日 | 電話 | 03-6238-1770 |
| | | | FAX | 03-6238-1769 |
| | | 夜間・週末等 | 携帯電話 | 090-4028-4774 |
| 通常の連絡先に連絡が取れない場合 | 総務省総合通信基盤局 電波部基幹通信課 重要無線室 | 平日 | 電話 | 03-5253-5888 |
| | | | FAX | 03-5253-5889 |
| | | 夜間・週末等 | 携帯電話 | 090-4376-6093 |

3 住民への情報伝達

(1) 市防災行政無線（固定系）

市から住民への情報伝達手段は、市防災行政無線（固定系）があり、各班は本部事務局を通じ、広報班及び地区本部より、住民へ情報伝達を積極的に行う。

また、本部事務局は、地震発生時にその設備の点検・維持に努める。

(2) 緊急速報メール等による情報伝達

市は、災害や避難指示等の緊急情報などを、市から市内滞在者の携帯電話に対し、一斉に配信する緊急速報メール、市公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を用いて伝達するとともに、市ホームページ、広報車など、さまざまな伝達手段を用いて住民等へ情報を伝達する。

(3) テレビ、ラジオを通じての情報伝達

広報班は、緊急を要する場合で、かつ他の通信ができないか又は著しく困難な場合、

県を通じて、災害に関する通知、要請等の放送をNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに要請する。

(4) 要配慮者への情報伝達

避難所班及び保育支援班は、地区本部と連携し的確かつ迅速な情報伝達活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置や要配慮者の近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティア等を活用し、要配慮者の特性に合わせた情報伝達体制を確立しておく（聴覚障がい者に対する防災カードや自閉症患者に対する絵・図等の簡易な表現の採用など）。

第2 地震に関する情報の収集・伝達

地震に関する情報を迅速・的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や住民へ的確に伝達する。

市の「地震に関する情報の収集・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|-------------------------|-----------|
| 1 地震情報の収集 | 本部事務局 |
| 2 情報の収集・伝達系統 | 本部事務局、広報班 |
| 3 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ | 広報班、地区本部 |

1 地震情報の収集

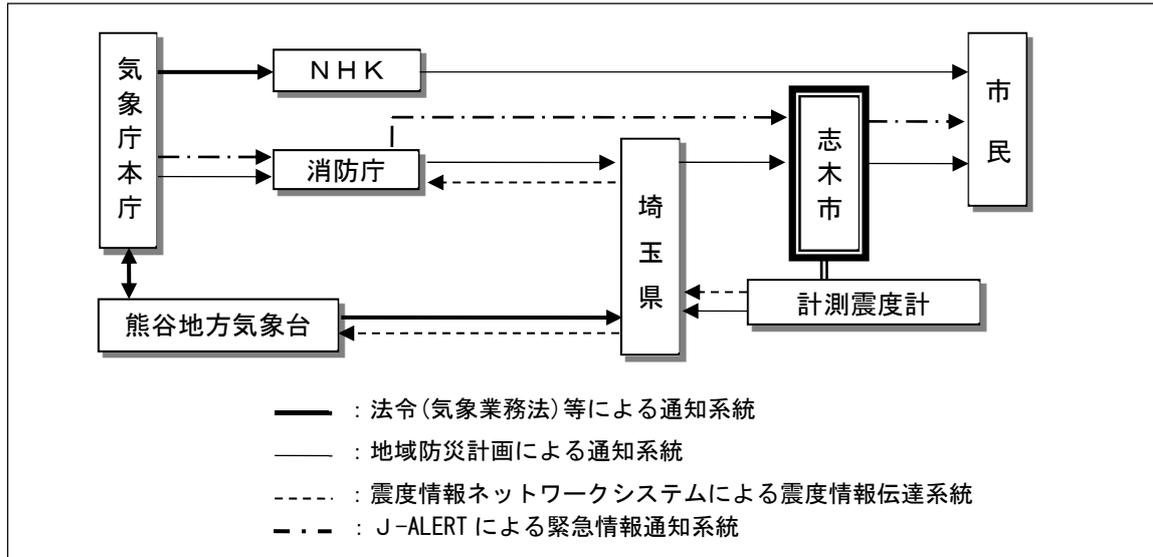
本市域における震度は、市役所に設置した計測震度計により把握し、必要に応じ市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、緊急速報メール等を通じて住民に伝達する。

気象庁から発表される緊急地震速報、震度速報、地震情報については、県防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて入手する。

2 情報の収集・伝達系統

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は、次に示すとおりである。市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

■地震情報の収集・伝達系統



3 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

市内で地震が発生した場合、必要に応じ防災行政無線（固定系）を活用し、住民に対して出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。

第3 住民からの通報・問い合わせの処理

災害時には、志木市内外の住民から多数の通報・問い合わせ電話が殺到する。

そのため、それらの通報・問い合わせへの対応を迅速・的確に処理する。

市の「住民からの通報・問い合わせの処理」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|-----------------|------------|
| 1 住民からの通報の処理 | 本部事務局、関係各班 |
| 2 住民からの問い合わせの処理 | 本部事務局 |

1 住民からの通報の処理

本部事務局は、住民から市へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、以下のとおり処理し、情報の効果的な活用を図る。

■通報の処理手順

- ① 本部事務局は、住民からの通報を受け付け、通報処理簿を作成する。
- ② 本部事務局は、必要に応じて通報処理簿を関係各班に回付する。
- ④ 関係各班は、必要に応じて通報内容を埼玉県等の関係機関に伝達する。

【様式2】『通報処理簿』参照

■ 処理の目的

- 住民からの通報の蓄積及び共有化を図る。
- 特定部署への通報が殺到することによる業務の混乱を防止する。
- 本部事務局が受けた住民情報としての基礎資料を蓄積する。

2 住民からの問い合わせの処理

住民から市へ応急対策の実施状況等の問い合わせがあった場合、以下のとおり処理する。
なお、電話による問い合わせに対しては、本部事務局が業務を行い、担当班への取り次ぎを行う。

■ 問い合わせの処理

- ① 本部事務局は、住民からの問い合わせを受け付け、担当班へ取り次ぎを行う。
- ② 本部事務局は、把握した情報を集約し、住民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。
- ③ 本部事務局及び関係各班は、住民に広報すべき情報、住民が必要としていると判断した情報を広報班に伝達する。

第4 被害情報の収集・伝達

被害状況の把握、特に人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を、迅速・確実に実施するために、必要な災害情報の収集・伝達を円滑に行う。

市の「被害情報の収集・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 1 被害規模の目安の把握 | 本部事務局、地区本部 |
| 2 発災初期における概括的被害程度の把握・伝達 (発生速報) | 本部事務局、地区本部、関係各班 |
| 3 初動対応期の被害状況の把握・伝達 (経過速報) | 本部事務局、地区本部、調査財政班、関係各班 |
| 4 応急救援期の被害状況の把握・伝達 (経過速報) | 本部事務局、地区本部、調査財政班、関係各班 |
| 5 被害情報の収集担当 | 本部事務局、関係各班 |
| 6 被災者台帳の作成 | 調査財政班、関係各班 |
| 7 災害情報の共有 | 本部事務局、関係各班 |

1 被害規模の目安の把握

本部事務局は、非常体制の配備基準である震度5強以上の地震が発生した場合、埼玉県災害オペレーション支援システムから得られる県内各市町村の震度情報、気象庁から発表される震源、マグニチュードに関する情報等を把握することにより、本市をはじめ隣接する市町の被災状況、救援・救護をどの方面から求めるかなどを見極める。

2 発災初期における概括的被害程度の把握・伝達（発生速報）

（1）基本方針

市域内で震度5強以上の地震が発生した場合、本部事務局は、地区本部及び関係機関から災害情報を収集・整理する。

本部事務局は、市内の概括的な被害程度を把握し、本部長に報告するとともに、把握した情報の第1報を「発生速報」として、県災害オペレーション支援システム等を用いて、県に少なくとも発災後1時間を目途に報告する。

これにより、県はじめ関係機関による応援体制の早期確立を求める。

県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（災対法第53条第1項括弧書）。

また、消防機関への通報が殺到した場合は、消防局が上記に関わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は県に報告する。

県への連絡先は、次のとおり、消防庁への連絡先は「■消防庁への連絡先」（P93）を参照のこと。

■埼玉県への連絡先（災害オペレーション支援システム等が使用できない場合）

| 被害速報 | | 確定報告 |
|-----------|--|--|
| 勤務 時間内 | 県災害対策課 TEL 048-830-8181、FAX 048-830-8159 防災行政無線（地上）TEL 182-6-8181、FAX 182-6-8159 防災行政無線（衛星）TEL 181-6-8181、FAX 181-6-8159 | 県災害対策課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159 |
| 勤務 時間外 | 県危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111、FAX 048-822-8119 防災行政無線（地上）TEL 182-6-8111、FAX 182-6-8119 防災行政無線（衛星）TEL 181-6-8111、FAX 181-6-8119 | 防災行政無線 電話 83-6-8181 FAX 83-6-8159 |

注）防災専用電話から地上系回線を利用して電話・FAXをする場合、頭の182は不要である。

【様式1】『県報告関係様式（1）発生速報』参照

（2）情報を収集する際の留意事項

次に示す事項について、被害の発生の有無、対策の有無等の概況を第1報として報告する。

- 被害（火災、生き埋め等）の発生地域・地点
- 被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。）
- 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難指示、避難所の開設、交通対策、送電中止、広域応援要請等）
- 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

3 初動対応期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

（1）基本方針

本部事務局は、概括的な被害程度の把握の後、関係各班及び関係機関から被害状況の

把握に努め、収集した情報を『経過速報』として県（災害対策本部朝霞支部（南西部地域振興センター））（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時（おおむね2時間ごと）報告することにより応援体制の強化を求める。

【様式1】『県報告関係様式（2）経過速報』参照

（2）留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

4 応急救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

応急救援期においても、引き続き経過速報を適時更新し、県に報告することにより応援体制の強化を求める。

なお、応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、7日以内に「被害状況調」により確定報告を行う。

【様式1】『県報告関係様式（3）被害状況調』参照

5 被害情報の収集担当

（1）情報収集の担当班

被害情報の収集担当班は、次に示すとおりである。

被害情報を収集した関係各班は、速やかに本部事務局へ情報を伝達する。

■情報収集の担当班一覧

| 情報項目 | 被害内容 | 収集担当班 | 情報責任者 |
|----------------------|-------------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 人的被害 | 死者、負傷者、 行方不明者 | 本部事務局 医療班 消防局 | 防災危機管理課長 健康増進センター所長 — |
| 一般建築物被害 | 全壊（全焼）、半壊（半焼）、 一部損壊、床上床下浸水 | 調査財政班 消防局 | 課税課長 — |
| 公共土木・建築施設等の 被害・復旧 | 道路・橋梁、河川・水路等 | 施設復旧班 | 都市計画課長 |
| ライフライン施設の 被害・復旧 | 上水道 | 水道班 | 水道施設課長 |
| | 下水道 | 下水道班 | 下水道施設課長 |
| | ガス、電気、電話 | 本部事務局 | 防災危機管理課長 |
| 社会福祉施設の被害・復旧 | 社会福祉施設 | 避難所班 | 共生社会推進課長 |
| 医療施設の被害・復旧 | 医療機関の被害 | 医療班 | 健康増進センター所長 |
| 環境衛生施設の被害・復旧 | ごみ・し尿施設 | 交通衛生班 | 環境推進課長 |
| 商工業・農業の被害・復旧 | 商工業施設 | 交通衛生班 | 産業観光課長 |
| | 農産物 | 交通衛生班 | 産業観光課長 |
| 教育施設の被害・復旧 | 市立学校 | 教育総務班 | 教育総務課長 |
| | 社会教育施設 | 教育協力班 | 生涯学習課長 |
| | 給食施設 | 教育総務班 | 教育総務課長 |
| | 文化財 | 教育協力班 | 生涯学習課長 |
| 公共交通施設の被害・復旧 | 公共交通機関等 | 本部事務局 | 防災危機管理課長 |
| その他公共施設の被害・復旧 | 公共施設 | 施設管理者 | 施設管理者 |
| 火災等被害・復旧 | 火災及び 危険物等による被害 | 消防局 | — |

(2) 本部会議への被害情報の報告

本部事務局は、情報分析を行うとともに本部会議に報告する。

本部会議は、被害情報等から判断し本市の災害応急対策を決定し、各部へ指示、伝達する。

6 被災者台帳の作成

市は、個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援を実施するため、被災者の被害の程度、支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努める。

なお、改正災対法により、当該台帳の作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報の活用は可能である（災対法第90条の3及び第90条の4）。

7 災害情報の共有

本部事務局は、関係各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、その写しを随時関係各班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

- | | |
|-------------------|------------|
| ➤ 避難所の開設地点及び避難人数等 | ➤ 通行不能区間 |
| ➤ ヘリコプター離着陸場 | ➤ 交通規制区間 |
| ➤ 物資集配拠点 | ➤ 停電、断水区域 |
| ➤ ごみの集積地 | ➤ 応急給水地点 |
| ➤ 応急仮設住宅の建設予定地 | ➤ その他必要な情報 |

第4節 広報広聴活動

市は、地震災害発生時に、被災した市民が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

市の「広報広聴活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|------------------|---------------------|
| 1 災害広報資料の収集 | 広報班、地区本部、調査財政班、関係各班 |
| 2 市民への広報 | 地区本部、広報班 |
| 3 安否情報の提供 | 本部事務局、地区本部 |
| 4 報道機関への情報提供 | 広報班 |
| 5 被災者に対する広聴の実施 | 地区本部 |
| 6 災害情報相談センターへの協力 | 広報班 |

1 災害広報資料の収集

広報班は、災害対策本部からの伝達事項などを広報する際に活用するため、地区本部などの関係各班が収集した被害報告や現地写真等を収集する。

■収集写真など

- 地区本部及び調査財政班などの撮影記録担当が撮影した写真
- 職員、県の出先機関、報道機関その他の機関及び市民等が撮影した写真、ビデオ
- 報道機関等による災害現地の航空写真
- 救助等応急対策活動を撮影した写真、その他

2 市民への広報

市は、あらゆる手段を用いて、迅速な市民への伝達に努める。広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択し広報活動を実施する。

なお、実施の詳細については、「本章 第3節 第1 3 住民への情報伝達」を活用する。

(1) 広報媒体

市民への広報は、広報内容に応じた多様な手段を用いて実施する。

■市民への広報媒体

| | | |
|-----------------|----------------|---------|
| ➤ 防災行政無線（メール配信） | ➤ 広報車 | ➤ 掲示板 |
| ➤ テレホンサービス | ➤ コミュニティ放送（FM） | ➤ 臨時広報紙 |
| ➤ 市ホームページ | ➤ ハンドマイク | |
| ➤ 緊急速報メール | ➤ 回覧板 | |
| ➤ 市公式SNS | ➤ 掲示板 | |

【資料4.1】『志木市防災行政無線（固定系）一覧』参照

(2) 広報内容

地震発生直後からおおむね24時間以内に、次に掲げる広報内容について実施する。

■市民への広報内容

| 区分 | 内容 |
|---------------------------------|--|
| 市域の被害状況に関する情報 | ・災害の規模、範囲、内容の概要情報 |
| 市における避難に関する情報 | ・避難指示、警戒区域設定関連情報 ・避難所の開設、避難経路の情報 |
| 応急対策活動の状況に関する情報 | ・医療、救護に関する情報（救護所の開設） ・交通機関及び道路の復旧情報 ・電気、水道等のライフライン復旧情報 |
| その他市民生活に必要な情報 （二次災害防止情報を含む。） | ・応急給水及び給食、物資の配給情報 ・電気、ガス及び水道による二次災害防止情報 ・防疫、保健衛生に関する情報 ・安否に関する情報 ・相談・情報提供窓口の開設に関する情報 |

(3) 相談・情報提供窓口の設置

地区本部は、避難所の一角に相談・情報提供窓口を設置し、被災者等の要望や苦情などを受け、相談者が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を提供する。

3 安否情報の提供

安否情報は、同居の家族や市内の市民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報提供に努める。

なお、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

4 報道機関への情報提供

(1) 情報の提供

市は、報道機関からの取材に対しては、災害対策本部による情報の一元化により、取材に対応する。

(2) 報道依頼

広報班は、災害に関する情報をテレビ、ラジオ、コミュニティ放送の報道機関へ報道を依頼する。

報道機関への広報の要請は、原則として、県を通じ実施する。

5 被災者に対する広聴の実施

被災者に対する広聴は地区本部が実施し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集に努める。

6 災害情報相談センターへの協力

市は、県が設置する災害情報相談センターへの情報収集や提供等、同センターの業務に協力する。

第5節 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を知事へ依頼するものとする。

市の「自衛隊の災害派遣要請依頼」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|-----------------|------------|
| 1 災害派遣要請依頼の基本方針 | 本部事務局 |
| 2 災害派遣活動の範囲 | 本部事務局、関係各班 |
| 3 災害派遣要請依頼の手続き | 本部事務局 |
| 4 災害派遣部隊の受入れ | 本部事務局、関係各班 |
| 5 災害派遣部隊の撤収要請 | 本部事務局 |
| 6 経費の負担区分 | 本部事務局 |

1 災害派遣要請依頼の基本方針

市長は、市域内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる（災対法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）第1項）。

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

■災害派遣の要件

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 緊急性の原則 | 差し迫った必要性があること。 |
| 公共性の原則 | 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。 |
| 非代替性の原則 | 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。 |

2 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、緊急性の原則、公共性の原則、非代替性の原則の3つの要件を勘案して行う。

要請の範囲は、当該活動を担当する班を含め、おおむね次のとおりである。

■災害派遣活動に伴う活動内容及び関係各班

| 区分 | 活動内容 | 関係各班 |
|-----------|--|-------|
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。 | 本部事務局 |
| 避難の援助 | 避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 | 関係各班 |
| 避難者の捜索・救助 | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。 | 本部事務局 |

| 区分 | 活動内容 | 関係各班 |
|---------------|---|----------------|
| 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。 | 本部事務局 施設復旧班 |
| 消防活動 | 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。 | 本部事務局 |
| 道路又は水路の啓開 | 道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 | 施設復旧班 |
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は関係機関の提供するものを使用するものとする。 | 医療班 交通衛生班 |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、ヘリコプター等による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。 | 本部事務局 |
| 炊飯及び給水 | 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 | 避難所班 |
| 救援物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。 （ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。） | 避難所班 |
| 危険物の保安及び除去 | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。 | 本部事務局 |
| 通信支援 | 通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。 | 本部事務局 |
| 広報支援 | 航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。 | 広報班 |
| その他 | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。 | 本部事務局 |

3 災害派遣要請依頼の手続き

（1）統括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する統括的窓口は、本部事務局とする。

なお、災害派遣部隊の受入後も、自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口は、本部事務局に一本化する。

（2）手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた関係各班は、本部事務局にその旨を伝達する。本部事務局は、本部長に伝達し、本部長が災害派遣要請の必要性を認めた場合、本部事務局は、「自衛隊への災害派遣要請依頼文書様式（県知事あて）」により県知事に災害派遣要請の依頼を行う。

ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。

文書の提出先等については、下記のとおりである。

なお、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通報する（災対法第68条の2第2項）。

この場合、本部長は速やかにその旨を知事に通知する（災対法第68条の2第3項）。

■ 県への依頼要領

| | |
|------|---|
| 提出先 | 埼玉県 危機管理防災部 危機管理課 |
| 提出部数 | 1部 |
| 記載事項 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ➢ 派遣を必要とする期間 ➢ 派遣を希望する区域及び活動内容 ➢ その他参考となるべき事項 (宿泊・給食の可能・道路橋梁の損壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等) |

【様式6】『自衛隊の派遣要請関連様式』参照

■ 県への連絡先

| | |
|---------------------|---|
| 勤務時間内 県災害対策本部設置前 | 危機管理課（危機管理担当） 電話 048-830-8131 FAX 048-830-8129 |
| 勤務時間外 県災害対策本部設置後 | 危機管理防災部災害対策課 電話 048-830-8111 FAX 048-822-8119 |

■ 自衛隊への連絡先

| | |
|------|------------------------------|
| 名称 | 陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊 |
| 所在地 | 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目 |
| 電話番号 | 048-663-4241（内線：435 時間外：402） |

4 災害派遣部隊の受入れ

（1）受入れ準備

本部事務局及び関係各班は、知事から災害派遣の通知を受けたとき、次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

■ 派遣部隊の受入れに伴う留意事項

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自衛隊の本部事務室、宿泊施設（場所）、駐車場（車1台の基準は3m×8m）、材料置き場及び炊事場を準備すること。 ➢ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。 ➢ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について調整すること。 ➢ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。 |
|--|

（2）災害派遣部隊の活動拠点

市は、災害派遣部隊の活動拠点として次の施設を設定する。

なお、ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準は、次のとおりである。

■災害派遣部隊の活動拠点

| 活動拠点 | 利用施設 | 所在地 | 連絡先 |
|------------|------------------------|----------|--------------|
| 本部事務室 | 庁舎3階 (大会議室3-3、庁議室) | 中宗岡1-1-1 | 048-473-1111 |
| ヘリコプター離着陸場 | 荒川河川敷 (秋ヶ瀬運動公園第5球場) | 宗岡 | 048-473-4360 |

■ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 離着陸要領 | ヘリコプターは、風に向かって約10度～12度の上昇角で離着陸する。垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりするものではない。 |
| 着陸地点の表示 | 着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径約10m程度の円を描き、中央にHと記す。 |
| 風向指示器の設置 | 着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点に吹き流し、又は旗を立てる（布製、風速25m/秒に耐えられる強度）。 |
| 発着場選定基準 | 地面は堅固で傾斜6度以内で、かつ周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。 ただし、東西南北100m×100mの地積があればよい。 |

(3) 作業計画及び資材等の準備

関係各班は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、以下の項目を明示した作業計画を提示するとともに、作業実施に必要なとする資料等の準備を整える。

- 作業箇所及び作業内容
- 作業の優先順位
- 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 災害派遣部隊到着後の措置

本部事務局は、知事、警察、消防機関等と緊密に連絡協力し、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等や必要な現地資材等の使用協定等に関する受入れ体制を確保する。

ア 県への報告

関係各班は、本部事務局と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。なお、到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

■災害派遣部隊に関する県への報告事項

- 派遣部隊の長の官職氏名
- 隊員数
- 到着日時
- 従事している作業内容及び進捗状況

イ 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的な作業の分担を本部事務局に指示する。

5 災害派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。

6 経費の負担区分

自衛隊の支援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

■派遣部隊に関する経費の負担区分

- 派遣部隊が支援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱費、水道料金、電話料金等
- 派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。

第6節 応援要請・要員確保

大規模地震等により被害が広範囲に及び、市による対応だけでは困難な場合、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他市町村や各団体に応援の要請を行う。

市の「応援要請・要員確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|----------|------------|
| 1 相互応援協力 | 本部事務局、関係各班 |
| 2 要員確保 | 本部事務局、関係各班 |

1 相互応援協力

(1) 災害相互応援協定の締結状況

市は、県内外市町村等と大規模災害時における相互応援協定を締結している。

【資料2. 1】『防災協定先一覧』参照

【資料2. 2】『災害時応援協定締結市町村の連絡先一覧』参照

(2) 相互応援協定の締結促進

市長は、市の災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、県外他市町村に対して応援を求めることができる（災対法67条及び相互応援協定）。応援を求める事態に備え、あらかじめ相互に応援協定を締結するよう努める。

(3) 応援要請の判断

応援要請の判断は、おおむね次のような事態に際し行う。

- ▶ 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは充分に行えないと判断されるとき。
- ▶ 市のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ▶ 夜間で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

(4) 市・県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整

広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、市・県の区域を越える地方公共団体間の被災住民の受入れ手続きにより、市においても受入れ体制の調整を図る。

(5) 知事等への応援又は応援のあっせん

市長が、知事又は指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県統括部に対し、以下の表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

| 要請区分 | 記載事項 | 備考 |
|--|---|-------------------------------------|
| 県への応援要請又は応急措置の実施の要請 | ① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項 | 災対法第68条 |
| 自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合 | 自衛隊災害派遣要請計画 | 自衛隊法第83条 |
| 指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町の職員の派遣又は派遣のあつせんを求める場合 | ① 派遣又は派遣のあつせんを求める理由 ② 派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項 | 災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17 |
| 日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあつせんを求める場合 | 災害時における放送要請に関する協定「災害時における放送要請に関する協定」 | 災対法第57条 |
| 消防庁長官への緊急消防援助隊の要請 | ① 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由 ② 派遣を必要とする期間（予定） ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員 ④ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所） ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み | 消防組織法第44条 |

○ 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実行できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

【派遣対象業務】

| | 期間 | 業務・職種 | |
|-----|-----|--|---|
| 対象 | 短期 | 災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等 | |
| 対象外 | 短期 | 国や関係団体によるルールのある職種 | DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設職員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等 |
| | 中長期 | — | |

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や、男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

(6) 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

市は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援（カウンターパート）団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援（カウンターパート）団体の決定後においては対口支援（カウンターパート）団体に対して総括支援チームの派遣を要請する。

(7) 事業所との応援協力

市は、市内の建設関連事業者、食料品等販売事業者、生活必需品販売事業者、燃料販売事業者、輸送車両レンタル業者等に応援協力を求める。

2 要員確保

(1) 要員の確保

市における応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の雇用によって要員を確保する。

- 被災者の避難
- 医療及び助産における移送
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 救助用物資の整理分配及び輸送
- 遺体の捜索
- 遺体の処理
- 緊急輸送道路の確保

(2) 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための人件費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行、平成29年一部改正、埼玉県告示第594号）」の範囲内において県に請求する。

【資料9.1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

(3) 連携体制の確保

ア 民間団体、企業との連携

市は、民間団体、企業等との連携を図るため、連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行うとともに、効果的な活動が行えるよう支援する。

イ 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共用地・建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

第7節 広域応援受入れ

国は、大規模な地震災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有するとともに、必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。

市は、国などの応援受入れに際しては、相互の連絡を密に、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

市の「広域応援受入れ」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|---------------------|-----------------|
| 1 国、地方公共団体等からの応援受入れ | 本部事務局、関係各班 |
| 2 ボランティアの応援受入れ | ボランティアセンター、関係各班 |
| 3 公共的団体等の応援受入れ | 本部事務局、関係各班 |

1 国、地方公共団体等からの応援受入れ

(1) 受入れ体制の整備

大規模災害時にはさまざまな枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市では、応援の受入れに関する庁内調整、応援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関するさまざまな対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（応援）とは別に、応援に関するとりまとめ業務を選任する班（「応援班」）を設置するなど応援体制を整える。

また、応援団体から情報連絡員（リエゾン）や応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

【様式9】『緊急消防援助隊応援要請連絡』参照

(2) 受入れへの対応

市は、次のことを明確化し、志木市応援計画に基づき応援の受入れを実施する。

- ① 受入れ窓口
- ② 応援の範囲、区域及び制約条件
- ③ 担当業務
- ④ 応援の内容
- ⑤ 交通手段及び交通路の確保

2 ボランティアの応援受入れ

ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、市社会福祉協議会、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。

(1) ボランティア受入れ体制の整備

ボランティアの拠点となる施設の選定など、受入れ体制を整備する。

(2) ボランティアの受入れと活動の支援

市は、発災後直ちに市社会福祉協議会と連絡し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって行い、次の業務を行う。

ア ボランティアのコーディネート

ボランティアの受入れ、振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

イ ボランティアの派遣等を要請

ボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティアセンターにボランティアの派遣等の支援を要請する。

(3) ボランティア活動保険の適用

市社会福祉協議会は、市の依頼あるいは自主的な参加により、防災活動に従事した者についてはボランティア活動保険の対象となることから、ボランティア活動保険の加入手続きを行う。

また、支援活動者に対し、「ボランティア活動保険の概要」を配布するものとする。

《参考》

◆「ボランティア活動保険」について

市区町村社会福祉協議会が窓口になり全国社会福祉協議会が運営している保険で、日本国内におけるボランティア活動中におこるさまざまな事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの方々を補償する保険である。

3 公共的団体等の応援受入れ

市域内又は所掌事務に関係する公共的団体等に対して、応急対策等の協力を要請する。

(1) 公共的団体等

主な公共的団体は、次に示すとおりである。

■主な公共的団体等

赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、生活協同組合、専門ボランティア団体等

(2) 協力活動内容

これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

■公共的団体等の協力業務の例

- 異常現象、危険な場所等の発見したときに、関係機関に連絡すること
- 災害時における広報等に協力すること
- 出火の防止及び初期消火に協力すること
- 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- 被災者の救助業務に協力すること
- 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- 被害状況の調査に協力すること
- 応急危険度判定に協力すること 等

第8節 災害救助法の適用

市は、災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

市の「災害救助法の適用」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|---------------------|------------|
| 1 災害救助法の概要 | 本部事務局 |
| 2 災害救助法の適用及び実施 | 本部事務局 |
| 3 災害救助法が適用されない場合の措置 | 本部事務局、関係各班 |

1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施に当たることと定められている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

■災害救助法に定める救助の種類

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 災害にかかった者の救出
- 災害にかかった住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 前記に規定するもののほか、政令で定めるもの
 - ・死体（遺体）の捜索及び処理
 - ・災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる（災害救助法第13条）。

埼玉県においては、次の救助に関する職権を市長にあらかじめ委任している。

なお、応急仮設住宅、医療・助産についても市長に委任することができる。

救助の種類と実施者は、以下のとおりである。

■救助の種類と実施者

| 救助の種類 | 実施期間 | 実施者 |
|----------------------|--|---------------------------|
| 避難所の設置 | 7日以内 | 市 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 7日以内 | 市 |
| 飲料水の供給 | 7日以内 | 市 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 10日以内 | 市 |
| 医療及び助産 | 14日以内 (但し、助産は分娩した日から7日以内) | 県及び日赤県支部（医療班派遣） 市（その他） |
| 学用品の給与 | 教科書 1か月以内 文房具 15日以内 | 市 |
| 被災者の救出 | 3日以内 | 市 |
| 埋葬 | 10日以内 | 市 |
| 応急仮設住宅の供与 | 【建設型応急住宅】 20日以内に着工 【賃貸型応急住宅】 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内 | 県（建設） 市長（対象者、敷地の選定） |
| 被災した住宅の応急修理 | 3か月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了 | 市 |
| 遺体の搜索 | 10日以内 | 市 |
| 遺体の処理 | 10日以内 | 市 |
| 障害物の除去 | 10日以内 | 市 |

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。（費用の限度額は、資料編参照。）

【資料9. 1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

(4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

2 災害救助法の適用及び実施

災害救助法による救助は、本市域を単位に原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施され

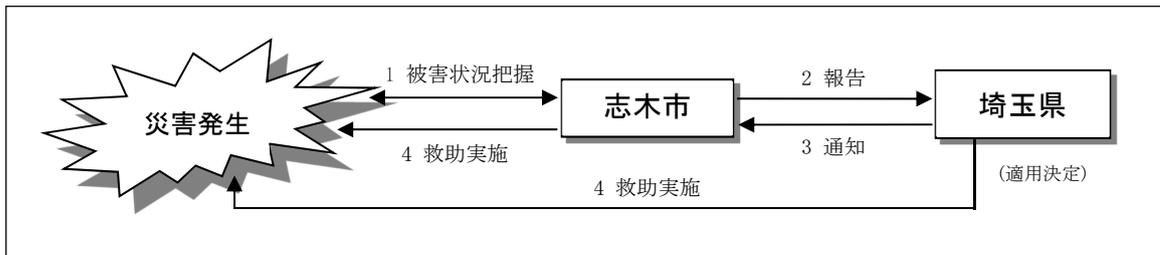
るものである。

(1) 適用・実施の流れ

ア 原則

市長は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。

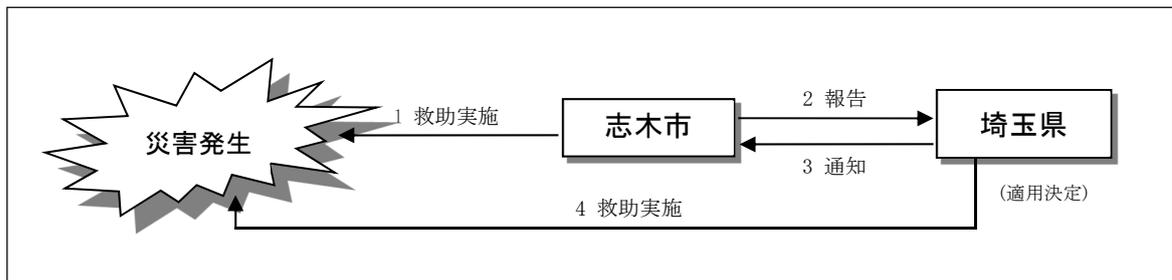
知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



イ 災害事態が急迫している場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、本市の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

■ 志木市の災害救助法適用基準

| | | |
|---|--|-------------|
| ① | 市内の住家滅失世帯数 | 80 世帯以上 |
| ② | 県内の住家滅失世帯数 | 2,500 世帯以上 |
| | 市内の住家滅失世帯数 | 40 世帯以上 |
| ③ | 県内の住家滅失世帯数 | 12,000 世帯以上 |
| | 市内の住家滅失世帯数 | 多数 |
| ④ | 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。 | |
| ⑤ | 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。 | |

| | |
|---|---|
| ⑥ | <p>災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。(救助法第2条第2項)</p> |
|---|---|

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

| 区分 | 内容 |
|----------------|---|
| 住家の滅失 | <p>①住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの。</p> <p>②住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の被害額が、その住家全体の時価の50%以上に達したものの。</p> |
| 住家の半壊・半焼 | <p>①住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。</p> <p>②住家の主要な構成要素の被害額が、その住家全体の時価の20%以上50%未満のもの。</p> |
| 住家の床上浸水、土砂のたい積 | <p>①浸水がその住家の床上に達した程度のもの。</p> <p>②土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</p> |

■世帯及び住家の単位

| 項目 | 内容 |
|----|---|
| 世帯 | <p>生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。</p> <p>①同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。</p> <p>②マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取扱う。</p> <p>③会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。</p> |
| 住家 | <p>現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。</p> <p>次の点に留意する。</p> <p>①炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。</p> <p>②病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。</p> <p>③社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取扱う。</p> |

(5) 埼玉県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、本市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

第9節 消防活動

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講ずる。地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

消防署、消防団は、消防計画等に基づき消防活動を実施するものとする。

また、自主防災組織、自警消防隊、事業所は、地域の安全を確保するため、初期消火に努める。

市の「消防活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|---------------|--------------------|
| 1 消防機関による消防活動 | 消防局・消防署、消防団 |
| 2 応援要請 | 消防局・消防署 |
| 3 地域住民組織の活動 | 自主防災組織、自警消防隊、本部事務局 |
| 4 事業所の活動 | 本部事務局 |
| 5 市民の活動 | 本部事務局、消防団 |

1 消防機関による消防活動

(1) 志木消防署

ア 情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ

(7) 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(4) 把握結果の緊急報告

消防署長は災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

(ウ) 応援隊の受入れ

応援隊の受入れ及びその準備を行う。

イ 同時多発火災への対応

(7) 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(4) 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(ウ) 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(E) 市街地火災消防活動優先の原則

大規模な工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

(オ) 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

ウ 火災現場活動の原則

(7) 人命の安全確保

出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。

(イ) 攻勢現場活動

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 守勢的現場活動

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

エ 救急救助

要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(2) 消防団

ア 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。

イ 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防署と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

ウ 救急救助

消防署による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

エ 避難誘導

避難指示を行なった場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

オ 情報の収集

消防署による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

カ 応援隊の受入れ準備

応援隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を消防署と協力して行う。

2 応援要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防局は、自らの消防力で十分な活動が困難な場合は、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する緊急消防援助隊の応援を要請するものとし、応援の要請を行う場合は、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

ア 情報の収集・伝達

大規模地震災害が発生した場合、市及び消防局は情報を収集し、県へ伝達する。

イ 出動の要請

市長は、県を通じて出動の要請を行う。応援を要請するときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。被害が甚大で状況把握すら困難な場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）、応援要請の理由、災害種別及びその状況
- 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- 市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

【様式9】『緊急消防援助隊応援要請連絡』参照

3 地域住民組織の活動

自主防災組織、自警消防隊は、地域の安全を確保するために、地域市民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

4 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報するものとする。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域市民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずる。

5 市民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等の二次的火災の発生防止に努める。

第10節 救急救助・医療救護

大規模な地震災害発生時には、広域又は局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動の万全を期するとともに、初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携により迅速に医療救護活動を実施する。

また、より迅速・円滑に活動するためにも、災害時の各機関における血液等の供給整備を進める。

市の「救急救助・医療救護」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|----------------------|-----------------------|
| 1 救急救助の原則 | 消防局・消防署 |
| 2 救急救助体制の確立 | 消防局・消防署 |
| 3 傷病者の搬送 | 医療班、本部事務局、消防局・消防署、消防団 |
| 4 医療・助産救護活動 | 医療班 |
| 5 市民、自主防災組織、自警消防隊の役割 | 本部事務局 |

1 救急救助の原則

(1) 救急救助における出動

ア 救急救助の必要な現場

救急救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

イ 救助活動を必要としない現場

救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

(2) 救急救助における活動

ア 傷病者の優先

救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救急救助活動を実施する。

イ 火災現場の優先

延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

ウ 延焼火災が少ない場合

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急救助活動を行う。

エ 小規模な救急救助が併発した場合

小規模な救急救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急救助活動を行う。

2 救急救助体制の確立

(1) 地域における救急救助体制の確立

消防署、消防団及び自主防災組織等における救急救助資機材の整備を行い、消防団員及び市民等に対する救急救助訓練を実施し、消防団、自主防災組織等を中心とした行政区単位の救急救助体制を確立する。

(2) 他機関への応援要請

市の救急救助体制で措置できない多数の救急救助が生じた場合は、以下の事項に基づき、他機関に応援を要請する。

- 消防相互応援協定による応援要請
- 知事による応援出動の指示
- 要請上の留意事項
 - ・ 要請の内容
 - ・ 応援隊の受入れ体制

(3) 埼玉SMARTへの応援要請

市の救急救護・医療体制で対処できない場合は、県に埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）を応援要請する。埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）は、特別の訓練や教育を受けた機動援助隊、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉DMAT、これら3隊が力をあわせて効果的な救助、救命活動を行う。

3 傷病者の搬送

(1) 傷病者搬送の手順

ア 傷病者搬送の要請

医療班の班長は、市の搬送用車両で対応できない場合は、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 傷病者の後方医療機関への搬送

市からの傷病者搬送の要請を受けた県及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認のうえ、搬送する。

医療班は、市の保有している公用車が使用可能な場合は、必要に応じ公用車により傷病者を搬送する。

(2) 傷病者搬送体制の整備

ア 情報連絡体制

医療班は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、県及び医師会と連携し災害時医療情報体制を確立する。

イ 搬送順位

医療班は、地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとに、おおよその搬送順位を決定しておく。災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路などさまざまな状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

ウ 搬送方法

医療班は、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送方法等を検討しておく。

ヘリコプターで搬送する場合、医療班は本部事務局と連携し、臨時ヘリコプター離着陸場の選定、受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させる。

4 医療・助産救護活動

(1) 医療・助産救護活動の実施

ア 市の医療・助産救護活動

市は、災害の種類及び程度により埼玉県医師会又は朝霞地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

また、災害の程度により市で対応できないと認めるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。

【資料6. 1】『救急病院・救急診療所一覧（朝霞保健所管内）』参照

【資料6. 2】『災害拠点病院（埼玉県）』参照

【資料6. 3】『救命救急センター（埼玉県）』参照

【資料6. 4】『災害時連携病院』参照

イ 県の医療・助産救護活動

(7) 救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、救護班を編成、派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。

保健所長は、避難所や交通に便利な場所等に設けられた救護所において、各活動を実施する。

なお、これらの連絡調整は医療班の班長が行う。

■救護班の活動内容

- 傷病者に対する応急処置
- トリアージの実施
- 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- 軽症者に対する医療
- カルテの作成
- 医薬品等の補給、医療救護チーム等の派遣要請
- 助産救護
- 死亡の確認
- 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

(4) 後方医療機関における救護活動

県は、医療救護体制を確保するために後方医療機関を定める。後方医療機関は、入院医療等の救護を実施するものとする。

ウ 公共的団体などによる医療・助産救護活動

市に係る公共的団体による医療・助産の救護活動は、次のとおりである。

■ 公共的団体などによる医療・助産救護活動

| 団体 | 活動内容 |
|----------------------|--|
| 日本赤十字社 埼玉県支部 | 医療救護チームの出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、病院長の判断により出動できるものとする。 医療救護チームの業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。 他都道府県支部からの医療救護チームの行動等については、県支部医療救護チームと同様の取り扱いとする。 |
| 埼玉県医師会 ・地区医師会 | 災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があった場合又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地区の朝霞地区医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。 |
| 埼玉県歯科医師会 ・地区歯科医師会 | 災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地区の朝霞地区歯科医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。 |
| 埼玉県薬剤師会 ・地区薬剤師会 | 災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の朝霞地区薬剤師会の指令で救護活動に参画する。 |
| 埼玉県看護協会 ・看護協会支部 | 災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県看護協会長の指令で救護・保健活動に参画する。 |

エ 医療救護活動の原則

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入れ体制を整え診療を継続する。また、診療不能な医療機関については、医療救護チームを編成し、あらかじめ定められた救護所等で医療救護活動を行う。

オ 帳簿等の準備

この活動により出動した医療救護チーム等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに、救護活動終了後、医療班出動報告書を提出する。

【様式8】『救助の特例等申請様式』参照

(2) 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通し、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行、平成29年一部改正、埼玉県告示第594号）」の範囲内において県に請求する。

【資料9. 1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

(4) 惨事ストレス対策

救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防局・消防署は、必要に応じて、緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱等に基づき、消防庁等に緊急時メンタルサポートチームの精神科医等の専門家の派遣を要請する。

5 市民、自主防災組織、自警消防隊の役割

地域の防災組織は、要救助現場の発見に努め、発見した場合は、消防局、消防団又は市（本部事務局）に通報する。

活用できる資機材を用いて可能な限りの救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防機関に協力する。

(1) 負傷者の応急手当

市民、自主防災組織、自警消防隊等、地域住民組織及び事業所は、負傷者を発見した場合、止血、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

なお、負傷の程度が小さいものの医療処置を受ける必要がある場合は、第二次、第三次医療機関への患者の殺到を避けるため、可能な限り最寄りの診療所（外科、耳鼻科、歯科、産婦人科等）で応急手当を受ける。

(2) 負傷者搬送

市民、自主防災組織、自警消防隊等、地域住民組織及び事業所は、負傷の程度が重く負傷者を医療機関に搬送する必要がある場合、自らの保有する車両等により最寄りの第二次、第三次医療機関へ搬送する。

搬送手段の確保が困難な場合は、消防局又は本部事務局に救急車等の出動を要請する。

第11節 水害防止活動

市は、地震の発生に伴う、河川施設の損壊等による水害を防止するための水防活動を行うとともに、住民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

市の「水害防止活動」は、以下の活動体制及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|-------------|---------------------|
| 1 水防体制の確立 | 本部事務局、関係各班、消防団（水防団） |
| 2 情報連絡体制の整備 | 本部事務局 |
| 3 決壊時の処置 | 施設復旧班、消防団 |

1 水防体制の確立

市内を流れる河川の水防活動は、水防管理団体の市が担当する。

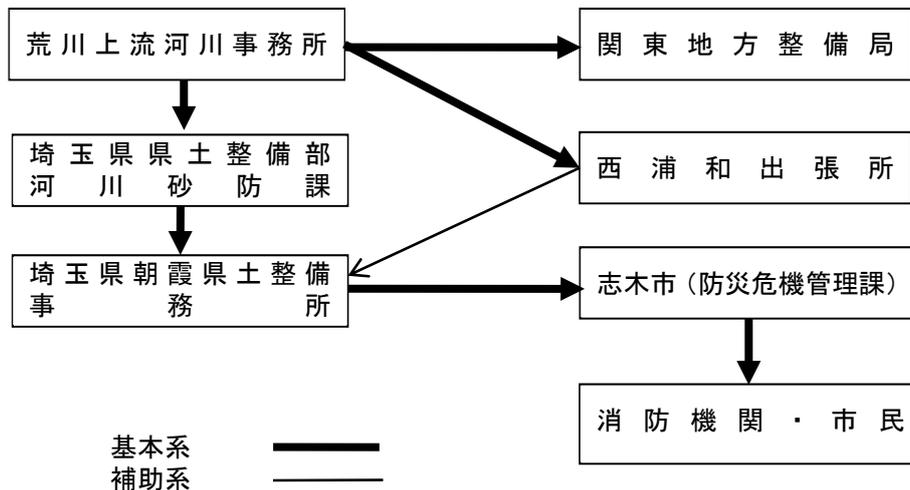
市は、水防団長に志木市消防団長を、水防団員に志木市消防団員を位置づけている。

2 情報連絡体制の整備

(1) 水防情報の連絡

市への連絡は、国土交通省荒川上流河川事務所から県朝霞県土整備事務所を介して一般加入電話により行われる。

■荒川 連絡系統図（一般加入電話・ファクシミリ）



(2) 周知

市は、県（県土整備事務所）から水防団待機などの水防警報の連絡を受けた場合は、直ちに消防機関に周知するとともに、消防車両、広報車、防災行政無線などを活用し、次の方法のうち最も有効な方法により必要に応じて、市民に事態を周知する。

ア 方法

周知の方法は、「①放送 ②警笛 ③伝令」によるものとする。

イ 規定信号

上記の周知方法の合図は、県の水防に関する規則第4条の規定信号を用いる。

3 決壊時の処置

(1) 決壊時の処置

ア 通報

地震により堤防その他の施設が損壊し、決壊したとき、市長又は消防機関の長は、直ちにその旨を朝霞県土整備事務所長、荒川上流河川事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理団体又は市町村長に通報する。

イ 警察官の出動要請

堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長は警察署に対して警察官の出動を要請する。

ウ 居住者等の水防義務

市長又は消防機関の長は、水防のため必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(2) 避難のための立退き

ア 立退き予定地等の住民への周知

水防管理団体にあつては、管理者が立退き予定地、経路及び可能なる処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底する。

イ 立退きの通知

市長が立退きの通知を指示する場合には、直ちに知事及び朝霞警察署長に通知する。

(3) 水防解除

市は、水位が警戒水位（氾濫注意水位）以下に低下して水防警戒の必要がなくなり、水防警報が解除されたときは、水防解除を命ずるとともに、これを市民に周知させ、知事に対してその旨を報告しなければならない。

第12節 避難支援活動

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

市の「避難支援活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 避難に関する状況把握 | 本部事務局、施設復旧班、調査財政班 |
| 2 避難指示、警戒区域の設定 | 本部事務局、広報班、朝霞警察署 |
| 3 避難誘導 | 本部事務局、避難所班 |
| 4 避難所の開設 | 本部事務局、避難所班、地区本部、教育総務班 |
| 5 避難所の運営 | 避難所班、地区本部、教育総務班、関係各班 |
| 6 広域避難 | 本部事務局 |
| 7 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ | 本部事務局 |
| 8 災害救助法が適用された場合の費用等 | 本部事務局 |
| 9 避難所外避難者対策 | 本部事務局 |

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す情報の収集及び手順で行う。

■ 避難に関する状況把握の手順

- ① 消防局は、火災及び危険物施設の状況等を把握し本部事務局に報告する。
- ② 施設復旧班は、道路、橋りょう、河川等の状況を本部事務局に報告する。
- ③ 調査財政班は、点検を行った建築物（特に避難所）の状況を本部事務局に報告する。
- ④ 本部事務局は、朝霞警察署と被害状況等の情報を交換する。
- ⑤ 本部事務局は、①～④の情報を整理し、避難の指示、警戒区域の設定等避難の必要性を本部会議に要請する。

2 避難指示、警戒区域の設定

（1）手順

本部事務局から「1 避難に関する状況把握」に関する情報の報告を受けた本部長は、必要に応じて避難指示、警戒区域の設定を行う。

避難指示、警戒区域の設定を行う場合は、市防災行政無線（固定系）、緊急速報メール、市ホームページ及び広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な住民への伝達に努める（伝達は広報班及び地区本部が実施）。

なお、警察官、自衛官等にも避難の指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、本部事務局はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

■避難指示の実施責任者

| 実施者 | 災害の種類 | 要件 | 根拠 |
|--------------------------------------|-------|---|--------------------|
| 市長（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事） | 災害全般 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。 | 災対法第 60 条 |
| 警察官 | 災害全般 | 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。 | 災対法第 61 条 |
| | | 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。 | 警察官職務執行法第 4 条第 1 項 |
| 知事、その命を受けた職員又は水防管理者 | 洪水 | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 | 水防法第 29 条 |
| 知事、その命を受けた吏員 | 地すべり | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき。 | 地すべり等防止法第 25 条 |
| 災害派遣を命じられた部隊の自衛官 | 災害全般 | 災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。 | 自衛隊法第 94 条 |

■警戒区域の設定権者

| 設定権者 | 災害の種類 | 内容（要件） | 根拠 |
|----------------------|-----------|---|-----------------------------|
| 市長 | 災害全般 | 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 | 災対法第 63 条第 1 項 |
| 警察官 | 災害全般 | 同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき | 災対法第 63 条第 2 項 |
| | | 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。 | 警察官職務執行法第 4 条第 1 項 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | 災害全般 | 市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にいない場合。 | 災対法第 63 条第 3 項 |
| 消防吏員又は消防団員 | 水災を除く災害全般 | 災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。 | 消防法第 36 条第 8 項（同法第 28 条を準用） |
| | | 火災の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。 | 消防法第 28 条 |
| 消防長又は消防署長 | 火災 | 火災又は火災が発生するおそれが著しく大きい場合。 | 消防法第 23 条の 2 |
| 消防団長、消防団員又は消防機関に属する者 | 洪水 | 水防上緊急の必要がある場所において。 | 水防法第 21 条 |

注）警察官は、消防法第 28 条、第 36 条第 8 項、水防法第 21 条の規定によっても、第 1 次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

■避難指示、警戒区域の設定について

| 区分 | 内容 |
|---------|--|
| 避難指示 | 避難指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を立ち退かせるものである。 |
| 警戒区域の設定 | 同法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものである。 |

(2) 住民等への伝達内容

避難指示、警戒区域の設定を行う場合の住民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

- 差し迫っている具体的な危険予想
- 避難対象地区名
- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ・火気等危険物の始末
 - ・2食程度の食料、飲料水及び最小限の肌着、タオル、ティッシュ
 - ・懐中電灯、常備薬、健康保険証などの本人確認資料など
 - ・素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - ・隣近所そろって避難すること等

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(3) 関係機関との連絡調整

避難指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、消防局、警察署、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

そのため、本部事務局は、これら関係機関と緊密な情報交換を行い住民に混乱を招くことのないよう注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（災害対策課）に速やかに報告する。

3 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難指示が発せられた場合、本部事務局は、消防署員及び消防団員と連携し、自主防

災組織、自警消防隊、町内会の協力を得て、避難所等安全な場所に住民等を誘導又は移送する。

(2) 避難順位

避難地域の順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、避難者の順位は、おおむね次の順序による。

- ・ 病弱者、障がい者
- ・ 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
- ・ 一般市民

(3) 誘導方法及び輸送方法

避難者の誘導及び輸送方法は、次のとおりである。

- 避難経路の明示
- 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- 出発、到着の際の人員確認
- 警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、避難所までの安全な避難が困難（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、自力による避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。

そのため、避難所班は、消防署員、消防団員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自警消防隊及び町内会等の避難支援等関係者の協力を得て、個別避難計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

4 避難所の開設

市は、大規模地震の発生により自宅等での生活が困難な者が発生した場合、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

地震発生からの指定避難所への避難の流れについては、「■避難（避難誘導）の流れ」(P53)を参照のこと。

(1) 避難所開設の手順

避難所の開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。

避難所の収容力を超える場合は、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し避難者を安全に誘導し収容する。

ただし、本市にとって最も被害規模が大きくかつ最も切迫性が高い「東京湾北部地震」が発生した場合の避難者数は1,180人と予測されており（「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年4月、埼玉県））、これに対して、震災時に優先する避難所（市立小学校8校）の屋内運動場の収容能力は4,026人であり、避難者はすべて震災時に優先する避難所で収容可能と考えられる。

また、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

なお、避難所開設の手順は以下のとおりである。

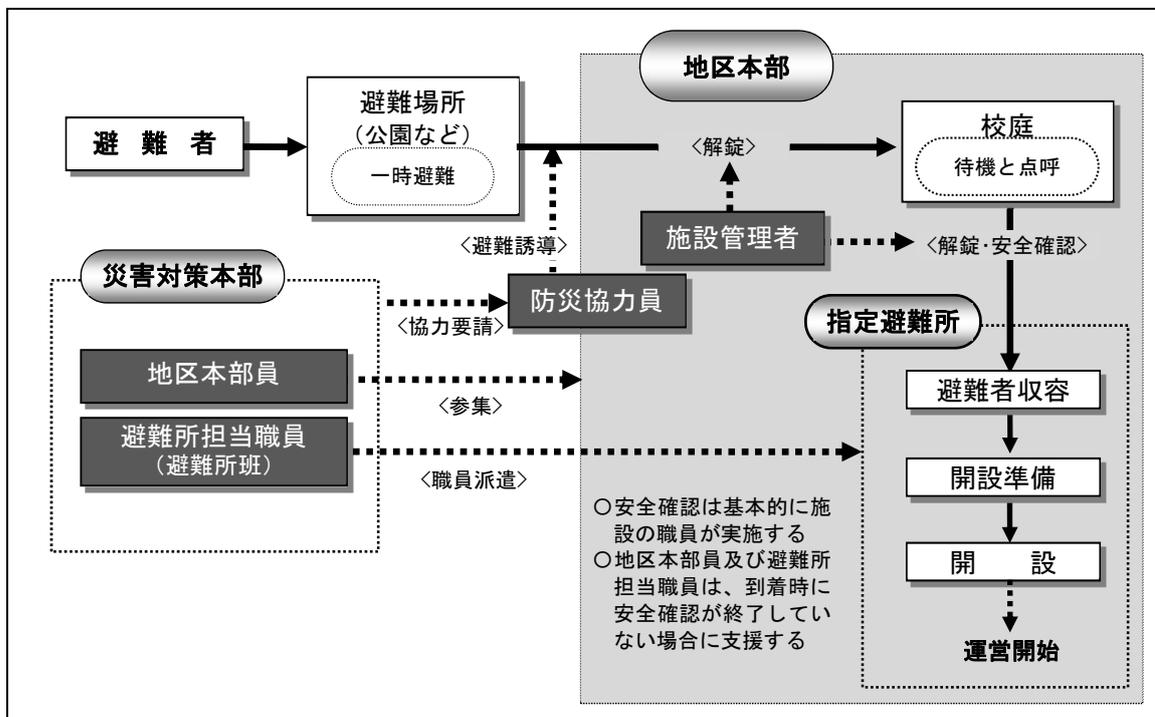
【参考資料】「避難所運営マニュアル」（令和5年3月改定、志木市）」

ア 勤務時間内に発災した場合の開設

■勤務時間内に発災した場合

- ① 災害対策本部から避難指示等が発令された場合、避難所担当職員及び地区本部員は、担当する避難所へ集合する。
- ② 災害対策本部から避難所開設の連絡を受けた施設管理者は、施設の安全点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
- ③ 異常がないと認める場合は、避難所を開設することとし、施設管理者又は避難所担当職員は、避難所班へ報告する。
- ④ 異常がある場合は、避難所班を介して本部事務局に報告し指示を仰ぐ。
- ⑤ 本部事務局は、指示内容を該当する地区本部を通じて市民へ広報する。
- ⑥ 避難所班は、避難所開設状況を集計し本部事務局に報告する。
- ⑦ 避難所担当職員は、避難所開設後、避難者名簿の作成等運営管理を開始する。

■勤務時間内に開設

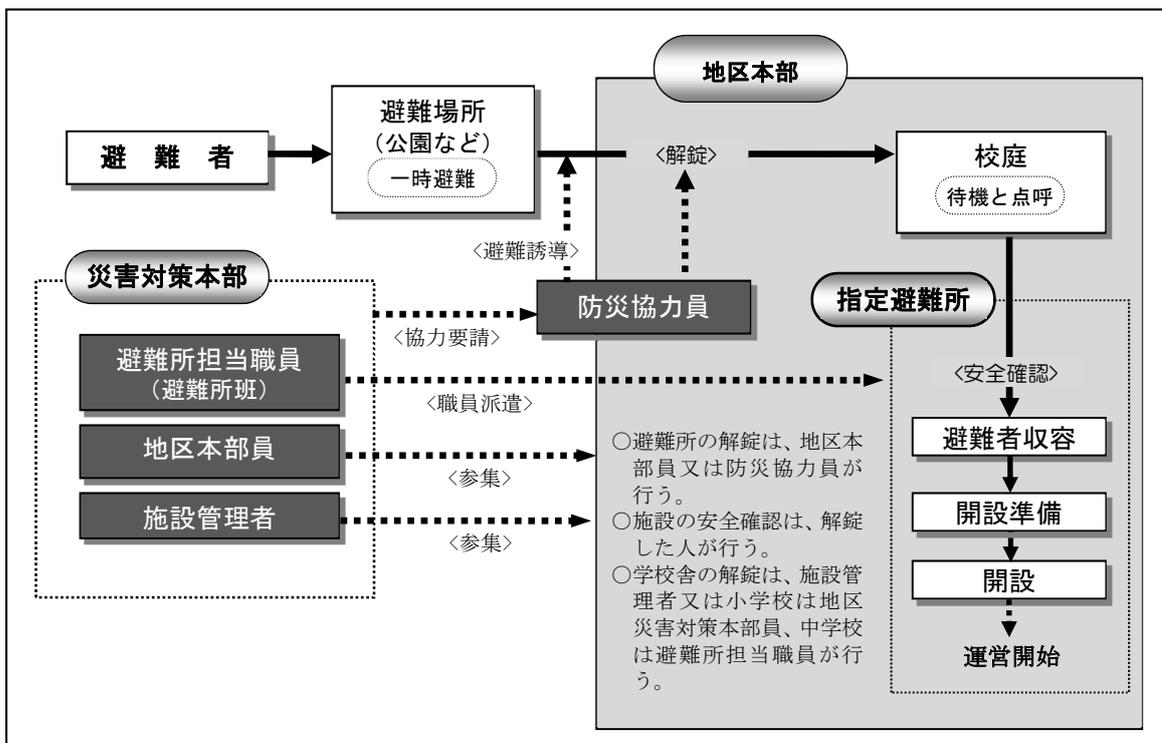


イ 勤務時間外に発災した場合の開設

■勤務時間外に発災した場合

- ① 施設管理者・職員は、勤務場所である小学校に集合し、参集した避難所担当職員及び地区本部員と連携して施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
- ② 異常がないと認める場合は、避難所を開設することとし、施設管理者又は避難所担当職員は、避難所班へ報告する。
- ③ 異常がある場合は、避難所班を介して本部事務局に報告し指示を仰ぐ。
- ④ 本部事務局は、指示内容を該当する地区本部を通じて市民へ広報する。
- ⑤ 避難所班は、避難所開設状況を集計し本部事務局に報告する。
- ⑥ 避難所担当職員は、避難所開設後、避難者名簿の作成等運営管理を開始する。

■勤務時間外に開設



(2) 避難所開設の公示と報告

市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、直ちに次の事項を知事に報告する。

- 避難所の開設の目的、日時及び場所
- 箇所数及び収容人員
- 開設期間の見込み

《参考》

◆「車中泊避難」について

「平成28年（2016年）熊本地震」では、大きな余震が続き「屋内が怖い」と車で寝泊まりする被災者が相次いだことにより、車中泊が原因とみられるエコノミークラス症候群による犠牲者が発生した。

これまで、国の防災基本計画や避難所運営ガイドラインでは車中泊対策に触れておらず、県においても埼玉県地域防災計画に記載されていなかったが、国では、熊本地震の教訓を受けて、新たな指針などを策定する検討に入った。

本市でも、国及び県における車中泊対策の動向を注視し、今後必要に応じて計画に反映させるものとする。

5 避難所の運営

避難所の開設に伴い、避難所班は、地区本部員、施設管理者、防災協力員、町内会、自主防災組織等と連携し、避難者を中心とした運営委員会等を組織する。運営委員会等は、避難所運営マニュアルに基づいて運営する。

（1）避難者名簿の作成

避難所班は、避難所ごとに防災協力員等の協力を得て、避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。不足が見込まれる場合には、災害対策本部を通して県、近隣市町に応援要請する。

【様式7】『避難所開設関連様式』参照

（2）通信手段の確保

地区本部は、避難所の開設や運営状況などを報告するため、通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

（3）避難所運営委員会による運営

避難所ごとに避難所運営委員会を立ち上げ、運営責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置するとともに、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。また、男女や性的マイノリティの多様なニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させることはもとより、多様な立場の人が参画できるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割が固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

（4）避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

（5）仮設トイレの設置管理

市は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。

その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。

なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃し、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

(6) 要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

避難所班は、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、多目的トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置できるよう努める。

男女や性的マイノリティの多様なニーズに配慮するものとする。

特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

(7) 要配慮者等に必要な物資等の配布

避難所班は、要配慮者等のために必要と思われる物資等は本部を通して、調達し配布する。

(8) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(9) 避難者の健康管理

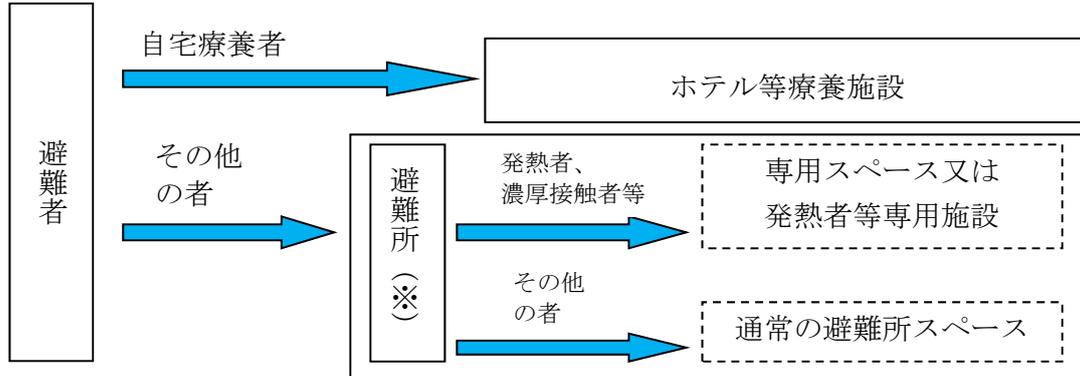
避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、朝霞地区医師会等との連携に基づく医療救護チームの派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

(10) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

ア 健康状態に合わせた避難場所の確保

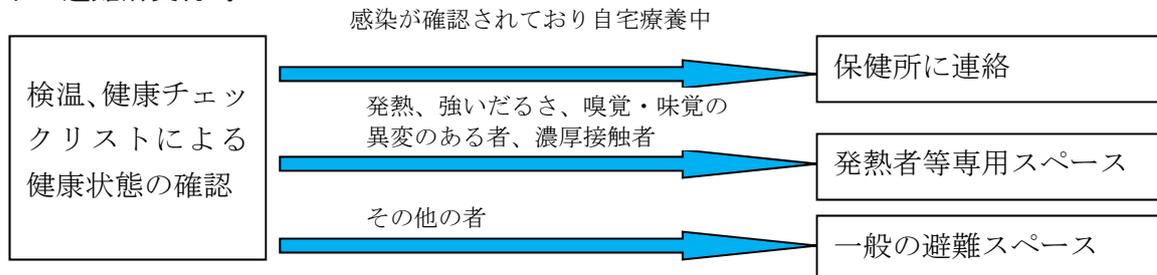


※十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

イ 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

- ・ 体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する
- ・ 地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する

ウ 避難所受付時のフロー



エ 避難所レイアウトの検討

- ・ 世帯間でおおむね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する

オ 避難者の健康管理

- ・ 避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する
- ・ 感染症の疑いがあるものが発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する

カ 発熱者等の専用スペースの確保

- ・ 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
- ・ 発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

- ・発熱者等のスペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるように検討する

キ 物資・資材

- ・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する

ク 自宅療養者の対応

- ・保健所は、自宅療養者の被災に備えて、平時から防災担当部局と連携して取り組む
- ・自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する
- ・避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する

ケ 住民への周知

- ・広報誌、市ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を住民に周知する
- ・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること
- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
- ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること等

コ 感染症対策

- ・手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する
- ・定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）
- ・食事時間をずらして密集・密接を避ける

サ 発熱者等の対応

- ・避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる
- ・診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う
- ・避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う

シ 車中泊（車中避難）等への対応

- ・車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する

(11) 避難者とともに避難した動物の取扱い

避難所ではさまざまな価値観をもつ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の連れこみは禁止とし、避難所の敷地内及び屋外の区画された場所に専用スペースを設置することとする。

動物への餌やり、排泄物の清掃等の飼育と管理は、それらを連れてきた者が全責任を負うものとする。専用スペースを使用した者は、退去時に施設の現状復旧を行う。

(12) 情報提供

地区本部は、本部から送られてくる被災者の避難生活に関わる情報を、避難所の掲示板等に記載し、チラシで配布する。

(13) 巡回パトロール

避難に伴い無人になりやすい地区については、自主防犯パトロール隊を中心に市民、自主防災組織、自警消防隊が協力して被災地区の巡回パトロールに努める。

(14) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(15) 県職員等の派遣要請

市は、避難所の運営に関し人材が不足するときは、県に対して県職員等の避難所への派遣を要請する。

6 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

なお、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

7 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ

市は、防災協定を締結している市町村の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り避難所の調整を行い、積極的に受け入れる。

また、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

8 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号）」の範囲内において県に請求する。

【資料9.1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

9 避難所外避難者対策

市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導等を実施する。

第13節 緊急輸送道路の確保

災害時の制約された条件下で地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送道路の応急復旧を効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を実施する。

市の「緊急輸送道路の確保」は、以下の活動体制及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|---------------------|-------------------|
| 1 道路の被害状況の把握 | 交通衛生班、施設復旧班、本部事務局 |
| 2 交通規制等 | 交通衛生班、広報班、朝霞警察署 |
| 3 緊急輸送道路の応急復旧 | 施設復旧班、交通衛生班、本部事務局 |
| 4 災害救助法が適用された場合の費用等 | 本部事務局 |

1 道路の被害状況の把握

交通衛生班は、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を速やかに調査するとともに、被害状況を施設復旧班に報告する。

報告を受けた施設復旧班は、国及び県が管理している道路の被害状況についても情報収集し本部事務局に報告する。

また、本部事務局は、住民等からの通報を受けた場合、交通衛生班及び施設復旧班に報告する。

2 交通規制等

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、交通衛生班が、朝霞警察署に災対法第76条の3に基づく緊急道路の指定を通報する。

交通衛生班は、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施すとともに、広報班へ道路の被害状況及び交通規制状況の広報を要請する。

(1) 交通規制等を行う者

交通規制を行う者について、その法的根拠は、次に示すとおりである。

■交通規制等を行う者

| 根拠法令 | 実施者 | 範囲 |
|--------------------|-----------------------|---|
| 災対法 (第76条の3) | 公安委員会、警察官 自衛官、消防吏員 | 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 |
| 道路交通法 (第4条～第6条) | 公安委員会 警察署長、警察官 | 交通の安全と円滑を図り、交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。 |
| 道路法 (第46条) | 道路管理者 | 道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認めるとき。 |

(2) 交通規制等の方法

交通規制等の方法は、次に示すとおりである。

ア 災対法に基づいて標識を設置して実施する場合

災対法に基づく標識の設置については、交通規制の区域又は区間の入口や交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、交通規制の内容を周知させる。

イ 現場警察官の指示により実施する場合

緊急を要するため、標識を設置するいとまがない場合、又は標識を設置して実施するのが困難な場合は、現場警察官の指示により実施する。

ウ 道路法による市道の通行の禁止又は制限の場合

(7) 標識を設置して実施する場合

市道については道路法による通行の禁止又は制限を実施した場合、朝霞警察署長に連絡のうえ、規定の規制標識を立てる。

(1) 現場職員等の指示により実施する場合

緊急のため規定の標識を設置するのが困難又は不可能なとき、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、職員等をもって現場において指導する。この際は、適当な迂回道路を設置し、必要な地点に図示する等によって、一般車両にできるかぎり支障のないよう努める。

(3) 対象となる緊急輸送道路

市域内の輸送上重要な道路は、次に示すとおりである。

■市域内の輸送上重要な道路

| 区分 | 道路種類 | 路線名 | 道路愛称等 |
|---------------|------|------------------|------------|
| 県指定 緊急輸送道路 | 国道 | 国道 463 号 (254 号) | 浦所バイパス |
| | 県道 | 主要地方道さいたま東村山線 | いろは通り |
| | 県道 | 主要地方道保谷志木線 | 慶応通り |
| | 県道 | 一般県道和光志木線 | 昭和新道 |
| 市指定 緊急輸送道路 | 県道 | 一般県道川越新座線 | 志木大通り |
| | 県道 | 一般県道ふじみ野朝霞線 | 市道 2600 号線 |
| | 市道 | 昭和通り・小学校線 | パルシティ通り |
| | 市道 | 富士見・大原線 | ユリノ木通り |
| | 市道 | 市道 2129 号線 | あきはね通り |

(4) 緊急輸送道路の確保

施設復旧班は、防災関係機関が効率よく有機的に活動できるように、被害状況に基づき、市が管理する緊急輸送道路を確保する。

なお、国道及び県道については、各道路管理者に対し、応急措置の実施を要請する。

災害の状況により、地域によって指定路線の確保が困難な場合には、状況に応じて代替道路を確保し、指示する。

3 緊急輸送道路の応急復旧

(1) 作業順位の決定

あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県及び警察本部と調整のうえ、応急復旧順位を決定する。

なお、効率的な応急復旧のために、警察本部、志木市建設業防災協力会と次の事項について、事前協議を行う。

■事前協議事項

- ▶ 復旧区間
- ▶ 復旧作業の相互応援
- ▶ 復旧車線数
- ▶ 協力建設会社との連携

(2) 応急復旧作業

所管する道路について、県に準じて啓開作業を行う。

道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行き交通確保に努める。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。

なお、被害甚大で、市内の建設業者での対応が難しい場合は、県に自衛隊等の応援を依頼する。

(3) 放置車両等対策

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(4) 廃棄物の処理

交通衛生班は、緊急輸送道路の応急措置により発生した廃棄物については、施設復旧班と協議して適切に処理する。

(5) 応急復旧状況の広報

効率的な緊急輸送を行うため、応急復旧、交通規制、交通量などの状況を情報収集し、緊急輸送を実施している主体からの問い合わせ等に対して、的確な情報伝達を行う。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための輸送に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行、平成29年一部改正、埼玉県告示第594号）」の範囲内において県に請求する。

【資料9.1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

第14節 緊急輸送

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資等の緊急輸送について、輸送手段を速やかに確保する。

市の「緊急輸送」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|-------------|-----------------|
| 1 緊急輸送手段の確保 | 総務班、本部事務局、関係各班 |
| 2 県との連携 | 施設復旧班、本部事務局 |
| 3 緊急輸送の順位 | 避難所班 |
| 4 緊急輸送の対象 | 本部事務局、避難所班、地区本部 |

1 緊急輸送手段の確保

(1) 車両の確保

ア 緊急通行車両の確保

(ア) 確認申請の準備

総務班は、交通規制の実施に備え事前届出した緊急通行車両を確認するとともに、必要に応じて緊急通行車両の確認申請の準備を行う。

(イ) 確認申請

交通規制が実施された場合、総務班は、直ちに県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、災対法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。

交付を受けた標章、証明書は当該車両前面の見やすい場所に掲示する。

イ 輸送車両の確保

市有車両については、原則として関係各班が総務班と調整して各々確保することとする。

ただし、輸送車両の配車は、物資の輸送を担当する避難所班に優先的に配車する。

なお、市有車両だけでは不足する場合、総務班は、(一社)埼玉県トラック協会朝霞支部等に対して調達のあっせん又は人員及び物資の輸送を要請する。

また、燃料の確保については、市内取扱業者の協力を得て実施する。

(2) ヘリコプターの確保

輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、関係各班は以下によりヘリコプターを確保する。

■ヘリコプター要請の手順

- ① 関係各班はヘリコプターを確保する場合、本部事務局に県への応援要請を依頼する。
- ② ①の要請を受けた本部事務局は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請を行う。なお、応援の受入・調整は、本部事務局が行い、ヘリポートの管理は、施設管理者が行う。

(3) 小型船舶の確保

関係各班は、輸送手段としてボート等小型船舶が効果的と判断された場合、次により船舶を確保する。

■小型船舶要請の手順

- ① 関係各班は、自衛隊及び船舶所有者の保有する船舶を確保する場合、本部事務局に応援要請を依頼する。
- ② 要請を受けた本部事務局は、県に対し自衛隊への派遣要請を依頼する。また、船舶所有者に対して協力を要請する。

(4) 物資拠点の開設、運営

市は、必要に応じて、地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

2 県との連携

県は、緊急輸送に当たっては、防災基地等の防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する計画となっている。

そのため、市は、防災活動拠点に係る緊急輸送ネットワークに関しては、効率的な緊急輸送のため、道路等の応急復旧状況、交通規制状況等の情報を把握し、県と相互に連携して広域搬送の一元化の調整を行う。

3 緊急輸送の順位

緊急輸送を迅速に実施するため、輸送順位の原則を次のとおり定める。

■緊急輸送順位の原則

- ① 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- ② 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ③ その他災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

4 緊急輸送の対象

(1) 人員

災害時に優先輸送されるべき人員は、被災者、避難者及び医療（助産）救護を要する人、災害対策本部員、救急及び救助のための要員、消防機関の職員とする。

(2) 物資

優先輸送されるべき物資は、医薬品、医療器具、災害復旧用資機材、車両用燃料、飲料水、食料品、生活必需品等の救護物資などとする。

■各段階における輸送対象

| 第1段階 (被災直後) | 第2段階 (おおむね被災から1週間後まで) | 第3段階 (おおむね被災から1週間後以降) |
|---|---|-----------------------------|
| ① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設・下水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 | | |
| — | ① 水、食料等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 | |
| — | | ① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品 |

第15節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

震災時に市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、食料、生活必需品等の確保及び迅速な供給を実施する。

また、迅速かつ円滑な供給を行うために、備蓄及び調達並びに供給体制の整備を推進する。

第1 飲料水の供給

地震災害のため、飲料水が不足又は汚染し、飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の供給と給水施設の応急復旧を実施する。

市の「飲料水の供給」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|---------------------|------------------------|
| 1 給水の方針 | 水道班、本部事務局 |
| 2 飲料水の供給基準 | 水道班 |
| 3 応急給水の実施 | 水道班、本部事務局、医療班、避難所班、広報班 |
| 4 防災協力井戸の活用 | 本部事務局 |
| 5 給水施設の応急復旧 | 水道班、下水道班 |
| 6 災害救助法が適用された場合の費用等 | 水道班 |

1 給水の方針

水道班は、地震による避難者数や断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることのできない者等の数を、本部事務局と連携して把握する。

給水量、給水方法、給水施設の応急復旧順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして、給水方針を決定する。

なお、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ）の水を確保できないときは、日本水道協会埼玉県支部に速やかに応援を要請する。

2 飲料水の供給基準

被災者等に対する飲料水の供給は、次の基準で実施する。

■飲料水の供給基準

| 項目 | 内容 |
|-----|---|
| 対象者 | 災害により上水道等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が不足又は汚染し、現に飲料水を得ることができない者とする。 |
| 供給量 | 災害発生時から3日目までは、1人1日約3ℓ、4日目以後は約20ℓ（飲料水及び生活用水）を目標とする。 ※「■1日当たりの給水目標」（P59）参照 |

3 応急給水の実施

飲料水の供給は、避難所においてペットボトルを供給するが、ペットボトルが不足した場合には、避難所の受水槽の水を給水する。

以上の応急給水で不足する場合は、給水車又は給水タンク積載車両にて供給するとともに、浄水場に確保された飲料水を直接市民に給水する。

さらに、不足する場合には、市内の消火栓に臨時の給水栓を設け給水する。

状況判断によっては、隣接市町に協力依頼を行う。

広域的な被害を受けた場合、水道班は、日本水道協会埼玉県支部へ応援要請を行い、給水量が不足するときは、県、国等へ本部事務局を通じて応援を依頼する。

(1) 医療機関等への優先給水

医療機関、公的施設及び防災関係機関等の重要施設から、応急給水の要請があった場合は、給水車により優先的に給水する。

(2) 要配慮者への配慮

避難所班は、要配慮者への給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

(3) 広報

水道班は、応急給水の実施状況、給水所の設置状況について広報班を通じて被災住民に広報活動を行うとともに、給水場所及びその周辺に『給水所』と記載した掲示物を周囲に分かりやすいように表示等する。

■広報事項

- 水道施設の被害状況
- 断水等の状況
- 応急給水の現状と見通し
- 給水場所の状況
- その他必要と認める事項

4 防災協力井戸の活用

生活用水として、市内 19 箇所に指定している防災協力井戸の開放を所有者に要請する。

【資料 5. 1】『指定防災協力井戸一覧』参照

5 給水施設の応急復旧

(1) 被害箇所の調査と復旧

市は、市内の上水道の被害状況の調査及び復旧工事は、1 週間以内に完了するよう実施するとともに、公共井戸等の維持管理に努める。

【資料 5. 2】『上水道施設の現況』参照

(2) 資材の調達

復旧資材は、市長の要請に基づいて知事が調達情報を提供する。

【資料 5. 3】『応急給水資機材の能力、保有数』参照

(3) 技術者の派遣要請

市は、応急、復旧工事を実施するため知事に技術者等の派遣を要請する。

6 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号）」の範囲内において県に請求する。

【資料9. 1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

第2 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を供給する。

市の「食料の供給」は、以下の活動項目及び担当部署と市の全管理栄養士をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|---------------------|-----------------|
| 1 供給の内容 | 避難所班、地区本部、本部事務局 |
| 2 食料の調達 | 避難所班、本部事務局 |
| 3 食料の集積、配分 | 避難所班、地区本部、本部事務局 |
| 4 炊き出しの実施 | 避難所班、地区本部、教育総務班 |
| 5 災害救助法が適用された場合の費用等 | 避難所班 |

1 供給の内容

市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。

供給する主な食料等は、次のとおりである。

なお、食物アレルギーや嚥下・咀嚼困難等の要配慮者の食料支援については、管理栄養士等の専門職が関わり、必要に応じて供給を行う。

- アルファ米、レトルトがゆ、食パン等の主食
- ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等
- 粉ミルク、離乳食等の幼児食

2 食料の調達

(1) 事前協議

市は、想定被災者数に基づく必要数量等により、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、流通備蓄の協定締結先や市内販売業者と協議し確保する。

(2) 米穀の調達

ア 知事への要請

市は、災害の状況等により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは米穀が不足する場合は、知事に米穀の供給を要請する。

イ 応急米穀の緊急引渡しの要請

市は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲で、農林水産省政策統括官又は関東農政局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（最終改正 平成28年4月22日付け28政統第160号政策統括官通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

ウ その他の食品の調達

市は、米穀以外の食品の供給を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達するが、不足が生じた場合は、知事に食品の調達を要請する。

エ 県の措置

市が、米穀その他の食品の要請を県に行った場合、知事は、被害の状況等から判断して必要と認めたとき、供給する品目及び数量を決定して調達し、市に供給する。

3 食料の集積、配分

避難所班は、避難者等に応急食料が必要と認める場合は、流通備蓄の協定締結先や市内販売業者から本部事務局を通して食料を調達する。

(1) 救援物資集積場所の選定

避難所班は、救援物資集積場所を、市内の被災状況などを考慮して補助避難所等から選定するとともに、その所在地、経路等を県に報告する。

(2) 救援物資集積場所の管理

避難所班は、地区本部と連携し、集積拠点ごとに管理責任者をおき、食料の集積・管理状況を本部事務局に報告する。

(3) 食料の配分

食料の配分は、各避難所からの情報に基づき救援物資集積場所にて行い、避難所ごとに運送する。

(4) 民間事業者との連携

大規模な災害が発生した場合には、救援物資が短時間のうち大量に搬送され、救援物資集積場所に滞留することにより、避難所等へ届かないことが懸念される。

そのため、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワーを活用し、救援物資を迅速かつ円滑に供給する。

4 炊き出しの実施

(1) 炊き出し場所

炊き出し及び食品の配分は、避難所等の適当な場所において実施する。

(2) 県への協力要請

市は、市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認められたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。

(3) 実施状況報告

市は、炊き出し、食品の配分その他食品を供給したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

5 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について(平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号)」の範囲内において県に請求する。

【資料9. 1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

第3 生活必需品の供給・貸与

地震による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を給与又は貸与する。

市の「生活必需品等の供給・貸与」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。
市の「生活必需品の供給」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|---------------------|-----------|
| 1 実施責任者 | 避難所班、地区本部 |
| 2 生活必需品の供給及び貸出し | 避難所班、地区本部 |
| 3 災害救助法が適用された場合の費用等 | 避難所班 |

1 実施責任者

被災者に対する生活必需品その他の物資供給の計画及び実施は、災害救助法の基準に準じて市が行う。

2 生活必需品の供給及び貸出し

被災者に対する生活必需品の供給及び貸出しは、次のとおりとする。

(1) 対象者

対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下救助物資という。）」を喪失又は破損し、さらに流通の混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 給与又は貸与の方法

ア 生活必需品の調達、供給

市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

イ 救助物資の購入計画

市は、災害状況、被害世帯構成員等に基づき、品目等を考慮して行う。

ウ 生活必需品等の集積拠点等

生活必需品の集積拠点については、補助避難所等の一部とし、集積拠点ごとに運営管理責任者をおき、管理を行う。

(3) 生活必需品等の輸送

市は、調達した生活必需品を避難所に輸送する。

また、関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与、又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について(平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号)」の範囲内において県に請求する。

【資料9. 1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

第4 トイレの供給

災害時において、避難所のトイレが利用できない場合には、簡易トイレ等を設置し、対応する。

市の「トイレの供給」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

【資料8. 2】『防災用便槽整備箇所』参照

| 活動項目 | 主な担当 |
|-----------|------|
| 1 避難所への設置 | 避難所班 |
| 2 公園等への設置 | 下水道班 |

1 避難所への設置

避難所班は、避難所である小学校等のトイレが利用できない場合には、避難者が利用できるよう、防災協力員、町内会、自主防災組織等と連携して、各備蓄倉庫に備蓄している簡易トイレ及び防災用便槽をを設置する。

【資料7. 1】『防災備蓄品一覧』参照

【資料8. 1】『指定避難所及び指定緊急避難場所』参照

2 公園等への設置

下水道班は、地域住民の利用に供するため、公共施設や公園に仮設トイレを設置するよう、民間事業者に依頼する。

あわせて、公園に整備されているマンホールトイレ用に、消防団、町内会、自主防災組織等と連携して、便器、幌（ほろ）等を設置する。

【資料8. 3】『市内公園災害用仮設トイレ整備箇所』参照

第16節 帰宅困難者（抑制）支援

大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、多くの帰宅困難者が発生すると想定される。膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界がある。特に、発災後一定時間は、行政機関は救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応が期待できなくなる。

このため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけでなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

また、地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

このため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、あわせて家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心して留まるための対策を実施するとともに、滞り場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞り場所の運営に努めるものとする。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

なお、本市における東京湾北部地震の想定帰宅困難者数は、3,746人（県外在住者を含む埼玉県内滞り者）と想定されている。

市の「帰宅困難者（抑制）支援」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|------------------|-------------------|
| 1 広報活動の実施 | 交通衛生班、関係事業者 |
| 2 一時滞り施設の開設・運営 | 交通衛生班、朝霞警察署、事業者 |
| 3 企業等における帰宅困難者対策 | 関係事業者 |
| 4 学校における帰宅困難者対策 | 学校教育班 |
| 5 帰宅支援 | 交通衛生班、朝霞警察署、関係事業者 |

1 広報活動の実施

(1) 帰宅困難者への情報提供

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するとともに、「自らの安全は自ら守る」ことを基本に、適切な判断・行動を可能にするための交通情報・被害情報等の提供を行う。

ア 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者に対して交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安否確認のための手段を確保する。

■帰宅困難者等に提供すべき情報の種類

| 区分 項目 | | 情報による行動 | | |
|----------|-------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| | | ① むやみに移動を開始しないように促すために必要な情報 | ② 帰宅困難者等の安全確保・危機回避のための情報 | ③ 帰宅困難者等の安全な帰宅のための情報 |
| 周知 | むやみに移動を開始しないことの周知 | ○ | | |
| | 身の回りの危険からの安全確保と被害状況に応じた避難の必要性等の注意喚起 | | ○ | |
| | 安否確認手段やその利用方法についての情報 | ○ | | |
| 地震情報 | 震度情報・余震に関する情報 | ○ | ○ | ○ |
| 安否情報 | 家族や知人の安否情報 | ○ | | |
| 被害情報 | 自分が住む地域の被害（市区町村単位の被害） | ○ | | ○ |
| | 自分が居る地域の被害（市区町村単位の被害） | | ○ | |
| | 自分の居場所周辺の被害（より身近な被害） | | ○ | |
| | 道路・通信・ライフラインの被害・復旧見込 | ○ | ○ | ○ |
| | 公共交通機関の運行状況・復旧見込 | ○ | ○ | ○ |
| 指示 | 会社・学校、施設における対応方針、指示 | ○ | | |
| | 避難の指示 | | ○ | ○ |
| 帰宅情報 | 一時滞在施設の開設・運営情報 | | ○ | ○ |
| | 帰宅途上の道路の通行止め、沿道の被害、混雑状況 | | ○ | ○ |
| | 災害時帰宅支援ステーション等の開設・運営情報 | | ○ | ○ |
| | 駅周辺の混雑状況 | | ○ | ○ |
| | 帰宅困難者の搬送体制 | | ○ | ○ |

出典)「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン (H27.3)」内閣府 (防災担当)

イ 市の情報提供

市は、徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布を行うとともに、市ホームページ、緊急速報メール、市公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による情報提供を行う。

ウ 鉄道事業者（東武鉄道株式会社）の広報

鉄道事業者は、鉄道の運行状況及び復旧状況、市内の一時滞在施設、代替輸送手段等の情報について、帰宅困難者に広報する。

エ バス事業者（東武バスウエスト株式会社、国際興業株式会社）の広報

バス事業者は、バスの運行状況及び復旧状況、市内の一時滞在施設について、帰宅困難者に広報する。

(2) 災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板 web171 を利用した安否等の確認

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板 web171 を利用した安否等の確認方法について、帰宅困難者に助言指導するとともに、特設公衆電話等を設置する。

(3) 帰宅困難者への情報提供

ラジオ、テレビ等の放送報道機関は、県内の被害状況や安否情報、交通機関の被害復旧、運行情報等について情報を提供する。

2 一時滞在施設の開設・運営

(1) 一時滞在施設の開設

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。

一時滞在施設を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。なお、一時滞在施設の受入れ能力には限りがあるため、要配慮者の受入れを優先することとし、一時滞在施設の運営については、避難所の運営を準用する。

■一時滞在施設の運営の流れ

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 建物の被害状況の把握や施設の安全性の確認② 施設内の受入れスペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定③ 施設利用案内等の掲示④ 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保⑤ 市等へ一時滞在施設の開設報告 |
|--|

※一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めるとを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

(2) 一時滞在施設への誘導

ア 乗客の避難誘導

東武鉄道は、途中停車の列車の乗客を含め、乗客を線路内及び鉄道敷地から安全な場所へ社員をもって避難誘導する。

イ 駅周辺の滞留者の誘導

市は、駅・駅周辺に発生した滞留者を一時的に避難させるための一時滞在施設へ誘導する。その場合、安全に誘導するため、朝霞警察署の協力を得る。

(3) 一時滞在施設の運営

市は、民間事業者と連携して、一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に飲料水・食料等を提供する。

また、市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報などを受入れた帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、「自助」「共助」の観点から、状況により受入れた帰宅困難者の協力による運営を心がける。

3 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、自社従業員を一定期間止めるために、家族との安否確認に努める。また、施設内に備蓄しておいた飲料水及び食料等で社内宿泊に努める。

4 学校における帰宅困難者対策

学校は、保護者が帰宅困難者となって、児童・生徒の引き取りが困難な場合を想定した災害時のマニュアルに従って実施する。

5 帰宅支援

(1) 帰宅活動への支援

県は、近隣都県や関係事業者と連携・協力し、避難行動要支援者を中心とした代替輸送を実施するとしている。市が代替輸送の発着所となる際には、帰宅困難者の円滑な乗降について体制を整備し担当することとされている。

また、市は発着所に救護所等を設置し県及び県医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。徒歩帰宅者を支援するため、災害時帰宅ステーションは、協定に基づく支援を実施する。

また、沿道の市民や企業等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するよう努める。

■帰宅活動への支援の概要

| 実施機関 | 項目 | 対策内容 |
|-----------|----------------------|--|
| 県、市、県バス協会 | 帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請 | ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請 |
| | 代替輸送の提供 | バス輸送の実施 |
| 鉄道事業者 | トイレ等の提供 | トイレ等の提供 |

■帰宅困難者等の対策に関する施設等の概要

| 区分 | 一時滞在施設 | 災害時帰宅支援ステーション | 避難所 |
|--------------------|---|---------------------------------|----------------------------------|
| 設置時期 ^{※1} | 発災から 72 時間（原則 3 日間）程度まで | 発災後、協定を結んだ地方公共団体から要請を受けた時 | 発災から 2 週間程度まで（復旧・復興の状況によってはそれ以上） |
| 目的 | 帰宅困難者等の受入 | 徒歩帰宅者の支援 | 地域の避難住民の受入 |
| 支援事項 | 食料、水、毛布又はブランケット ^{※2} 、トイレ、休憩場所、情報等 | 水道水、トイレ、帰宅支援情報等 | 食料、水、毛布、トイレ、休憩場所、情報等 |
| 対象施設 ^{※3} | 集会場、庁舎やオフィスビル、ホテル、学校等 | コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等 | 学校、公民館等の公共施設、指定された民間施設 |

※1 設置時期はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要である。

※2 ブランケット：アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート

※3 対象施設はあくまで例示であり、すべての施設で上記の支援が行われるわけではないことに留意が必要である。

【参考資料】「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン
(平成 27 年 3 月)」内閣府

(2) 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難所は、地元の避難者で満員になることが想定されるため、地域の避難所とは別に徒歩帰宅者のための一時滞在施設の確保に努める。

第17節 遺体の取扱い

大規模地震の発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想され、これらの捜索、処理、埋葬・火葬等を適切に実施する。

市の「遺体の取扱い」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|--------------------|----------------------|
| 1 遺体の捜索 | 交通衛生班、朝霞警察署 |
| 2 行方不明者に関する相談窓口の設置 | 交通衛生班 |
| 3 遺体の処理 | 医療班、交通衛生班、地区本部、朝霞警察署 |
| 4 遺体の埋葬・火葬 | 交通衛生班 |

1 遺体の捜索

(1) 方法

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、警察、自衛隊等が連携して実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の費用及び事務

災害救助法が適用され、遺体の捜索を実施した場合、交通衛生班は、次の帳簿類を整え本部事務局に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について(平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号)」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 遺体の捜索状況記録簿
- 遺体捜索用関係状況記録簿

2 行方不明者に関する相談窓口の設置

調査財政班は、捜索箇所が多数存在する場合、また、活動が長期間に及ぶ場合は、警察署と連携を図りながら行方不明者に関する相談窓口を設け、問い合わせ等に対応する。

3 遺体の処理

(1) 方法

災害の際、死亡した者について、警察官による検視後、身元不明の者等について、交通衛生班及び医療班は、医療救護班等(県の医療救護班も含む)の協力を得て、以下により遺体の処理を行う。

■遺体の処理概要

| 項目 | 内容 |
|-------------------|---|
| 遺体収容所 (安置所)の開設 | 市は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数指定しておくものとする。また、前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。 遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。 |
| 遺体の輸送 | 警察官による検視及び医療救護班（医師）等による検案を終えた遺体は、市が県に報告のうえ、警察機関、消防団等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。 |
| 遺体の検視、 死体調査等 | 警察官は、検視又は死体調査を行う。 医療救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。 |
| 遺体の検案 | 医療救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。 |
| 遺体の収容 | 市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。 |
| 一時保管 | 市は、検視、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。 |

4 遺体の埋葬・火葬

(1) 埋葬・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋葬・火葬は次の基準により市が実施する。

■遺体の埋葬・火葬

| 項目 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 埋葬・火葬の場所 | 埋葬・火葬は原則として市内で実施する。 |
| 他の市町村に漂着した 遺体 | 遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、市は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は災害救助法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、災害救助法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、市は知事の行う救助を補助する立場において埋葬・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。 |
| 被災地から漂着してき たと推定できる遺体 | 遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。 |
| 葬祭関係資材の支給 | 棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。 |

(2) 遺体の埋葬・火葬の実施

遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

焼骨は、遺留品とともに公共施設等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

(3) 埋葬・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋葬・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとする。

火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋葬・火葬が行えないと認める場合、市は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については市が負担するものとする。

第18節 環境衛生

第1 がれき処理等廃棄物対策

被災地におけるし尿、生活ごみ、がれき、解体ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

市の「廃棄物対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施することとし、詳細は「志木市災害廃棄物処理計画」（令和3年3月）に基づき、実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|-----------------------|------------|
| 1 処理体制の確保 | 交通衛生班、下水道班 |
| 2 がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理 | 交通衛生班 |
| 3 し尿の処理 | 交通衛生班、下水道班 |
| 4 生活ごみの処理 | 交通衛生班 |
| 5 損壊家屋の解体 | 交通衛生班 |
| 6 環境汚染が懸念される廃棄物の処理 | 交通衛生班 |

1 処理体制の確保

交通衛生班は、職員の安否確認・参集状況等を確認のうえ、災害廃棄物処理に係る担当職員を配置し、指揮命令系統を確立し、下水道班、志木地区衛生組合（富士見環境センター・新座環境センター）、朝霞地区一部事務組合（し尿処理場）と連携して、処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行う。

なお、処理施設が使用できないなど、処理体制が確保できないときは、県及び近隣市町村等に協力を要請する。

2 がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理

交通衛生班は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。

また、市の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

応急対応時においても、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

3 し尿の処理

交通衛生班は、被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行う。なお、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行う。

また、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイ

レの撤去を速やかに進め、避難所等の衛生向上を図る。

4 生活ごみの処理

交通衛生班は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。

遅くとも数日後には収集を開始し、生活ごみの早期の処理に努める。

5 損壊家屋の解体

交通衛生班は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

6 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

交通衛生班は、石綿等の有害物質を含む廃棄物や有害物資取扱い事業所から排出される廃棄物について、適正な処理に努める。

第2 防疫及び保健衛生

震災時には水道の断水、家屋の被害による感染症の発生を予防するとともに、生活環境の悪化の防止を図る必要がある。そのため、家屋内外の消毒を実施し、感染症患者を早期に発見するための各種検査、予防措置等について定めておく。

また、食中毒や感染症予防等の対応についても必要に応じて行う。

市の「防疫及び保健衛生」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|--------|-------|
| 1 防疫活動 | 交通衛生班 |
| 2 保健活動 | 医療班 |
| 3 動物愛護 | 交通衛生班 |

1 防疫活動

(1) 防疫活動組織

市は、発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように交通衛生班の防疫活動組織を明確にし、所要人員の動員計画を作成する。

また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られる協力体制を整備する。

(2) 防疫活動内容

市は、防疫活動として次の対応を行う。

- 患者発生情報の収集と県への報告
- 県の指示を受け、被災地区の家屋及び避難所等の消毒の実施
- 県の指示を受け、害虫駆除の実施
- 患者の収容に係る県との連絡調整

(3) 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、防疫用資機材の備蓄及び調達について次の対応を行う。

- 災害時における防疫業務実施基準に基づいた必要量の確保
- 防疫及び衛生器材等の品質の安全確保
- 災害対策緊急用医療資機材の整備・充実
- 関係機関との連携による防疫資機材の調達

2 保健活動

(1) 衛生

ア 被災者に対する衛生指導

医療班は、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

医療班は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

(2) 保健

ア 被災者に対する保健相談

医療班は、必要に応じて朝霞地区医師会等の協力により、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

イ 被災者に対する栄養相談

医療班は、必要に応じて、朝霞保健所、埼玉県栄養士会等の協力により、治療上、食事に特別な配慮が必要な被災住民に対し、栄養相談を行う。

3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。

そのため、交通衛生班は県の協力を得て、動物愛護の観点から、獣医師会、動物関係団体、ボランティアなどと協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。

(1) 動物救援本部の設置

県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。

市は、動物救援本部と連携して被災動物の保護に努める。

動物救援本部は、次の事項を実施する。

- 動物保護施設の設置
- 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- 飼養困難動物の一時保管
- 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- 動物に関する相談の実施等

(2) 被災地域における動物の保護

交通衛生班は、県、獣医師会及び動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

交通衛生班は、避難所運営委員会を通じて、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所ではさまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むことを考え、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

(4) 情報の交換

交通衛生班は、動物関係団体と連携して、次の事項について県と情報交換を行う。

- 避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- 他都県市町村への連絡調整及び応援要請

第19節 公共施設等の応急対策

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、市及び事業者、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

市の「公共施設等の応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|------------------|----------------------|
| 1 施設管理者への応急対策の指導 | 本部事務局、関係各班 |
| 2 公共施設の応急対策 | 施設管理者、有資格者等 |
| 3 ライフライン施設の応急対策 | 本部事務局、水道班、下水道班、関係事業者 |
| 4 交通施設の応急対策 | 施設復旧班、関係事業者 |
| 5 その他公共施設等の応急対策 | 総務班、関係各班 |

1 施設管理者への応急対策の指導

市は、公共施設等が被災し使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を指導する。

- 避難対策については、綿密な計画を樹立して万全を期する。
- 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- 被害状況を県担当部局に報告する。

2 公共施設の応急対策

(1) 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

市は、市の公共施設について主として外観目視等による危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後での使用可能性について判断する。

(2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

市は施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査の実施に努める。

(3) 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

3 ライフライン施設の応急対策

市は、ライフライン事業者に対し、被災箇所及び被災地区に関する被害情報の提供や復旧活動状況及び進捗状況に関する応急活動報告を求める。

それぞれのライフライン事業者は、供給再開に当たって病院及び避難所への優先供給に努める。

【資料3. 1】『災害時連絡窓口と電話番号（6）指定公共機関・指定地方公共機関等』参照

(1) 電気施設応急対策（東京電力パワーグリッド株式会社）

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

ア 応急対策人員

応急対策（工事）に従事する人員の数を把握しておく。この数は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記に従う。

- 災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- 社外者（請負会社等）及び他支社（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

イ 災害時における広報宣伝

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。

- 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド株式会社に連絡すること。
- 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進すること。
- 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- その他、事故防止のため留意すべき事項

震災時に市民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

これら広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS 及びインターネット等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

ウ 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性をふまえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動が必要なため、警察消防機関等から送電停止の要請があった場合等には、適切な予防措置を講ずる。

(2) ガス施設応急対策

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

ア LPガス及び燃焼器具等の供給対策（一般社団法人埼玉県LPガス協会）

避難所等における被災者の生活を援助するため、次に示す内容でLPガス及び燃焼器具等を供給する。

- ▶ 必要に応じ、県災害対策本部に対しその支部を通じてLPガス及び燃焼器具等の調達を要請する。
- ▶ 市からの要請を受け県災害対策本部は、LPガスに係る業界団体を通じ、必要なLPガス及び燃焼器具等を供給可能な事業所を県内のLPガス充てん所及びLPガス販売店から選定し、支部を通じて要請を行った市へ必要な事項を伝達する。
- ▶ 上記の連絡を受けた市は、当該LPガス充てん所等と連絡し、必要なLPガス及び燃焼器具等を調達する。

イ 大東ガス株式会社等のガス事業者

ガス事業者は、大地震発生後は直ちに二次災害防止のための措置をとる。

なお、地震発生時に災害対策本部を設置し、情報収集、指令及び緊急措置を実施する。

（3）上水道施設応急対策

上水道施設の応急対策は、次のとおり実施する。

ア 被害の拡大防止

市は、災害発生後、速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

イ 応急復旧

市は、復旧に当たって計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等や水道関連事業者等から資機材を調達し、応急復旧活動を迅速に行う。応急復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に復旧を進める。

また、基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について、引き続き優先的に復旧を行う。

（4）下水道施設応急対策

下水道施設の応急対策は、次のとおり実施する。

- ▶ 下水道施設（ポンプ場、管渠）の緊急点検を実施し、被害状況を把握する。緊急点検において、路面の陥没等の二次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため必要な措置をあわせて実施する。
- ▶ 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。
- ▶ 工事施工中の箇所においては、請負人にして、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行う。
- ▶ 非常災害時に備えて応急資機材を備蓄する。
- ▶ 下水道施設の応急復旧等のため、維持管理委託業者、設備保守業者、資機材の確保に努める。

(5) 電気通信設備の災害対策（東日本電信電話株式会社）

震災時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における緊急通信確保のため、応急復旧対策を迅速に進める。また、被災設備の速やかな復旧に向け、必要な復旧体制の整備と復旧作業を迅速、円滑に行うため、復旧対策の充実強化を図り電気通信サービスの確保を図る。

電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。

■電気通信設備の応急措置

| 事項 | 内容 |
|--------------|---|
| 重要通信の確保 | 行政や災害救助活動を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の整備等そ通確保の処置を講ずる。 |
| 特設公衆電話の設置 | 災害救助法が適用された場合等には、避難所等に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 |
| 災害用伝言ダイヤルの提供 | 地震等の災害発生には、通信の輻輳（ふくそう）を防ぐため、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル及び災害伝言板を速やかに提供する。 |
| 通信の利用制限 | 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。 |

(6) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催する。

4 交通施設の応急対策

(1) 鉄道施設の応急対策（東武鉄道株式会社）

計画の目的を達成するため、関東大震災程度被害を想定し、輸送施設の整備を図るとともに教育訓練の充実等により震災に対処するものとする。

ア 初動措置計画

災害発生時における被害を最小限にとどめるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平素から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。

イ 列車の脱線転覆時等の救出・救護計画

列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧や救急活動については、運転取扱心得及び鉄道運転事故応急処理手続きにより処理をする。

ウ 災害時の通信、情報連絡体制

災害発生の場合、迅速、適切な処置を行うためには、正確、迅速な連絡体制が必要であり、社内通信網を活用し、社内及び関係他機関とも密接な情報連絡を行い、情報の収集に努めるとともに、復旧の迅速、適切化に努める。

エ 旅客に対する避難誘導計画

駅における避難誘導は、旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動で、適切な旅客誘導を図る。

【資料3. 1】『災害時連絡窓口と電話番号（6）指定公共機関・指定地方公共機関等』参照

(2) 道路施設の応急対策

市は、市域内の道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか県の措置に準じて措置する。

5 その他公共施設等の応急対策

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設管理者は、施設利用者等をあらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。また、施設ごとに再開計画を策定し早急に再開する。

(2) 畜産施設等

市は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

(3) 医療救護活動施設

施設の責任者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

また、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

(4) 社会福祉施設

施設の責任者は、次に示す応急活動を実施する。

- 被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- 職員の状況、施設の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第20節 応急住宅対策

災害によって住家が被害を受けた者に対し、その被害程度に応じて仮設住宅や一時入居施設の提供あるいは応急修理を実施する。

市の「応急住宅対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|----------------------|-------------|
| 1 建物の被害調査及び応急危険度判定調査 | 施設復旧班、調査財政班 |
| 2 被災住宅の応急修理 | 施設復旧班 |
| 3 応急仮設住宅の供給 | 施設復旧班、関係各班 |
| 4 災害救助法が適用された場合の費用等 | 施設復旧班 |
| 5 住宅関係障害物除去 | 施設復旧班、関係各班 |

1 建物の被害調査及び応急危険度判定調査

市は被災建物の倒壊等の状況を調査し、必要な対策を講ずるとともに二次災害を防止するため、応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定（以下、「応急危険度判定」という）を実施する。

（1）建物の被害調査

調査財政班は、建物被害状況を迅速に把握するために、住宅の被害調査を実施する。

また、応急危険度判定実施の判断のための調査は、調査班の報告を基に施設復旧班で実施する。

（2）応急危険度判定調査

ア 応急危険度判定の体制の整備

被害状況の分析をもとに、応急危険度判定の実施の有無を決定し、必要となる体制を整備する。

イ 応急危険度判定の実施

応急危険度判定の具体的な措置は別に定める。

ウ 判定の結果

応急危険度判定調査は、次の3段階により判定する。特に必要な注意を付して建物玄関付近等に掲示するとともに、周辺の者への注意喚起とする。

| 判定 | 内容 |
|-----|---------------------------|
| 危険 | この建築物に立ち入ることは危険です。 |
| 要注意 | この建築物に立ち入る場合は、十分注意してください。 |
| 調査済 | この建築物の被害程度は少ない。 |

2 被災住宅の応急修理

自らの資力では住家を確保できない者で、生活保護法の被保護者並びに要配慮者、特定の資産のない高齢者、障がい者等、左記に準ずる者を対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の応急修理を行う。

(1) 応急修理の実施

ア 実施責任者

被害家屋の被害状況、被災度区分判定結果等により修理戸数を決定し、応急修理の実施は、市が行う。

イ 実施基準

応急修理の実施基準は、次のとおり。

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 修理対象者 | 災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者 |
| 修理の範囲 | 居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度 |

(2) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行, 平成29年一部改正, 埼玉県告示第594号）」の範囲内において県に請求する。

(3) 建設業者及び労務

住宅の応急処理は、市内の建設業者との請負契約により実施する。

【資料3. 2】『志木市建設業防災協力会会員』参照

3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を供給する。

(1) 応急仮設住宅の設置

ア 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、「■予定地の選定基準」(P72)を参考に建設地を定める。

イ 応急仮設住宅の用地選定

市は、応急仮設住宅適地の基準に従い、市公有地及び建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。

私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講ずる。

ウ 短期計画

市は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能戸数を把握する。

(2) 応急仮設住宅の供給

ア 公的住宅等の利用

市は、市有の宿泊施設等を一時的に供給する。

(7) 公営住宅の確保

市は、市営住宅等の空き家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空き家の提供を依頼し、被災者に提供する。

(イ) 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。
ただし、使用申込は一世帯一箇所とする。

- 住居が全焼（壊）又は流出した被災者
- 居住する住宅がない被災者
- 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

(ウ) 入居者の選定

入居者の選定については、県が定める基準をもとに、その他の生活条件等を考慮して県より依頼された各管理主体が行うものとする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

市は、全焼、全壊、流出世帯数を基に算定し、設置戸数を県に要請する。

(7) 建設型仮設住宅の建設

市は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

応急仮設住宅の維持管理は、市が県より受託し、公営住宅に準じ維持管理する。

(イ) 賃貸型応急住宅

関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として提供する。

(ウ) 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査のうえ、以下の基準に該当する者から入居者を選定する。

- 住居が全焼（壊）又は流出した被災者
- 居住する住宅がない被災者
- 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定する。

※ 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

なお、選定に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者及びペットの飼育状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

また、市は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

(イ) 入居期間

入居期間は、原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

(オ) 要配慮者への配慮

市は、県と協力し、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者の状況を配慮する。

また、入居者の選定に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(3) 応急仮設住宅の事前計画

ア 用地選定

市は、応急仮設住宅適地の基準に従い、市公有地及び防災協力農地や建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。

私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講ずる。

イ 設置及び供給計画

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

- 着工時期
- 入居基準
- 応急仮設住宅の管理
- 要配慮者に対する配慮

【様式 11】『応急仮設住宅設置関連様式』参照

4 災害救助法が適用された場合の費用等

県が直接設置することが困難な場合でその設置等を市に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成 13 年施行, 平成 29 年一部改正, 埼玉県告示第 594 号）」の範囲内において県に請求する。

【資料 9. 1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

5 住宅関係障害物除去

(1) 除去作業の実施

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 対象者の選定基準

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

イ 期間

除去の期間は、原則災害発生の日から 10 日以内とする。

第21節 文教対策

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命並びに身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講ずる。

市の「文教対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|---------------------|-------------|
| 1 災害発生時の学校内防災対策 | 学校教育班 |
| 2 応急教育の方法等 | 教育総務班、学校教育班 |
| 3 教材・学用品等の調達及び配給の方法 | 学校教育班 |
| 4 文化財の応急措置 | 教育協力班 |

1 災害発生時の学校内防災対策

震度5弱以上の地震が発生した場合（市は警戒体制を施行）、次の対策を実施する。

(1) 在校時間中に災害が発生した場合

ア 教職員の行動

学校長の指示及びあらかじめ定めた学校の防災計画に従い、児童・生徒の保護、被害状況の把握等施設内の防災対策に従事する。

その後の行動については、学校長の指示によるが原則として本部又は地区本部の活動に協力する。

イ 被害状況の把握

学校長は、児童・生徒の安否確認及び施設の被害状況を把握のうえ、教育総務班に連絡する。

ウ 防災対策の実施

在校時間中に震度5弱以上の地震が発生したとき（市は警戒体制を施行）は、以下の方針により防災対策の実施に努める。

- 状況に応じ、適切な避難の指示を与える。
- 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告しなければならない。
- 状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置をとる。
- 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
- 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、生徒等に周知徹底を図る。
- 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。
- 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

(2) 在校時間外に地震（震度5弱以上）が発生した場合

ア 教職員の行動

あらかじめ定めた学校の防災計画に従い、登校し被害状況の把握等の防災対策に従事する。その後、指示があった場合、本部又は地区本部の活動に協力する。

イ 被害状況の把握

在校時間外に地震が発生した場合は、学校長及び指定された職員が施設の被害状況を把握し、教育総務班に連絡する。

ウ 臨時休業措置

施設の安全確保等を図るため、当面臨時休業日とする。再開する場合は、市防災行政無線（固定系）を用いて保護者に通知する。

2 応急教育の方法等

(1) 文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。校舎の全部又は大部分が被害を受け、教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立てる。

(2) 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は、当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等を使用して応急教育を実施する。

(3) 応急教育の方法等

市教育委員会は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。学校長は応急教育について以下の準備を行うものとする。

ア 応急教育の準備

- 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。
- 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。
- 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。
- 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。
- 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡のうえ、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

イ 被災等により学校以外の場所において教育を実施する場合

当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことが予想されるため、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

ウ 臨時休業の措置を執る場合

被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるため、授業のできなかつた時間については、補習授業等を行う。

(4) 給食等の措置

ア 学校給食施設・設備が被災した場合

学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行い給食実施に努める。

イ 避難所として使用される場合

学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用・炊き出し用にも供されることが予想されるため、学校給食及び炊き出しは、調整し実施に努める。

ウ 衛生管理

衛生管理には、給食に起因する感染症に十分注意し、食中毒の予防に努める。

エ 教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるため、学校以外の学校教職員の臨時配置等により教育実施者の確保に努める。

3 教材・学用品等の調達及び配給の方法

児童・生徒に対する学用品の給与は、災害救助法の適用基準に準じて行うものとする。

(1) 学用品給与の実施機関

学用品の調達、配分等は、市が行う。市において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市に供給する。

(2) 学用品給与の基準

ア 学用品給与の対象

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時性及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時性及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

イ 学用品給与の実施

学用品の給与は、被害の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 教科書（教材を含む。）➤ 文房具➤ 通学用品 |
|--|

（3）給付の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む。）については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

（4）災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（平成13年施行,平成29年一部改正,埼玉県告示第594号）」の範囲内において、県に請求する。

【資料9. 1】『災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準』参照

（5）授業料の減免、奨学金貸与の措置

被災により、授業料等の減免が必要と認められる者については、県の関係条例及び規則の定めるところにより授業料等減免の措置を講ずるものとする。

被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講ずるものとする。

4 文化財の応急措置

指定建造物が被災した場合には、市は所有者及び管理者等から被害状況の報告を受けて以下の応急措置を施す。

（1）応急修理の実施

被害の拡大を防ぐため、市教育委員会と連絡をとりあって応急修理に努める。

（2）覆屋の設置

被害が大きいときは、損壊を防ぎ覆屋などの設置に努める。

（3）防護柵の設置

被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管する措置に努める。

第22節 要配慮者への支援

要配慮者が災害に対処することは、多くの困難が伴うため、市、関係防災機関及び地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

市の「要配慮者への支援」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|-------------------|---------------------------|
| 1 避難行動要支援者等の避難支援 | 避難所班、施設管理者 |
| 2 社会福祉施設入所者等の安全確保 | 施設管理者、避難所班 |
| 3 避難生活における要配慮者支援 | 調査財政班、避難所班、広報班、地区本部、施設管理者 |
| 4 外国人の安全確保 | 交通衛生班、地区本部 |

1 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難指示等の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮すること。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

ア 情報提供者の避難支援

避難支援等関係者は、平時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

イ 不同意の者の避難支援

避難行動要支援者名簿の平時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

ウ 名簿情報の適正管理及び避難生活後の活用

市は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者の安否確認及び救助活動

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居室に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

なお、市は、救助活動の実施及び受入れ先への移送について、次のとおり対応する。

- 市民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児等は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

市は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

2 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 被災状況の把握

避難所班は、発災後速やかに社会福祉施設の被災状況、入所者の安全確保の状況について施設長等を通して把握し、必要に応じて自ら調査する。

(2) 入所者の保護

社会福祉施設は、あらかじめ定めた各施設の防災計画に従い、入所者の保護に努める。

なお、支援が必要な場合は、(3)により支援要請を行う。

(3) 社会福祉施設への支援

被災した社会福祉施設への支援は、以下のように実施する。

■被災した社会福祉施設への支援

- ① 社会福祉施設は、他からの支援（人、水、食料、物資など）が必要な場合、市（避難所班）にその旨を要請する。
- ② 避難所班は、①の要請を受けたとき、非被災社会福祉施設、自主防災組織、自警消防隊及びボランティアに支援を要請する。
- ③ 市の要請を受けた非被災社会福祉施設は、支援を求めている社会福祉施設の支援に努める。
- ④ 地区内に社会福祉施設が所在する自主防災組織は、社会福祉施設の状況に留意し、避難等人手が必要な場合は支援（※）に努める。

■ (※) 支援の内容 (例)

- ▶ 必要な物品 (ベッド、車椅子等)、車両の貸し出し
- ▶ 水、食料の支援
- ▶ 水、物資の運搬等単純労務の提供
- ▶ 介護等技能者の支援
- ▶ 入所者の一時受入れ

3 避難生活における要配慮者支援

(1) 生活支援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの飲料水、食料、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

ア 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

イ 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

ウ 巡回サービスの実施

市は、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスに努める。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

エ 福祉避難所の活用

市は、協定の締結により福祉避難所として利用可能な社会福祉施設等を活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

あわせて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

オ 災害派遣福祉チーム (DWA T) の派遣要請

市は、必要に応じて、県に対して、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チーム (DWA T) の派遣要請を行い、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行う。

(3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

市は、要配慮者の安全を図るため、町内会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、自警消防隊及びボランティア等と協力し、要配慮者の所在、状態、緊急連絡先等の把握に努め、要配慮者に対する優先的な支援を実施する。

ア 情報提供

市は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供

等を行うほか、ファクシミリ等により情報を随時提供していく。

イ 地域との連携

市は、要配慮者の避難、救助においては、地域の連携が非常に重要となるため、病院、社会福祉施設、訪問介護事業所、自主防災組織、自警消防隊、町内会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、近隣住民、災害ボランティア団体等と連携を図り、避難所支援体制の強化に努める。

ウ 相談窓口の開設

市は、避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、交通衛生班、地区本部員及び避難所班の福祉関係者等を配置し、総合的な相談に努める。

エ 巡回サービスの実施

市は、民生委員・児童委員、訪問介護員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスに努める。

オ 物資の提供

在宅の要配慮者へ、生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

(4) 応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、入居者の選定に際して、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

4 外国人の安全確保

(1) 避難誘導等の実施

ア 安否確認の実施

市は、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認を行うとともに、調査結果を県に報告する。

イ 避難誘導の実施

市は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(2) 情報提供及び相談窓口開設

ア 情報提供

市は、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

イ 相談窓口の開設

市は、避難所等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員やボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

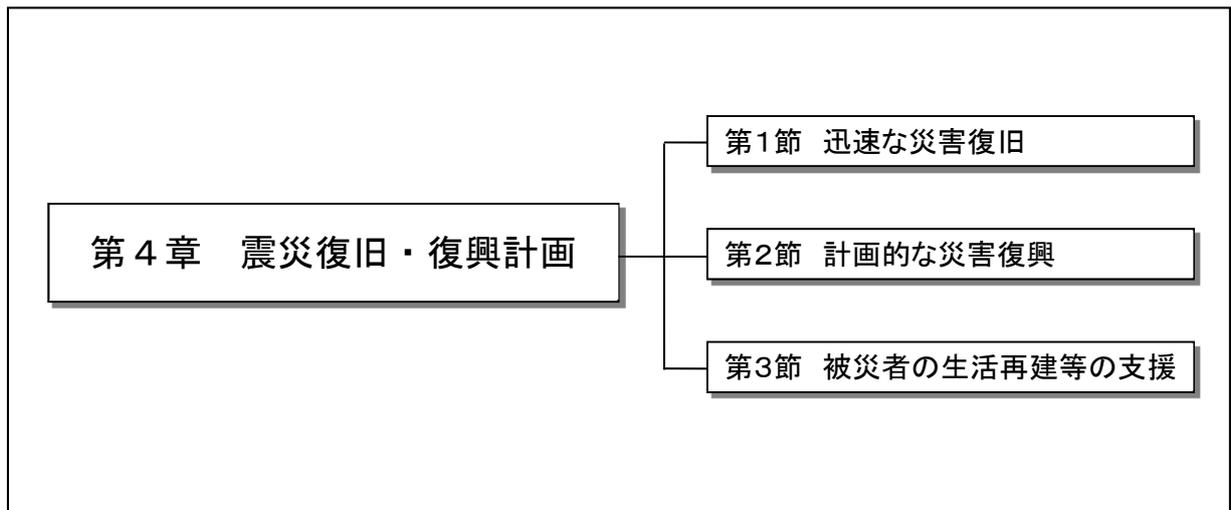
ウ 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどへの協力を呼びかけ、人材を確保する。

第4章 震災復旧・復興計画

市は、被災した市民の一刻も早い生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の生活手段の確保、義援金品の配布、中小企業等への融資などについて適切な対策を行うとともに、災害からの教訓を踏まえ、国・県と連携してより災害に強いまちづくりにつなげる復旧及び復興計画を策定する。

■震災復旧・復興計画の構成



第1節 迅速な災害復旧

地震災害の応急復旧が一定の成果に到達する等、進捗状況に応じて災害対策本部から復旧復興本部への組織改正を検討し、必要な事業を迅速に推進する。

市の「迅速な災害復旧」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|--------------------------|------------|
| 1 復旧計画の基本方針 | 関係各班 |
| 2 災害復旧事業計画の作成 | 関係各班 |
| 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 | 調査財政班、関係各班 |
| 4 激甚災害の指定 | 本部事務局、関係各班 |
| 5 災害復旧事業の実施 | 関係各班 |

1 復旧計画の基本方針

復旧事業計画は、単に被災した施設を原形復旧するだけでなく、防災上危険な地域については、再び同様の災害が発生することを防止するために、被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係機関と十分連絡調整を図りながら、将来に向けて、さらに災害に強いまちづくりを目指した計画とする。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障がい者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。

その際、次の点に留意して速やかな復旧・復興に努める。

- 市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 現状復興にとどまらず、環境に配慮するとともに、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 災害復興のまちの姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援を細かく、十分行うこと

2 災害復旧事業計画の作成

(1) 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(2) 災害復旧事業計画の種類

災害復旧事業の種類は、次に示すとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画

- ④ 上水道災害復旧事業計画
- ⑤ 下水道災害復旧事業計画
- ⑥ 住宅災害復旧事業計画
- ⑦ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑧ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑨ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑪ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑫ その他の計画・公共土木施設災害復旧事業計画

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は埼玉県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、災害復旧事業として採択される限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧、並びに激甚法に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

(1) 法律に基づく財政援助措置

法律又は予算の範囲内において、国が全額又は一部負担又は補助して行う災害復旧事業の財政援助根拠法令等は、次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律
- ⑩ 水道法

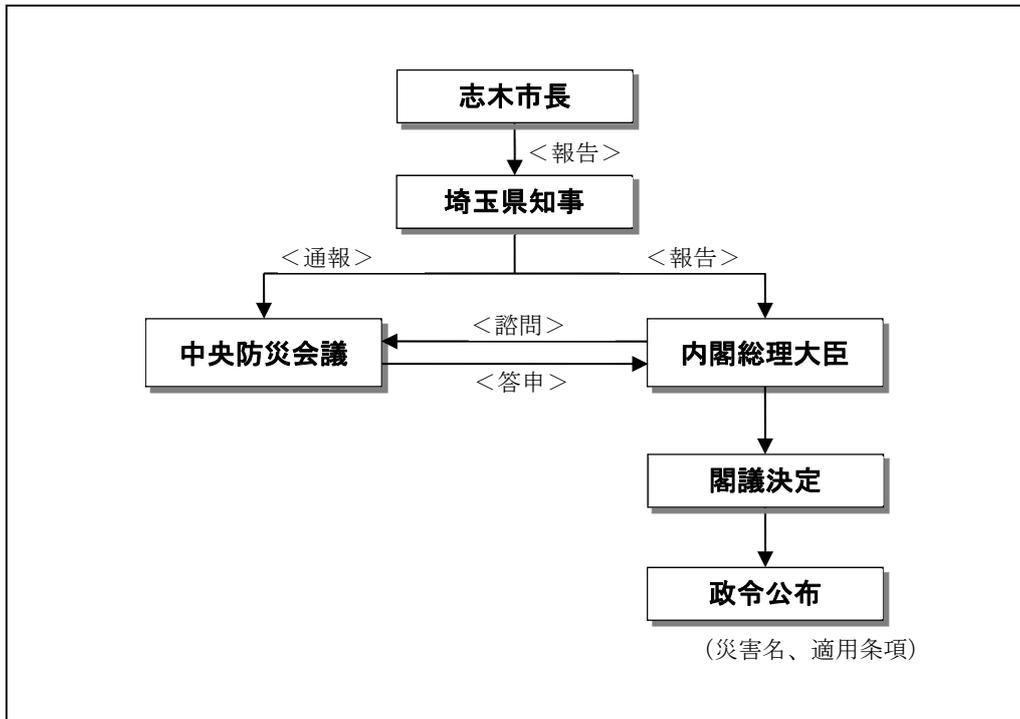
(2) 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚な災害が発生した場合に、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高める目的で、昭和37年に激甚法が制定された。その内容は、激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行われる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する特別の財政援助、激甚災害発生に伴う被災者に対する特別の助成等である。

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう、また、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続きの流れは、下図のとおりである。

■激甚災害指定の流れ



激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は次のとおりである。

■公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、令第2～3条）

| 対象事業 | 内容 |
|--------------|---|
| 公共土木施設災害復旧事業 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業 |
| 公共土木施設災害関連事業 | 災害箇所の原形復旧のみでは、その効果が限定される場合、またこれに接する一連の施設を含めた場合の効用が限定される場合において、災害復旧事業費に同程度の関連費（改良費）を加えて、この災害箇所をあるいは一連の効用を発揮するため、未災箇所等を含めて改良復旧することにより、再度災害を防止する改良事業 |
| 公立学校施設災害復旧事業 | 公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧 |
| 公営住宅災害復旧事業 | 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 |
| 生活保護施設災害復旧事業 | 生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日本赤十字社が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧 |
| 児童福祉施設災害復旧事業 | 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業 |
| 老人福祉施設災害復旧 | 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特 |

| 対象事業 | 内容 |
|---------------------|--|
| 事業 | 別養護老人ホームの災害復旧事業 |
| 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 | 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業 |
| 障害者支援施設等災害復旧事業 | 障害者総合支援法第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）施設の災害復旧事業 |
| 婦人保護施設災害復旧事業 | 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業 |
| 感染症指定医療機関災害復旧事業 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業 |
| 感染症予防事業 | 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による感染症予防事業 |
| 堆積土砂排除事業 | ①区域内の排除事業 激甚災害に伴い、公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で、地方公共団体又はその機関が施行するもの ②区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの、又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業 |
| 湛水排除事業 | 激甚災害の発生に伴い浸入した水で、浸入状態が激甚法で定める程度に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの |

■農林水産業に関する特別の助成

- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

■中小企業に関する特別の助成

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

■その他の財政援助及び助成

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

- 水防資材費の補助の特例
- 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
- 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

4 激甚災害の指定

市域に大規模な被害が生じた場合は激甚法による援助、助成等を受けて、適切な復旧計画を実施する必要がある。

このため、本計画においては、激甚法指定の促進及び手続きについて定める。

(1) 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長等の報告を受けた内閣総理大臣が中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

(2) 激甚災害に関する調査報告

市長（本部長）は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮して、次に示すような災害状況等を報告し、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所又は地域
- 被害の程度（災対法施行規則別表第1に定める事項）
- 被害に対して取られた措置
- その他必要な事項

(3) 激甚災害の指定

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、市長（本部長）は、知事及び担当局長と連絡をとり、指定の促進に努める。

(4) 特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する市長（本部長）は、速やかに関係調書等を作成し、県及び国の関係部局に提出する。

5 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、埼玉県、指定地方行政機関、指

定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置をとる。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努める。

第2節 計画的な災害復興

地域の被災前からある課題について、被災を契機に解決できるよう、都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

市の「計画的な災害復興」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

| 方策 | 主な担当 |
|---------------|------------|
| 1 震災復興対策本部の設置 | 本部事務局、関係各班 |
| 2 震災復興計画の策定 | 本部事務局、関係各班 |
| 3 震災復興事業の実施 | 施設復旧班、関係各班 |

1 震災復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

2 震災復興計画の策定

(1) 震災復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等により構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 震災復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。震災復興計画は、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

3 震災復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

ア 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で区画整理が必要な場合は、県（都市整備部）に対して、建築基準法第84条による建築制限区域の指定をするよう要請する。

イ 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 震災復興事業の実施

市は、震災復興に関する部署を設置し、当該部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。県及び市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第3節 被災者の生活再建等の支援

大規模地震により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、市は、大規模地震災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者の生活再建等の支援を行う。

市の「被災者の生活再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

| 方策 | 主な担当 |
|---------------------|------------------------|
| 1 災害相談窓口の設置 | 交通衛生班、関係各班 |
| 2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行 | 調査財政班、関係各班 |
| 3 被災者の生活確保 | 本部事務局、避難所班、調査財政班、交通衛生班 |
| 4 住宅資金及び生活福祉資金の融資 | 避難所班 |
| 5 被災者生活再建支援制度 | 調査財政班、本部事務局 |
| 6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 | 本部事務局、調査財政班 |
| 7 義援金品の配分 | 出納班、避難所班 |
| 8 被災中小企業等への融資 | 交通衛生班 |
| 9 被災農林漁業関係者への融資 | 交通衛生班 |
| 10 郵便物の特別扱い | 本部事務局 |
| 11 尋ね人の相談に関する計画 | 交通衛生班 |
| 12 被災者の精神的ケアに関する計画 | 医療班 |

1 災害相談窓口の設置

被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるよう、総合相談窓口を早期に開設し、被災以前の状態への早期回復を図る。

(1) 災害相談窓口の設置

大規模な災害が発生したとき、又は本部長の指示があったときは、市役所や各避難場所に、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通情報等に関する問い合わせの相談に応じるための災害相談窓口を開設し、相談、問い合わせ等の受付業務を実施する。

なお、避難場所が多数となる場合は、自動車等での巡回による相談実施とすることも考慮する。

(2) 災害相談窓口の業務

災害相談窓口では、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等柔軟に対応する。

ア 行方不明者等に関する相談

発災直後から警察、消防、医療等関係機関と連携して、被災者の安否に関する情報を収集し、行方不明者等の相談に対応する。

イ 医療、保健、福祉、住宅、法律等、専門分野での相談

医療、保健（精神保健含む）、福祉、住宅、法律等に関する相談や対応を、関連する各課に依頼する。

ウ 各種手続きの総合窓口

見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者・農業者への融資等に関する書類配布・受付等の手続き及び相談を一元的に受け付け、各課へ処理を依頼する。

2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

罹災した世帯が災害復興のための各種施策を受けるための手続きは、被災したことを示す証明書が必要である。罹災証明書の発行に必要な手続きと様式は次のとおりである。

(1) 被災者台帳の作成

市は、被災者台帳を作成し、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。被災者台帳の記載内容は、次のとおり。

■記載内容（災対法第90条の3）

- | |
|-------------------------------|
| ① 氏名 |
| ② 生年月日 |
| ③ 性別 |
| ④ 住所又は居所 |
| ⑤ 住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況 |
| ⑥ 援護の実施の状況 |
| ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 |
| ⑧ その他（内閣府令で定める事項） |

■記載内容（災対法施行規則第8条の5）

- | |
|--|
| ① 電話番号その他の連絡先 |
| ② 世帯の構成 |
| ③ 罹災証明書の交付の状況 |
| ④ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 |
| ⑤ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 |
| ⑥ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 |
| ⑦ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 |

【参考資料】「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成29年3月）内閣府（防災担当）

(2) 罹災証明書の発行

ア 罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第2条第1に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。

■ 罹災証明の対象

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水② 火災による全焼、半焼、水損 |
|---|

イ 発行手続き

罹災証明書の発行事務は、調査財政班において取り扱う。

調査財政班が個別に調査した結果をもとに、罹災台帳を作成する。

罹災証明書は被災者の申請に基づき、罹災台帳で確認することによって発行する。

罹災台帳で確認できないときは、申請者の立証資料をもとに、必要な場合は再調査のうえ判断する。

大規模災害以外の通常の火災による罹災証明は、消防署が行う。

ウ 証明手数料

罹災証明書については、証明手数料を徴収しない。

エ 被害家屋の判断基準（上記に係るもの）

罹災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき行う。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な方法で実施する。

（3）被災者支援事業の標準化

県は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討し、市は、検討結果に配慮する。

3 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が早期に再起更生できるよう、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等の実施により、被災者の生活確保を図る。

（1）職業のあっせん

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、埼玉労働局が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図ることになっている。

市は、被災者のために開設する相談所等において離職者の状況を把握し、埼玉労働局及び県産業労働部に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施を要請する。

（2）災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付については、市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

■災害弔慰金の支給

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 対象災害 | ① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。 |
| 支給対象 | ① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む。） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者 |
| 受給遺族 | 死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。 |
| 支給額 | ① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円 |
| 費用負担 | 国 1/2、県 1/4、市 1/4 |

■災害障害見舞金の支給

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 対象災害 | 災害弔慰金の場合と同様である。 |
| 支給対象者 | 上記の災害によりにより重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者 |
| 支給額 | ① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円 |
| 費用負担 | 災害弔慰金の場合と同様である。 |

■災害援護資金の貸付

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 実施主体 | 市 |
| 対象災害 | 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。 |
| 貸付対象者 | 上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 3人 730万円 ⑤ " 5人以上 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加えた額 |

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| | ⑥ 住居が滅失した場合は世帯員の人数にかかわらず、1,270万円 |
| 貸付対象となる被害 | ① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害の価値が時価の1/3以上の損害 |
| 貸付金額 | ① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 " 150万円 ③ 住居の半壊 " 170(250)万円 ④ 住居の全壊 " 250(350)万円 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円 ⑥ ①と②が重複 " 250万円 ⑦ ①と③が重複 " 270(350)万円 ⑧ ①と④が重複 " 350万円 ※特別の事情がある場合は、()内の額 |
| 利率 | 年3%以内で市町村の条例により設定。ただし、据置期間中は無利子(令和4年3月 埼玉県地域防災計画) |
| 据置期間 | 3年(特別の場合5年) |
| 償還期間 | 10年間(据置期間を含む) |
| 償還方法 | 年賦又は半年賦 |
| 費用負担 | 貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。 |

(3) 市税等の徴収猶予、減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)、被保険者等に対し、地方税法等により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて適時・適切に講ずる。

ア 市税の納税緩和措置

| 項目 | 内容 |
|---------------------------------------|--|
| 期限の延長 | 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により、災害が治まったあと2か月以内(特別徴収義務者は30日以内)に限り、当該期限を延長する。災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用地域と期限の延長を指定する。 |
| 徴収猶予(地方税法第15条) | 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付、又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。 |
| 滞納処分の執行の停止等(地方税法第15条の5、第15条の7、第15条の9) | 災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の免除等適切な措置を講ずる。 |
| 減免 | 被災した納税義務者に対し該当する各税目について次により減免を行う。 ① 市民税(法人市民税を含む) 被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。 ② 固定資産税、都市計画税 |

| 項目 | 内容 |
|----|---------------------------------------|
| | 被災した固定資産（土地、家屋及び償却資産）の被災の程度に応じて減免を行う。 |

イ 国民健康保険税の減免等

| 項目 | 内容 |
|--------------------|--|
| 徴収猶予 (地方税法第15条) | 災害により財産に損害を受けた納税義務者が、保険税を一時に納付できないと認められるときは、その者の申請に基づき、納付できない金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。 |
| 減免 | 災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。 |

ウ 介護保険料の減免等

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 徴収猶予 | 納付義務者又はその生計主が、災害により財産に著しい損害を受け、保険料を納付することができないと認められる場合に、申請に基づき、納付することができないと認められる金額及び6月以内の期間を限度として徴収猶予する。 |
| 減免 | 納付義務者又はその生計主が、災害により財産に著しい損害を受け、保険料を全額負担することが困難であると認められる場合に、申請に基づき、その損害の程度に応じて減免する。 |

エ 国民年金保険料の免除

第一号被保険者（強制加入）又はその世帯員が被災により財産に損害を受け、保険料の納付が困難なときは、申請に基づき、内容審査のうえ、年金事務所に保険料免除申請書を提出する。

オ 保育料の減免

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて、保育園や学童保育クラブの保育料を減免する。

カ 国民健康保険一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条）

災害により国民健康保険の被保険者が死亡し、身体に著しい障がいを受け、又は資産に重大な損害を受けた場合であって、医療機関から療養の給付を受ける際に、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合に、申請に基づき、一部負担金を減免し、又は6月以内の期間を限度として徴収を猶予する。

キ 後期高齢者医療保険等の減免

被保険者又は生計維持者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、申請に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合に、保険料等の減免申請書を提出する。

ク 介護保険サービス利用料の減免等（介護保険法第50条、第60条）

要介護者等又は世帯の主たる生計維持者が住宅、家財等に著しい損害を受け、介護サービスの利用料負担が困難であると認める場合に、申請に基づきサービス利用料の減免を行う。

4 住宅資金及び生活福祉資金の融資

市は、被災者の生活再建等に関する災害復旧住宅資金や生活福祉資金の融資制度の手続きなどについて、周知に努める。

(1) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復旧住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

■建設資金

| 項目 | 内容 | | | | | | | | |
|------------|--|----------|-------|----------|-----------|---------|-----|------------|---------|
| 貸付対象者 | 自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。) | | | | | | | | |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資 ・ 融資が受けられる住宅には、居室、台所及びトイレが備えられていることが必要 ・ 床面積の制限はない(店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要) ・ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・ この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間(利息のみの支払期間)を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">融資限度額</th> <th style="text-align: center;">返済期間(最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土地を取得する場合</td> <td style="text-align: center;">3,700万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土地を取得しない場合</td> <td style="text-align: center;">2,700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p> | 項目 | 融資限度額 | 返済期間(最長) | 土地を取得する場合 | 3,700万円 | 35年 | 土地を取得しない場合 | 2,700万円 |
| 項目 | 融資限度額 | 返済期間(最長) | | | | | | | |
| 土地を取得する場合 | 3,700万円 | 35年 | | | | | | | |
| 土地を取得しない場合 | 2,700万円 | | | | | | | | |

■購入資金

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を購入する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。) |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を購入する場合に受けられる融資 ・ 融資が受けられる住宅には、居室、台所及びトイレが備えられていることが必要 ・ 床面積の制限はない(店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要)。 ・ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・ この融資は、融資の契約日から最長3年間の元金据置期間(利息のみの支払期間)を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる。 <p>■新築住宅の購入</p> |

| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること。 ・ 申込日前に登記上申込人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと。 <p>■中古住宅の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であること。 ・ 申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと。 ・ 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること。 <p>■融資額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3,700万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災親族同居の場合は+640万円</p> | 融資限度額 | 返済期間（最長） | 3,700万円 | 35年 |
|---------|--|-------|----------|---------|-----|
| 融資限度額 | 返済期間（最長） | | | | |
| 3,700万円 | 35年 | | | | |

■補修資金

| 項目 | 内容 | | | | |
|---------|--|-------|----------|---------|-----|
| 貸付対象者 | 自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を補修する者で、住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象 | | | | |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資 ・ 融資が受けられる住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要 ・ 床面積の制限はない（店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）。 ・ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ・ この融資は、融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間の設定を希望すると元金据置期間分返済期間を延長することができる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">融資限度額</th> <th style="width: 50%;">返済期間（最長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,200万円</td> <td style="text-align: center;">20年</td> </tr> </tbody> </table> | 融資限度額 | 返済期間（最長） | 1,200万円 | 20年 |
| 融資限度額 | 返済期間（最長） | | | | |
| 1,200万円 | 20年 | | | | |

(2) 生活福祉資金の融資

県社会福祉協議会により、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生させるため、生活福祉資金貸付制度により民生委員・児童委員及び、市の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

■生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

| 項目 | 内容 |
|-------|--------------------------------------|
| 貸付対象者 | 災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得世帯 |
| 貸付限度 | 150万円以内 |
| 償還期間 | 1年以内の据置期間経過後7年以内 |
| 貸付利子 | 利率：年3%（据置期間中は無利子）（令和4年3月 埼玉県地域防災計画） |

■生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 |
| 貸付限度 | 250万円以内 ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は350万円以内（被災援護資金と住宅資金の重複貸付） |
| 償還期間 | 6月以内の据置期間経過後7年以内 |
| 貸付利子 | 利率：年3%（据置期間中は無利子） （令和4年3月 埼玉県地域防災計画） |

5 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者再建支援金が支給される。

(1) 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、以下に示すとおりである。

■被災者生活再建支援制度の概要

| 項目 | 内容 |
|---------|--|
| 目的 | 被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。 |
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害） |
| 対象災害の規模 | 政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 |
| 支援対象世帯 | 住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害と認められる世帯として政令で定められるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない理由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯（居住者安定支援制度のみ該当） ⑤ 中規模半壊の被害を受けたとみられる世帯 ※全壊：損害割合 50%以上 半壊：損害割合 20%以上 50%未満 大規模半壊：損害割合 40%以上 50%未満 |

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | |
|--|---|---------|------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | 中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満 | | | | | | | | | | |
| 支援金の額 | 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) | | | | | | | | | | |
| | ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> | 住宅の被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 | 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 |
| | 住宅の被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 | | | | | | |
| | 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | |
| | ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） | | | | | | | | | | |
| 〈全壊等〉 | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃貸（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> | 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） | 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | | | |
| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） | | | | | | | | |
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | |
| 〈中規模半壊〉 | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃貸（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> </table> | 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） | 支給額 | 100万円 | 50万円 | 25万円 | | | |
| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸（公営住宅以外） | | | | | | | | |
| 支給額 | 100万円 | 50万円 | 25万円 | | | | | | | | |
| | ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、差額を支給 | | | | | | | | | | |

（2）支援金の支給

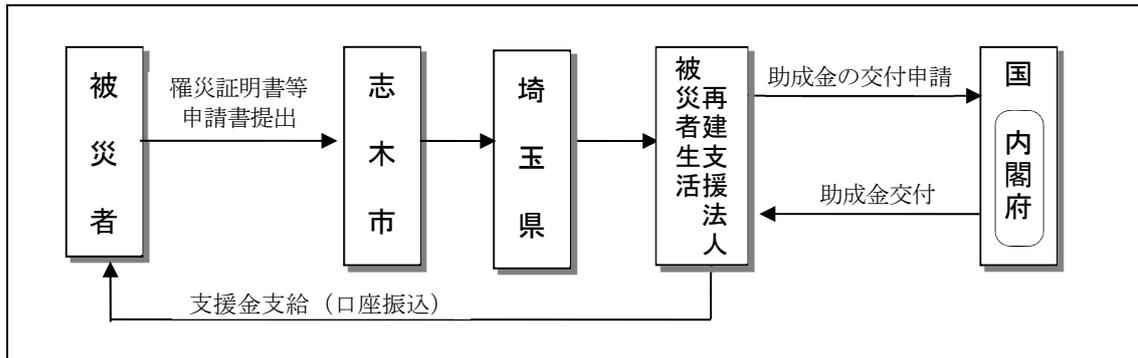
本部事務局は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、埼玉県に送付する。

被災者生活再建支援金の支給に際して、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

■被災者生活再建支援金支給に係る関係機関の措置

| 関係機関 | 措置内容 |
|-------------|--|
| 市 | ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請等の必要書類の取りまとめ及び県への送付 |
| 県 | ① 被害状況の取りまとめ ② 被害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付 |
| 被災者生活再建支援法人 | ① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告 |
| 国（内閣府） | 被災者生活再建支援法人への補助金交付 |

■支援金の支給手続



6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

前記の法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。このため、埼玉県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

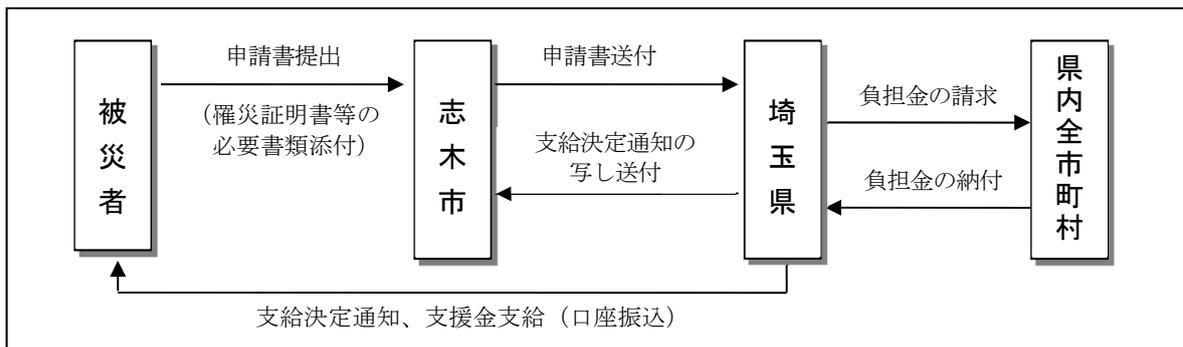
埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 目的 | 被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。 |
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。 |
| 支援対象世帯 | 住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準じる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 |

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|---------|------------|------------|-------|-------|------|---------|-------|----|------------|-------------------|-------|-------|------|-------|-------|------|------|
| 支援金の額 | <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>支給額</td> </tr> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>全壊、解体、「長期避難、大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</p> | 住宅の被害程度 | 支給額 | 全壊、解体、長期避難 | 100万円 | 大規模半壊 | 50万円 | 住宅の被害程度 | 建設・購入 | 補修 | 賃借（公営住宅以外） | 全壊、解体、「長期避難、大規模半壊 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | 中規模半壊 | 100万円 | 50万円 | 25万円 |
| 住宅の被害程度 | 支給額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全壊、解体、長期避難 | 100万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大規模半壊 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅の被害程度 | 建設・購入 | 補修 | 賃借（公営住宅以外） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全壊、解体、「長期避難、大規模半壊 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中規模半壊 | 100万円 | 50万円 | 25万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村 | <p>① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県 | <p>① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

■埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



(2) 埼玉県・市町村半壊生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

| 項目 | 内容 |
|----|--|
| 目的 | 災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。 |

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害） |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。 |
| 支援対象世帯 | 埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯 |
| 給付金の額 | 50万円 (※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円) |
| 市町村 | ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付 |
| 県 | ① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定 |

【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続き】

埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ。

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

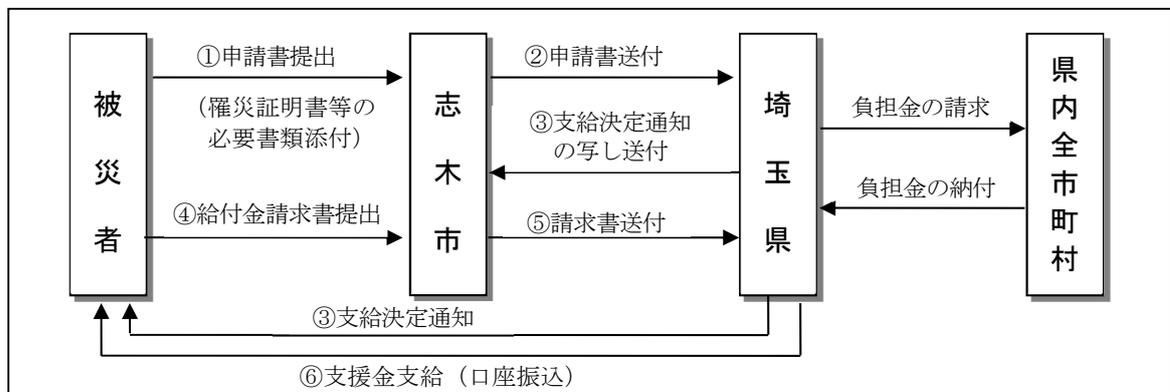
■埼玉県・市町村家賃給付金の概要

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 目的 | 自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。 |
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる災害） |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。 |
| 給付対象世帯 | 下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変さらになること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院している、かかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 |
| 給付対象世帯 | ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育して |
| | ⑥ いるペットの飼育が困難になること。 ⑦ その他、前各号に準じるやむを得ないと認められる理由。 |
| 給付金の額 | 給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人 |

| 項目 | 内容 |
|-----|---|
| | 以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。 |
| 市町村 | ①住宅の被害認定 ②罹災証明書等必要書類の発行 ③被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付 |
| 県 | ①被害状況の取りまとめ ②支給申請書等の受領、審査(第2次)、支給の可否の決定 ③被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④被災世帯主へ給付金の支給 ⑤各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥申請期間の延長決定 |

資料) 「埼玉県地域防災計画」令和4年3月、埼玉県防災会議

■埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



(4) 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、以下のとおりである。

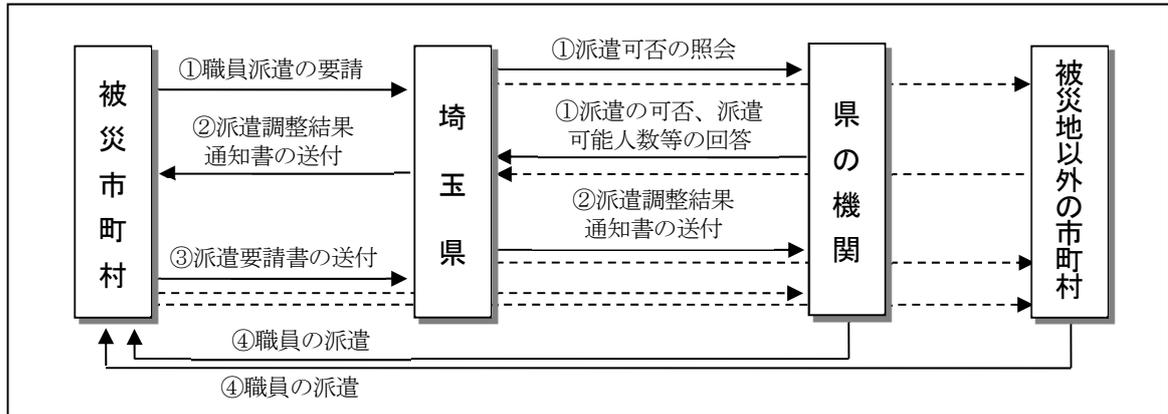
■埼玉県・市町村人的相互応援の概要

| 項目 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 目的 | 災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。 |
| 対象災害 | 災対法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害 |
| 応援内容 | 被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。 |
| 被災市町村 (要請市町村) | ①県に職員派遣の要請(派遣要請依頼書の提出) ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受け入れ |
| 被災地以外の 市町村 (派遣市町村) | ①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣 |
| 県 (統括部、支部) | ①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 |

| 項目 | 内容 |
|----|---|
| | ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣 |

資料) 「埼玉県地域防災計画」 令和4年3月、埼玉県防災会議

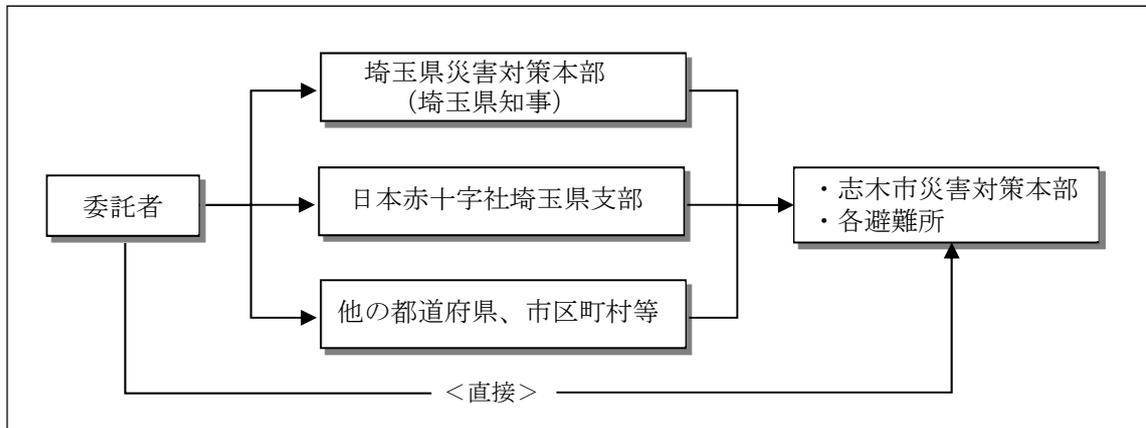
■埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



7 義援金品の配分

一般から抛出された義援金品で市に寄託されたもの、及び県知事又は日本赤十字社埼玉県支部から送付された義援金品を確実、迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

■義援金品の経路概要



(1) 義援金品の受付

一般から抛出された義援金品で市に寄託されたもの、及び県知事又は日本赤十字社埼玉県支部から送付された義援金品については、出納班において受け付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時にその他の場所でも受け付ける。義援金品の受領については、寄託者に受領書を発行する。

(2) 義援金品の配分

義援金品の配分は、被害状況確定後、市長の決定に基づき、被災地区の罹災人員等の

被災状況を勘案して、配分計画を立案して被災者に配分する。

被災者に対する配分に当たっては、必要に応じて各種団体の協力を得て、迅速に配分する。

(3) 義援金品の保管場所

寄託又は送付された義援金品を、被災者に配分するまでの一時保管場所として、市の指定する場所に保管する。

8 被災中小企業等への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として一般金融機関及び政府系金融機関等に融資が円滑に行われるよう次の措置を実施する。

市は、融資制度の広報に努める。

(1) 経営安定資金（災害復旧貸付）

経営安定資金（災害復旧貸付）の概要は、次のとおり。

| 項目 | 内容 | |
|--------|---|--|
| 融資対象 | ①貸付ごとに定めている条件を満たしている。 | |
| | 大臣指定等貸付 | 知事指定等貸付 |
| | 次のア～ウのいずれかに該当する。 ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害の影響を受けており、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 イ 経済産業大臣が指定した突発的災害（事故、自然災害等）の影響を受けており、セーフティネット保証の認定を受けている。 ウ 経済産業大臣が指定した内外の金融秩序の混乱その他の突発的事由の影響を受けており、危機関連保証の認定を受けている。 | 県内で災害の影響を受け、市町村長等の発行する罹災証明を受けている。 |
| | ②信用保証対象業種を営んでいる。 ③県内で客観的に事業に着手していること。 ④事業税等を滞納していない。 ⑤事業に必要な許認可等を取得している。等 | |
| 融資限度額 | 大臣指定等貸付：①設備資金※ ¹ 8,000万円、②運転資金※ ² 8,000万円 （①②併用の場合は、合計1億6,000万円） 知事指定等貸付：③設備資金※ ¹ 8,000万円、④運転資金※ ² 8,000万円 （③④併用の場合は、合計1億6,000万円） （①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円） ※1：中小企業組合の場合は1億円、※2：中小企業組合の場合 8,000万円 | |
| 融資条件 | 使途 | 設備資金及び運転資金 |
| | 貸付期間 | 1年超10年以内 |
| | 利率 | 大臣指定等貸付：年0.9～1.1%以内（令和4年10月現在） 知事指定等貸付：年1.0～1.2%以内（令和4年10月現在） |
| | 担保 | 金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める |
| | 保証人 | 個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要 |
| | 信用保証 | 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還 据置期間2年以内 | |
| 申込受付場所 | 中小企業者：商工会議所又は商工会 中小企業組合：埼玉県中小企業団体中央会 | |

9 被災農林漁業関係者への融資

県は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融機関の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるように努める。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次のとおり。

| 項目 | 内容 |
|----------------|---|
| 根拠法 | 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 |
| 法律の発動 | 天災による農林水産物の被害が著しく、国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に、必要事項を定めた政令を制定し発動（法第2条） 具体的には、被害の規模、広がり、深さ、資金需要等を総合的に勘案し判断 |
| 対象者 (借受資格者) | 農業者の場合、減収量30%以上、かつ、損失額10%以上の被害を受けた者で、市町村長の認定を受けた被害農林漁業者 |
| 資金使途 | 種苗、肥飼料、農薬、燃料費等、農林漁業経営に必要な資金 |
| 貸付利率 | 年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 (令和4年3月 埼玉県地域防災計画) |
| 償還期限 | 3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内） |
| 貸付限度額 | 市長の認定した損失額又は200万円（個人）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円） |
| 助成内容 | 市町村又は都道府県が金融機関（農協、銀行等）に対して、利子補給又は利子補給補助を行った場合、国は都道府県に対し利子補給補助を実施 |
| 融資機関 | 農業協同組合、金融機関 |

(2) 農林漁業施設資金（災害復旧施設）

農林漁業施設資金（災害復旧施設）の概要は、次のとおり。

なお、借入の際には市長が発行する罹災証明書等が必要。

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 貸付対象者 | ①農林業を営む方 ②農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等 |
| 資金の使途 | 災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金 ①果樹の改植等（主務大臣指定施設） 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 ②個人施設（主務大臣指定施設） 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 ③共同利用施設 農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用 |
| 利率（年） | 貸付期間に応じて年0.40%～0.80%（令和5年1月19日現在） |

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 償還期限 | 15年以内（うち据置期間3年以内） ただし果樹は25年以内（うち据置期間10年以内）、共同利用施設は20年以内（うち据置期間3年以内） |
| 貸付限度額 | 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船1,000万円）のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80%） |
| 取扱融資機関 | ㈱日本政策金融公庫 |

（3）農林漁業セーフティネット資金

農林漁業セーフティネット資金の概要は、次のとおり。

なお、借入の際には市長が発行する罹災証明書等が必要。

| 項目 | 内容 | |
|--------|--|--|
| 借入対象者 | ①主要な事業用資産が地震・津波などにより損害を受けた主業農林漁業者 ②取引先が地震・津波などにより被災したことで売上が相当程度減少する主業農林漁業者等 | |
| | 個人 | 農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方 又は、農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方 |
| | 法人 | 農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方又は、農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方 |
| 資金の用途 | 農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金 | |
| 利率（年） | 0.40～0.75%（令和5年1月19日現在） | |
| 返済期間 | 15年以内（うち据置期間3年以内） | |
| 融資限度額 | 一般600万円、特認年間経営費等の3/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合） | |
| 取扱融資機関 | ㈱日本政策金融公庫 | |

（4）埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく農業災害資金の貸付

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく農業災害資金の貸付の概要は、次のとおり。

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 降ひょう、降霜、低温、暴風雨、豪雨、干ばつ、降雪等の天災による災害によって損失を受けた被害農業者であって市町村長の認定を受けた被害農業者であって市町村長の認定を受けた者 被害農業者として認定を受ける条件 ①農産物・畜産物・繭等 30（減収量）/100（平均収穫量）以上で、かつ10（損失額）/100（平年農業総収入）以上のもの ②果樹・茶樹・桑樹・花植木等 30（損失額）/100（被害時価額）以上のもの ③農業用生産施設 30（損失額）/100（被害時価額）以上のもの |
| 資金用途 | 種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウスその他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、畜舎、農産物倉庫、作業場等の復旧に必要な資金等。 |
| 貸付利率 | 年3.5%以内（令和4年3月 埼玉県地域防災計画） 災害からの復旧に必要な資材費等（農薬、肥料、苗代など）のかかり増し経費は、無利子で融資。 |

| 項目 | 内容 |
|-------|-----------------------------|
| 償還期限 | 6年以内（据置1年） |
| 貸付限度額 | 市町村長が認定した損失額又は500万円のいずれか低い額 |
| 融資機関 | 農業協同組合又は金融機関 |
| 担保 | 保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する。 |
| その他 | 当該市町村長の被害認定を受けた者 |

（5）農業災害の補償等

農業保険法に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

| 項目 | 内容 |
|---------------------|--|
| 支払の相手 | 当該共済加入の被災農家 |
| 埼玉県で農業共済の対象としている作物等 | 農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物） |
| 支払機関 | 農業共済組合 |

※法改正により、令和元年産の米・麦は任意加入制に移行

10 郵便物の特別扱い

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、公衆の被害状況など被災地の実状に応じ、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

市は、郵便物の特別扱いについて周知に努める。

| 項目 | 内容 |
|--------------------|--|
| 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 | 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 |
| 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 | 被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。 なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 |
| 被災地あて救助用郵便物の料金免除 | 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受場所はすべての郵便局とする（簡易郵便局を含む。）。 |
| 利用の制限及び業務の停止 | 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。 |

11 尋ね人の相談に関する計画

情報手段の混乱等により被災者の安否や移動先について全国各地の親族、知人・友人等から安否の紹介が市役所、警察、避難所に寄せられ、その対応に苦慮している。

この教訓を踏まえ、被災者の安否等の情報を正確に把握し、迅速な対応を図る。

(1) 相談窓口の開設

ア 正確な情報の把握

発災直後から警察、消防、医療等関係機関、避難所、市民組織等と緊密に連絡し、被災者に関する情報を収集する。

イ 警察との連携

収集した被災者に関する情報を整理する。朝霞警察署と連携して「相談窓口」を開設する。相談件数の減少に応じて窓口を閉鎖する。

(2) 情報の提供

被災者の安否等の情報提供手段は、以下のとおり。

ただし、情報の提供に際しては、被災者の個人情報に十分配慮して行うものとする。

- 新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の活用
- 臨時広報等の発行、避難所等への掲示
- NTTの災害用伝言ダイヤル171及び災害用伝言板web171の活用
- エリアメール、市ホームページ等の活用

12 被災者の精神的ケアに関する計画

大規模災害による被災者の精神的ショックと長期間にわたる避難生活等のストレスにより、心身の不調を原因とする被災者が多く見られる。

このため被災者の精神的ケアをすることが、被災後初めて大きな問題として提起された。こうした被災者の現状を踏まえて、被災者の精神的ケアの計画を策定する。災害によって心に傷を負った被災者の精神的ケアは、次のとおりとする。

- 避難生活が長期化した場合、巡回訪問等の対応
- 精神科医師、看護師、カウンセラー、ソーシャルワーカーの確保
- 健康状態調査の実施
- 精神面の相談所などの拠点の整備
- 話し相手、介護等のボランティアの協力
- 医療機関、関係機関と連携を密にし、被災者の精神的ケアの支援に努める。
- 職員への惨事ストレス対策（精神科医師等の専門家の派遣要請）

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

第1節 策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年12月施行)は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している埼玉県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(内閣府(防災担当))を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、南海トラフ地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は南海トラフ地震臨時情報が発表される。

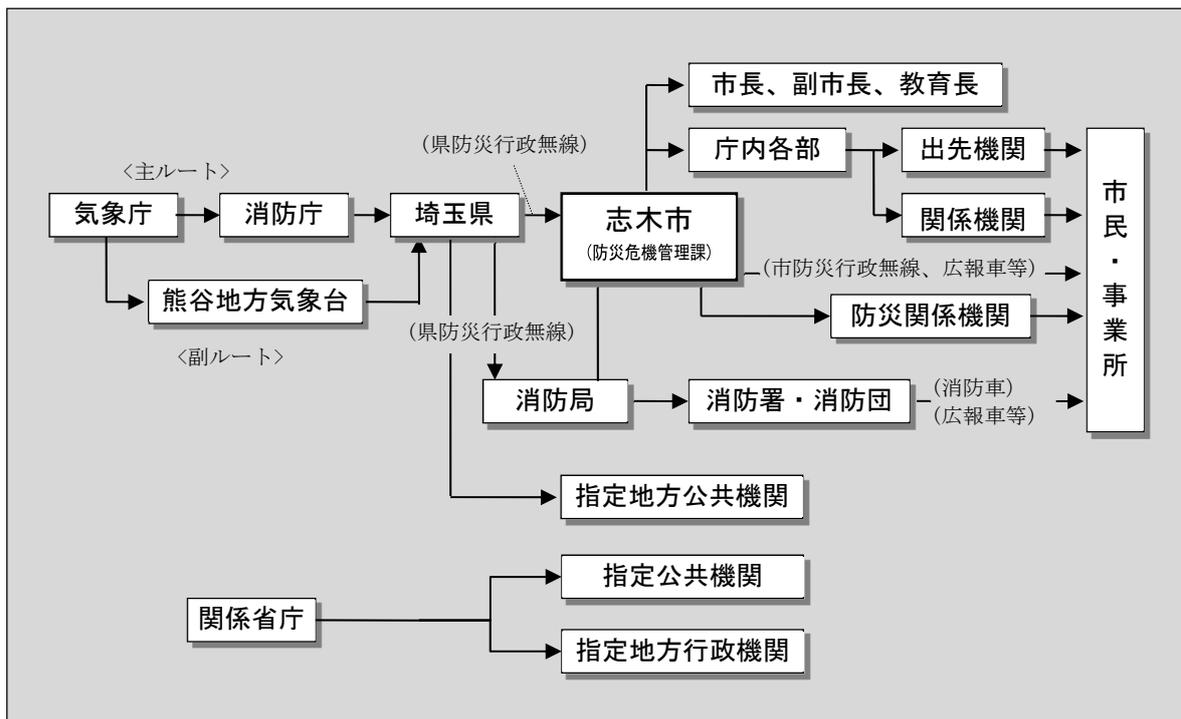
このため、臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

| 方策 | 主な担当 |
|------------------------|---------|
| 1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達 | 防災危機管理課 |
| 2 市民、企業への呼びかけ | 防災危機管理課 |

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

気象庁又は埼玉県から南海トラフ地震臨時情報や南海トラフ地震関連解説情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、出先機関に伝達するとともに、防災対策上重要な関係機関、施設、団体等に伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報伝達系統図



2 市民、企業への呼びかけ

市及び埼玉県は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

| ケース | 気象庁発表状況 | 警戒、注意をする期間 |
|---------|-------------------------|----------------------------------|
| 半割れ | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) | 2週間 (警戒：1週間、注意：1週間) |
| 一部割れ | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) | 1週間 |
| ゆっくりすべり | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) | すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間 |

■市民へ呼びかける防災対応の内容

- 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。
(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
- 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない等

■企業等の防災対応

- 日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。
(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等

第6章 火山噴火降灰対策

第1節 火山噴火降灰対策の概況

市内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）や富士山火山広域防災検討会報告（平成17年）による富士山降灰可能性マップによれば、県内では、南部で最大約2～10cmの降灰が予想されており、本市内でも、風向き等によっては降灰の可能性がある。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、県北西部にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

1 富士山が噴火した場合

本市内は、最大約2～10cmの降灰堆積の可能性はある。

図は、すべての季節を重ね合わせて作成したものである。

■富士山大規模噴火による火山灰の降灰範囲



出典) 富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」

2 その他近隣の火山

本市の最寄りの火山である浅間山、草津白根山が噴火した場合にも、状況によっては降灰の可能性が考えられる。

《参考》

◆「降灰」について

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

《参考》

◆「火山灰の特徴」について

- ・ 粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある）
- ・ マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- ・ 亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
- ・ 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- ・ 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- ・ 硫酸イオンは金属腐食の要因
- ・ 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる。湿った火山灰は乾燥すると固結する
- ・ 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
- ・ 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
 - 苦鉄質（シリカに乏しい） マグマ⇒非爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率少ない
 - 珩長質（シリカに富む） マグマ⇒爆発的噴火⇒細粒粒子の生産率多い

資料) 内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会

第2節 噴火降灰の予防・事前対策

富士山及び浅間山の噴火が市民生活等に与える影響を最小限にするため、火山噴火に関する知識の普及を図るとともに、事前対策の検討や、食料等の備蓄を推進する。

市の「噴火降灰の予防・事前対策」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

| 方策 | 主な担当 |
|----------------------|---------|
| 1 火山噴火に関する知識の普及 | 防災危機管理課 |
| 2 降灰による災害の予防・事前対策の検討 | 防災危機管理課 |
| 3 飲料水、食料、生活必需品の備蓄 | 防災危機管理課 |

1 火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及・啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

（1）噴火警報・予報、降灰予報

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発災から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平時から、噴火時の想定される火山現象の状況に応じた警戒態勢の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを次表に示す。

■埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

| 区分 | 火山名 |
|------------------|---------------------------------------|
| 噴火レベルが運用されている火山 | 富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他 |
| 噴火レベルが運用されていない火山 | 赤城山、榛名山他 |

■噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

| 種別 | 名称 | 対象範囲 | 発表基準 | 噴火警戒レベル (キーワード) |
|----------|--------------------------------|-----------------------|---|---------------------------|
| 特別 警報 | 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報 | 居住地域及 びそれより 火口側 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。 | レベル5 (避難) |
| | | | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。 | レベル4 (避難準備) |
| 警報 | 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報 | 火口から居 住地域近く まで | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | レベル3 (入山規制) |
| | | 火口周辺 | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | レベル2 (火口周辺規制) |
| 予報 | 噴火予報 | 火口内等 | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 | レベル1 (活火山である ことに留意) |

■噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

| 名称 | 対象範囲 | 発表基準 | 噴火警戒レベル (キーワード) |
|--------------------------------|-------------------|---|--------------------|
| 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報 | 居住地域及びそれより 火口側 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される | 居住地域 嚴重警戒 |
| 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報 | 火口から居住地域近く まで | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 入山危険 |
| | 火口周辺 | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 火口周辺危険 |
| 噴火予報 | 火口内等 | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。 | 活火山であるこ とに留意 |

ウ 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝

え、身を守る行動をとっていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

エ 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

オ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

カ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

①降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に定期的（3時間ごと）に発表。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

②降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山※2 に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。
- ・ 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

キ 火山ガス予報

気象庁が居住地に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

ク 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

（2）市及び埼玉県が行う火山噴火に関する知識の普及

市は、県と協力し、次の事項について市民への普及・啓発に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 火山現象や前兆現象に関する知識➤ 火山情報の種類と発表基準➤ 降灰予想や備蓄品目、噴火時にとるべき行動等 （マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品） |
|--|

2 降灰による災害の予防・事前対策の検討

降灰によって生じることが想定される健康被害、空調機器等への影響、視界不良時の交通安全確保、農作物等への被害、上下水道施設等への影響、降灰処理について、予防・事前対策を検討する。

3 飲料水、食料、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、食料、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品（3 日以上を目標とし、可能であれば 1 週間以上を推奨）の備蓄を推進する。

第3節 噴火降灰の応急対策

市は、市域内で富士山等の噴火により降灰が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、関係機関の協力を得て応急対策を実施し、市民の安心・安全な生活を確保する。

市の「噴火降灰の応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 主な担当 |
|----------------------------|------------------------------|
| 1 応急活動体制の確立 | 本部事務局、人事班 |
| 2 情報の収集・伝達 | 本部事務局、広報班、総務班 |
| 3 避難所の開設・運営 | 本部事務局、避難所班 |
| 4 医療救護 | 医療班、消防署 |
| 5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 | 本部事務局、総務班、水道班、下水道班、ライフライン事業者 |
| 6 農業者への支援 | 交通衛生班 |
| 7 降灰の処理 | 交通衛生班、施設復旧班 |
| 8 広域一時滞在 | 本部事務局、調査財政班 |
| 9 物価の安定、物資の安定供給 | 交通衛生班 |

1 応急活動体制の確立

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

市の配備体制については、比較的軽微な被害の場合は平時の体制で対応し、全庁的な対応が必要と判断される場合は、状況に応じて警戒体制又は非常体制を執るものとする。

2 情報の収集・伝達

(1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは市内に降灰があったときは、市及び県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。

発信手段は、「本編 第3章 第3節 第1 情報通信手段の確保」を準用する。

気象庁防災情報提供システムで取得する情報は次のとおりとする。

■気象庁防災情報提供システムで取得する情報

- 噴火警報・予報
- 火山の状況に関する解説情報
- 噴火に関する火山観測報
- 火山に関するお知らせ

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、埼玉県災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。県は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・情報センターに降灰の情報を伝達する。降灰調査項目は次のとおり。

■降灰調査項目

- | | |
|---------------|-------------|
| ➤ 降灰の有無・堆積の状況 | ➤ 堆積物の採取 |
| ➤ 時刻・降灰の強さ | ➤ 写真撮影 |
| ➤ 構成粒子の大きさ | ➤ 降灰量・降灰の厚さ |
| ➤ 構成粒子の種類・特徴等 | |

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、防災行政無線、市公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等）も活用する。

■市民が取るべき行動例

- | |
|--|
| ➤ 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。 |
| ➤ 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。 |
| ➤ 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。 |
| ※ ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウオッシャー液等で洗い流してから作動させる。 |

3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を收容するため、市は避難所を開設・運営する。

避難所の開設・運営は、「本編 第3章 第12節 避難支援活動」を準用する。

ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4 医療救護

医療救護については、「本編 第3章 第10節 救急救助・医療救護」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策については、「本編 第3章 第19節 公共施設等の応急対策」を準用する。

降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講ずる。

■降灰被害の事例

| 施設区分 | 被害内容 |
|------|---|
| 電気設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・降灰の荷重により、電線が切れる。 ・雨を含んだ火山灰が付着した碍子※の絶縁不良によってショートする。 ※電線とその支持物との間を絶縁するために用いる器具。一般には電柱・鉄塔などに装着される電力用又は電信用のものを指す。 |
| 上水道 | <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。 ・火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。 |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。 |
| 鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ・分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。 |

6 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するよう市は埼玉県と協力し、支援する。

また、火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

7 降灰の処理

(1) 火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。

私有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

(2) 降灰の収集

市は、家庭から排出された灰の回収を実施する。その際、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

また、各事業者から排出された灰については、一時的な仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

8 広域一時滞在

市は、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受入れる。

受入れに当たっては、「本編 第3章 第6節 応援要請・要員確保」を準用する。

9 物価の安定、物資の安定供給

市及び県は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者

による買い占め、売り惜しみが生じないように監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1節 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、市及び県等の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2節 シビアコンディションへの対応

震災対策編の第1章から第4章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、そのうえで生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守るうえで有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、そのうえで、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

本市においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、最優先に市民の生命を守ることが重要である。

また、埼玉県の場合は、首都直下地震発災時においても比較的被害が少ないとされ、全

国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、本市もその一翼を担うことになる。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

| ① 命を守るのは「自分」が基本～大震災では家具が凶器になります～ | |
|---|---|
| シビアな状況 | <p>埼玉県や市、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。</p> <p>しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。</p> <p>発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。</p> <p>また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。</p> <p>新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により市内に115人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みです。</p> <p>緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。</p> <p>市民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。</p> <p>そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。 ○室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。 |
| 対策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。 ○家具の配置を見直し、家具の固定を進める。 ○地震に備えた防災総点検を行う。 |

| ② 支援者の犠牲はあってはならない | |
|--------------------------|---|
| シビアな状況 | <p>総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。</p> <p>同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。</p> <p>阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。</p> <p>犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。</p> <p>内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖をしていただく消防団もあります。</p> <p>また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。</p> <p>しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にはしてはいけません。</p> <p>「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要です。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。 ○現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。 |
| 対策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。 ○支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。 ○必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。 ○防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。 |

| ③ 火災から命を守る | |
|-------------------|--|
| シビアな状況 | <p>関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。</p> <p>延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。</p> <p>関東大震災では100箇所「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。</p> <p>一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。</p> <p>シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。</p> <p>また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、市民への被害が多大になります。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。 ○消防機関の現場到達を早める。 ○火災から逃げ遅れる人をなくす。 |
| 対策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。 ○安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。 ○被害や危険地域の正確な把握と、市民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。 ○道路啓開や交通規制を行うため埼玉県警、市、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。 |

④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇

| | |
|--------|---|
| シビアな状況 | <p>東日本大震災（平成23年3月11日）では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。</p> <p>発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要しました。</p> <p>これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後 1 か月以上続くことも想定しなければなりません。</p> <p>大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます。</p> <p>公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられています。消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。</p> <p>製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し市災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1 か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。 ○電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。 ○首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。 |
| 対策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部が設置される市庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。 ○災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。 ○非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。 ○ライフライン事業による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。 ○埼玉県外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。 ○長期避難を想定し埼玉県内避難所の環境を向上させるとともに市民及び他都県民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。 |

| ⑤ その時、道路は通れない | |
|----------------------|---|
| シビアな状況 | <p>首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されています。</p> <p>しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。</p> <p>加えて、沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。</p> <p>走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。</p> <p>首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。</p> <p>一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。</p> <p>また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。</p> <p>レッカー車の不足及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。</p> <p>鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。</p> <p>また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生するおそれもあります。</p> <p>これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。 ○緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。 ○道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。 |
| 対策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国県道の幹線道路網の整備を進める。 ○都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）を拡大する。 ○災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。 ○既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。 |

| ⑥ デマやチェーンメールは新たな災害 | |
|---------------------------|---|
| シビアな状況 | <p>東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。</p> <p>その中で、SNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。</p> <p>しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。</p> <p>これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。</p> <p>東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。</p> <p>デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。</p> <p>「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれませぬ。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。 ○政府、行政による正確な情報発信が不足する。 ○不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。 |
| 対策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。 ○正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。 ○政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。 |

| ⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応 | |
|---------------------------|---|
| シビアな状況 | <p>阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。</p> <p>一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。</p> <p>首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。</p> <p>国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。</p> <p>医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。</p> <p>しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。</p> <p>また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。</p> <p>さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入れ医療機関を確保する必要がある。 ○道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。 ○電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。 |
| 対策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。 ○医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。 ○都内等か埼玉県内医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。 ○平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。 ○一定の安全を確保した上での市民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。 ○災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、すべての病院の耐震化を進める。 |

| ⑧ 都心からの一斉帰宅は危険 | |
|-----------------------|---|
| シビアな状況 | <p>埼玉県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行いました。</p> <p>まず、埼玉県外で帰宅困難になる埼玉県民の発生数は、136万人であると推計しました。</p> <p>そのうち88万人は東京23区内で被災します。交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になります。</p> <p>次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションしました。例えば、都内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となりました。</p> <p>帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測されます。</p> <p>その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられます。</p> <p>発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になります。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。 ○徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる。 ○緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。 |
| 対策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。 ○慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の利用を促進する。 ○都内にいる市民も含め、埼玉県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報をさまざまな手段で発信する。 ○主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。 ○公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。 |

⑨ 危険・不便な首都圏からの避難

| | |
|--------|---|
| シビアな状況 | <p>国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定されます。</p> <p>1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。</p> <p>また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。</p> <p>道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要があります。</p> <p>特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、埼玉県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。 ○緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。 ○観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。 ○他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。 |
| 対策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないよう、あらかじめ受入れ先や輸送手段等を確保する。 ○計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。 ○九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、埼玉県内市町村との受入れ調整を行い、埼玉県内又は群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入れ）と調整を行う。 ○発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。 ○被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。 |

| ⑩ 助かった命は守り通す | |
|---------------------|---|
| シビアな状況 | <p>大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまうおそれがあります。</p> <p>東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。</p> <p>死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割でした。</p> <p>例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。</p> <p>万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。 ○福祉避難所など比較的環境が整備された施設へ要配慮者を移送する体制の確立。 ○在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）。 |
| 対策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災地外の都道府県において、受入れ可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平時から情報を持ち合う。 ○避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。 ○発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。 ○被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。 |

⑪ 食料が届かない

| | |
|--------|--|
| シビアな状況 | <p>東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。</p> <p>もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。</p> <p>東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用しました。</p> <p>輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後、国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。</p> <p>そのような中、避難所には十分な食事が行きわたりませんでした。</p> <p>例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。</p> <p>また、国の物資調達も、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、1人1日約1食になります。</p> <p>道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。</p> <p>また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。</p> <p>シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。</p> <p>安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。</p> <p>南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地にほとんどの備蓄食料を提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。</p> |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○広域物資供給体制の整備 ○広域緊急輸送体制の整備 |
| 対策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。 ○国や他都道府県からの応援を県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。 ○原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。 ○複合災害も視野に入れ、市、県と合わせた備蓄を十分に行う。 |

| ⑫ 災害の連鎖を防止せよ | | | | | |
|--|--|---|---|--|--|
| シビアな状況 | <p>災害の連鎖の防止することが重要です。 一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。 例えば、次のような最悪シナリオがあります。</p> <p>■災害の連鎖により生じる被害シナリオ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、さまざまな産業への影響が全国に波及する。</td> </tr> <tr> <td>②港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。</td> </tr> <tr> <td>③工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。</td> </tr> <tr> <td>④日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。</td> </tr> </table> <p>すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能です。 しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。</p> | ①東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、さまざまな産業への影響が全国に波及する。 | ②港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。 | ③工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。 | ④日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。 |
| ①東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、さまざまな産業への影響が全国に波及する。 | | | | | |
| ②港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。 | | | | | |
| ③工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。 | | | | | |
| ④日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。 | | | | | |
| 課題 | ○災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。 | | | | |
| 対策の方向性 | ○各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。 ○各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。 | | | | |